

目 次

津市規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

議決を経た予算の公表

市道路線の認定

市道路線の区域決定

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定

介護保険法に基づく介護予防支援事業所の指定

放置自転車の撤去及び保管

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定

津市公告

令和 7 年度津市営住宅補充入居者の公募

地域計画の変更

負傷動物の収容

狂犬病予防法第 6 条第 1 項に規定する犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

公有財産売却に係る条件付一般競争入札の実施

地域計画の変更

津市上下水道事業告示

津市上下水道料金等の収納事務の一部委託

津市選挙管理委員会告示

津市議会議員選挙における選挙人名簿の登録

津市議会議員選挙における候補者届等の書類提出場所

津市議会議員選挙における選挙項及びその職務を代理すべき者の選任

津市議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

津市議会議員選挙における不在者投票の時間

津市議会議員選挙における投票機最初の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時

津市議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

津市議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市議会議員選挙における投票所

津市議会議員選挙における投票所の開閉時間

津市議会議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の見出し中「決定及び」を削り、同条中「通知は」の次に「、前条第 3 項の規定による場合を除き」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和7年12月19日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和8年1月5日

津市長 前 葉 泰 幸

令和7年度津市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度津市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度津市水道事業会計補正予算（第1号）

令和7年度津市水道事業会計補正予算（第2号）

令和7年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和7年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

令和7年度津市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度津市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,215千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,992,285千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		23,716,852	△5,249	23,711,603
	2 国 庫 補 助 金	5,953,543	△5,249	5,948,294
18 県 支 出 金		10,181,799	1,003	10,182,802
	2 県 補 助 金	3,231,305	1,003	3,232,308
19 財 産 収 入		317,496	1,151	318,647
	1 財 産 運 用 収 入	180,287	1,151	181,438
21 繰 入 金		13,535,881	51,636	13,587,517
	2 基 金 繰 入 金	7,921,486	51,636	7,973,122
23 諸 収 入		1,275,015	1,674	1,276,689
	5 雜 入	1,152,494	1,674	1,154,168
歳 入 合 計		133,942,070	50,215	133,992,285

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		18,416,440	1,320	18,417,760
	1 総 務 管 理 費	15,456,939	1,320	15,458,259
3 民 生 費		53,436,668	16,369	53,453,037
	1 社 会 福 祉 費	26,910,486	16,349	26,926,835
4 衛 生 費		20,887,410	20	20,887,430
	1 保 健 衛 生 費	3,491,906	△1,481	3,490,425
8 土 木 費	3 環 境 費	462,371	1,104	463,475
	7 上 水 道 費	523,775	△592	523,183
12 公 債 費		15,498,894	34,121	15,533,015
	4 港 湾 費	93,819	50	93,869
1 公 債 費	5 都 市 計 画 費	9,903,229	34,071	9,937,300
		11,167,030	△626	11,166,404
歳 出 合 計		133,942,070	50,215	133,992,285

第2表 繼続費補正

追 加

(単位 : 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	海浜公園内陸上競技場改修事業	2,679,371	令和7年度	
				令和8年度	353,574
				令和9年度	805,694
				令和10年度	1,520,103
10 教育費	2 小学校費	白山地域小学校整備事業（実施設計等）	40,774	令和7年度	
				令和8年度	40,774

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 : 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（交付金事業）	120,000
8 土木費	5 都市計画費	道路新設改良事業	450,000

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位 : 千円)

事項	期間	限度額
つ市議会だより発行事業	令和8年度	15,058
広報紙発行事業	令和8年度	47,501
津市まん中老人福祉センター指定管理委託	令和8年度から 令和12年度まで	57,423
観光振興事業負担金（花火大会・まつり事業）	令和8年度	49,350
道路維持事業	令和8年度	101,400
津なぎさまち内旅客船ターミナル指定管理委託	令和8年度から 令和12年度まで	217,500

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
コミュニティバス再編事業	令和8年度	228,424
学校給食会計管理システム構築業務委託	令和8年度	21,289
給食センター調理・配達等業務委託	令和8年度から 令和11年度まで	587,960
学校施設維持補修事業（特別支援教室等）	令和8年度	4,900

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度津市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 714,218 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134,706,503 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 分 担 金 及 び 負 担 金		1,900,074	320	1,900,394
	1 分 担 金	33,251	320	33,571
17 国 庫 支 出 金		23,711,603	△2,798	23,708,805
	1 国 庫 負 担 金	17,749,934	△2,798	17,747,136
18 県 支 出 金		10,182,802	2,596	10,185,398
	1 県 負 担 金	6,090,528	2,596	6,093,124
20 寄 附 金		343,471	70,000	413,471
	1 寄 附 金	343,471	70,000	413,471
21 繰 入 金		13,587,517	644,100	14,231,617
	1 他 会 計 繰 入 金	5,614,395	4,576	5,618,971
	2 基 金 繰 入 金	7,973,122	639,524	8,612,646
歳 入 合 計		133,992,285	714,218	134,706,503

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		570,121	△7,829	562,292
	1 議 会 費	570,121	△7,829	562,292
2 総 務 費		18,417,760	877,370	19,295,130
	1 総 務 管 理 費	15,458,259	890,402	16,348,661
	2 徴 税 費	1,480,634	△20,148	1,460,486
	3 戸籍住民基本台帳費	701,873	8,951	710,824
	4 選 挙 費	515,212	△8,644	506,568
	5 統 計 調 査 費	170,658	7,232	177,890
3 民 生 費	6 監 査 委 員 費	91,124	△423	90,701
		53,453,037	55,182	53,508,219
	1 社 会 福 祉 費	26,926,835	3,150	26,929,985
	2 児 童 福 祉 費	20,887,430	46,284	20,933,714
4 衛 生 費	3 生 活 保 護 費	5,636,187	5,748	5,641,935
		11,152,945	△53,026	11,099,919
	1 保 健 衛 生 費	3,490,425	△22,320	3,468,105
	2 斎 場 費	343,680	△1,430	342,250
	3 環 境 費	463,475	△29,865	433,610
	4 清 掃 費	6,204,827	△1,232	6,203,595
6 農 林 水 産 業 費	8 生 活 排 水 処 理 費	108,488	1,821	110,309
		1,980,884	△6,886	1,973,998
	1 農 業 費	1,481,798	△7,142	1,474,656
	2 林 業 費	453,932	1,886	455,818
7 商 工 費	3 水 産 業 費	45,154	△1,630	43,524
		1,109,749	△26,734	1,083,015
	1 商 工 費	1,109,749	△26,734	1,083,015
8 土 木 費		15,533,015	△274,691	15,258,324
	1 土 木 管 理 費	377,241	12,466	389,707
	2 道 路 橋 り よ う 費	4,039,475	19,759	4,059,234
	3 河 川 費	588,335	2,838	591,173
	5 都 市 計 画 費	9,937,300	△283,297	9,654,003
	6 住 宅 費	496,795	△26,457	470,338
9 消 防 費		7,607,751	105,040	7,712,791
	1 消 防 費	7,607,751	105,040	7,712,791
10 教 育 費		12,812,976	44,185	12,857,161
	1 教 育 総 務 費	3,191,144	26,996	3,218,140
	2 小 学 校 費	3,183,536	10,586	3,194,122

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 中 学 校 費	3 中 学 校 費	1,461,238	8,049	1,469,287
	4 幼 稚 園 費	995,751	14,868	1,010,619
	5 社 会 教 育 費	3,269,224	△28,607	3,240,617
	6 短 期 大 学 費	712,083	12,293	724,376
11 災 害 復 旧 費		12,078	1,607	13,685
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	12,078	1,607	13,685
歳 出	合 計	133,992,285	714,218	134,706,503

令和7年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,809千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,233,890千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

津市長 前葉泰幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 国 庫 支 出 金			33,809	33,809
	2 国 庫 補 助 金		33,809	33,809
歳 入	合 計	26,200,081	33,809	26,233,890

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		408,442	33,809	442,251
	2 徴 収 費	109,677	33,809	143,486
歳 出	合 計	26,200,081	33,809	26,233,890

事 業 勘 定

第 2 表 債務負担行為

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム等改修業務委託	令和 8 年度	7,205

令和7年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,812千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,235,702千円とする。

- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,902千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 繰 入 金		2,204,834	1,812	2,206,646
	1 繰 入 金	2,204,834	1,812	2,206,646
歳 入 合 計		26,233,890	1,812	26,235,702

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		442,251	1,604	443,855
	1 総 務 管 理 費	297,241	1,604	298,845
11 諸 支 出 金		188,045	208	188,253
	2 繰 出 金	30,148	208	30,356
歳 出 合 計		26,233,890	1,812	26,235,702

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		30,148	208	30,356
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	30,148	208	30,356
歳 入	合 計	59,694	208	59,902

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		43,890	208	44,098
	1 施 設 管 理 費	43,890	208	44,098
歳 出	合 計	59,694	208	59,902

令和7年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,460,570千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		7,450,656	38,754	7,489,410
	1 国 庫 負 担 金	5,317,848	17,213	5,335,061
	2 国 庫 補 助 金	2,132,808	21,541	2,154,349
4 支 払 基 金 交 付 金		8,012,456	39,936	8,052,392
	1 支 払 基 金 交 付 金	8,012,456	39,936	8,052,392
5 県 支 出 金		4,436,001	18,488	4,454,489
	1 県 負 担 金	4,212,771	10,758	4,223,529
	2 県 補 助 金	223,230	7,730	230,960
6 財 産 収 入		6,667	8,481	15,148
	1 財 産 運 用 収 入	6,667	8,481	15,148
7 繰 入 金		4,977,870	52,814	5,030,684
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,639,724	19,528	4,659,252
	2 基 金 繰 入 金	338,146	33,286	371,432
歳 入 合 計		31,302,097	158,473	31,460,570

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		472,381	2,078	474,459
	2 徴 収 費	33,383	2,078	35,461
2 保 険 給 付 費		29,333,384	86,068	29,419,452
	1 介護及び予防給付費	28,701,560	86,068	28,787,628
3 地 域 支 援 事 業 費		1,403,287	61,846	1,465,133
	3 介護予防・生活支援 サ ー ビ ス 事 業 費	589,641	61,846	651,487
4 基 金 積 立 金		6,667	8,481	15,148
	1 基 金 積 立 金	6,667	8,481	15,148
歳 出 合 計		31,302,097	158,473	31,460,570

第2表 債務負担行為

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム改修業務委託	令和8年度	3,410

令和7年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,466,692千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		7,489,410	742	7,490,152
	2 国 庫 補 助 金	2,154,349	742	2,155,091
5 県 支 出 金		4,454,489	371	4,454,860
	2 県 補 助 金	230,960	371	231,331
7 繰 入 金		5,030,684	5,009	5,035,693
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,659,252	4,565	4,663,817
	2 基 金 繰 入 金	371,432	444	371,876
歳 入 合 計		31,460,570	6,122	31,466,692

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		474,459	4,194	478,653
	1 総 務 管 理 費	155,958	△5,204	150,754
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	88,715	9,398	98,113
3 地 域 支 援 事 業 費		1,465,133	1,928	1,467,061
	2 包括的支援事業・任 意 事 業 費	708,432	1,928	710,360
歳 出 合 計		31,460,570	6,122	31,466,692

令和7年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,453,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		4,478,198	△3	4,478,195
	1 一般会計繰入金	4,478,198	△3	4,478,195
4 繰 越 金		2	43,324	43,326
	1 繰 越 金	2	43,324	43,326
6 国 庫 支 出 金			5,775	5,775
	1 国 庫 補 助 金		5,775	5,775
歳 入 合 計		8,404,307	49,096	8,453,403

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		89,413	5,775	95,188
	1 総 務 管 理 費	65,222	5,775	70,997
	2 徴 収 費	24,191		24,191
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		8,307,834	43,321	8,351,155
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	8,307,834	43,321	8,351,155
歳 出 合 計		8,404,307	49,096	8,453,403

第2表 債務負担行為

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療システム改修業務委託	令和8年度	1,595

令和7年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,996千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,447,407千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		4,478,195	△5,996	4,472,199
	1 一般会計繰入金	4,478,195	△5,996	4,472,199
歳 入	合 計	8,453,403	△5,996	8,447,407

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		95,188	△5,996	89,192
	1 総務管理費	70,997	△5,996	65,001
歳 出	合 計	8,453,403	△5,996	8,447,407

令和7年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,105千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		1	4,835	4,836
	1 繰 越 金	1	4,835	4,836
歳 入 合 計		15,270	4,835	20,105

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		15,270	4,835	20,105
	1 総 務 管 理 費	15,270	4,835	20,105
歳 出 合 計		15,270	4,835	20,105

令和7年度津市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度津市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	8,789,671	△703	8,788,968
第1項 営 業 収 益	7,350,711	△111	7,350,600
第2項 営 業 外 収 益	1,385,651	△592	1,385,059

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,285,157	△703	8,284,454
第1項 営 業 費 用	7,919,110	△703	7,918,407

（他会計からの補助金）

第3条 予算第10条中「518,675千円」を「518,083千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和7年度津市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度津市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	8,788,968	△46,472	8,742,496
第3項 特 別 利 益	53,309	△46,472	6,837

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,284,454	37,587	8,322,041
第1項 営 業 費 用	7,918,407	37,587	7,955,994

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,067,622千円」を「2,072,283千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	3,739,136	4,661	3,743,797
第1項 建設改良費	2,589,975	4,661	2,594,636

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	832,347	42,248	874,595

津市長 前葉泰幸

令和7年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度津市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	13,388,060	△302,433	13,085,627
第1項 営 業 収 益	4,177,118	2,799	4,179,917
第2項 営 業 外 収 益	9,210,941	△305,232	8,905,709

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	11,879,036	82,719	11,961,755
第1項 営 業 費 用	10,711,482	82,719	10,794,201

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,638,536千円」を「3,648,004千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	12,303,734	9,468	12,313,202
第1項 建設改良費	6,678,589	9,468	6,688,057

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

単位 千円

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	630,617	207,063	837,680

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中「5,323,510千円」を「5,012,066千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和7年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間舟券発売金	60,387,870	9,220,052	69,607,922
(3) 1日平均舟券発売金	314,520	48,021	362,541

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 モーターボート競走事業収益	62,095,188	9,437,298	71,532,486
第1項 営業収益	61,945,079	9,375,605	71,320,684
第2項 営業外収益	150,109	61,693	211,802

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 モーターボート競走事業費用	62,076,001	7,910,422	69,986,423
第1項 営業費用	58,760,465	7,910,422	66,670,887

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
グレードレース開催事業	令和8年度	33,648千円
ボートレース活性化事業	令和8年度	92,400千円

津市長 前葉泰幸

津市告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のように市道路線に認定した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

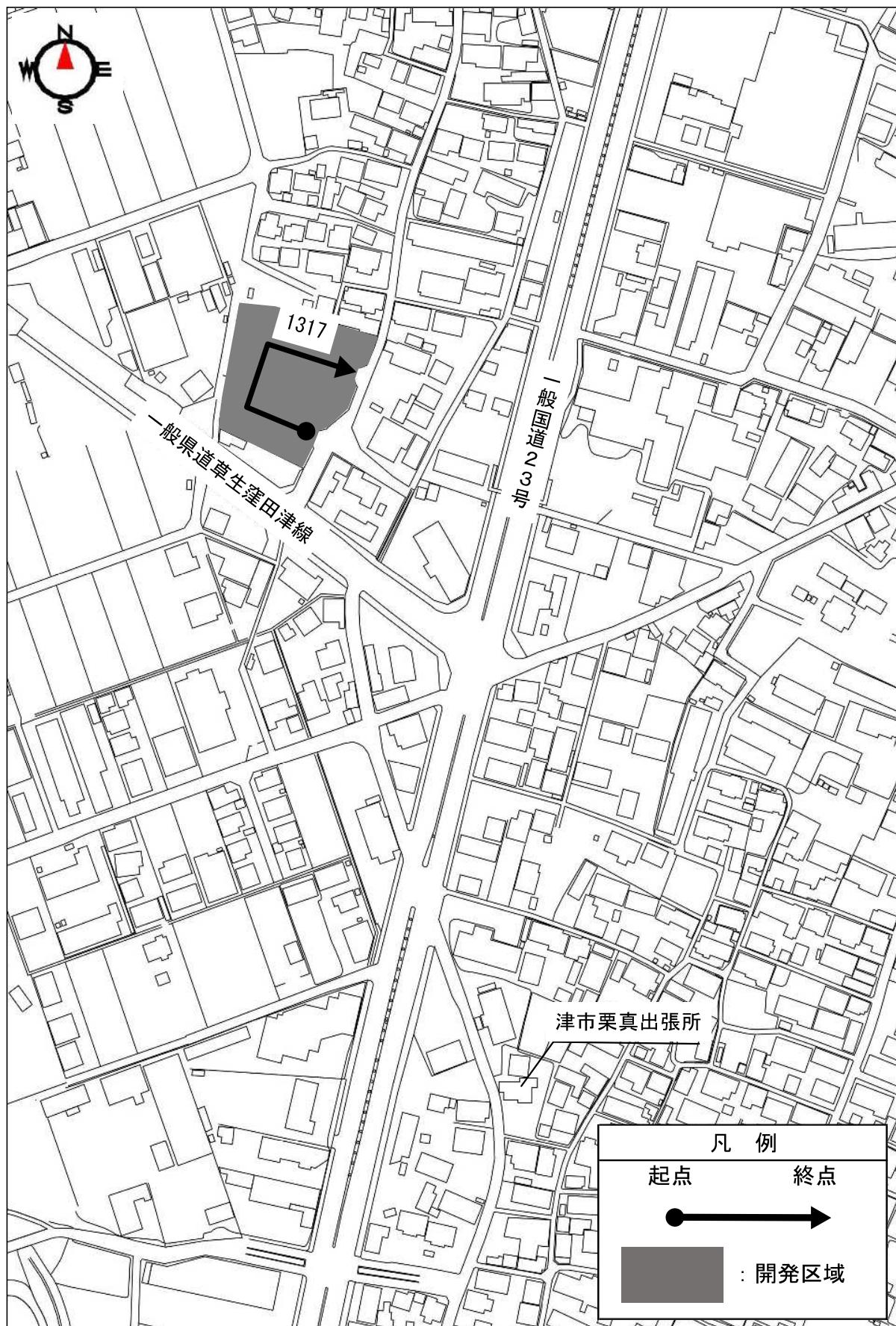
令和8年1月5日

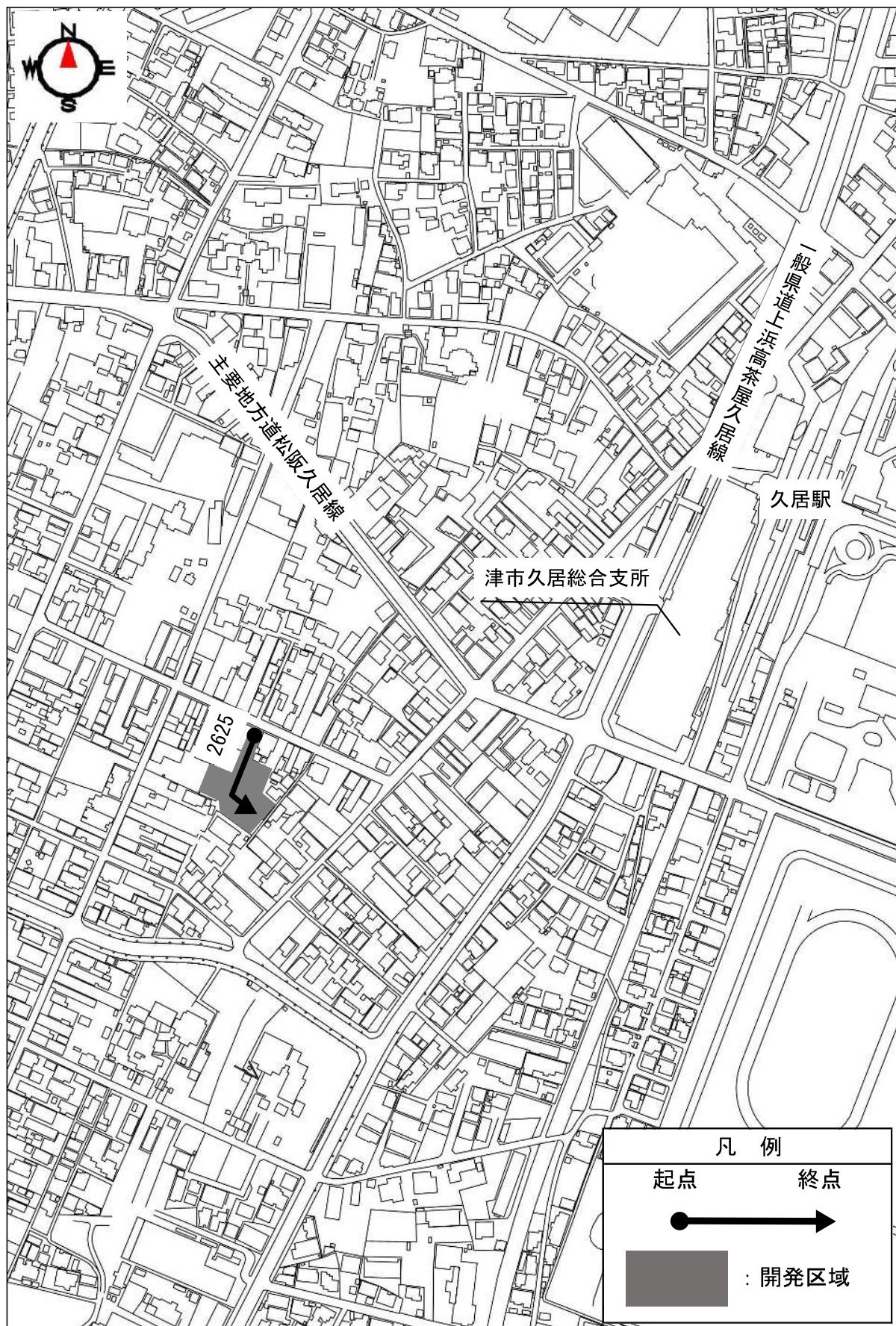
津市長 前 葉 泰 幸

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
4380	新町第12号線	津市新町二丁目	
		津市新町二丁目	
4381	新町第13号線	津市新町二丁目	
		津市新町二丁目	
1317	栗真中山町第24号線	津市栗真中山町	
		津市栗真中山町	
2625	二ノ町6号線	津市久居二ノ町	
		津市久居二ノ町	
831	椋本第15号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
3855	川西第1号線	津市安濃町川西	
		津市安濃町川西	
8083	田尻382号線	津市一志町田尻	
		津市一志町田尻	













津市告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定した。

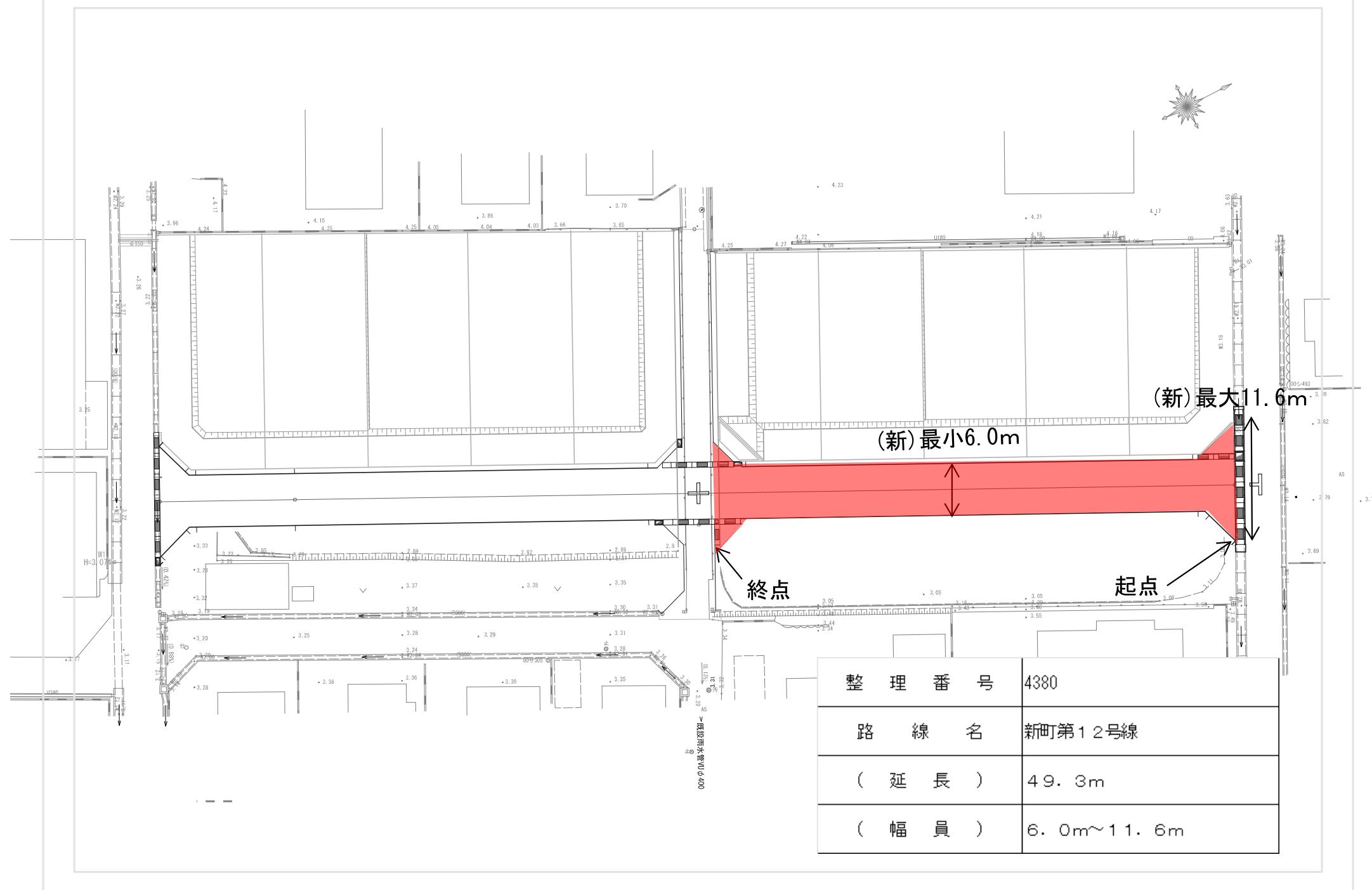
その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月5日

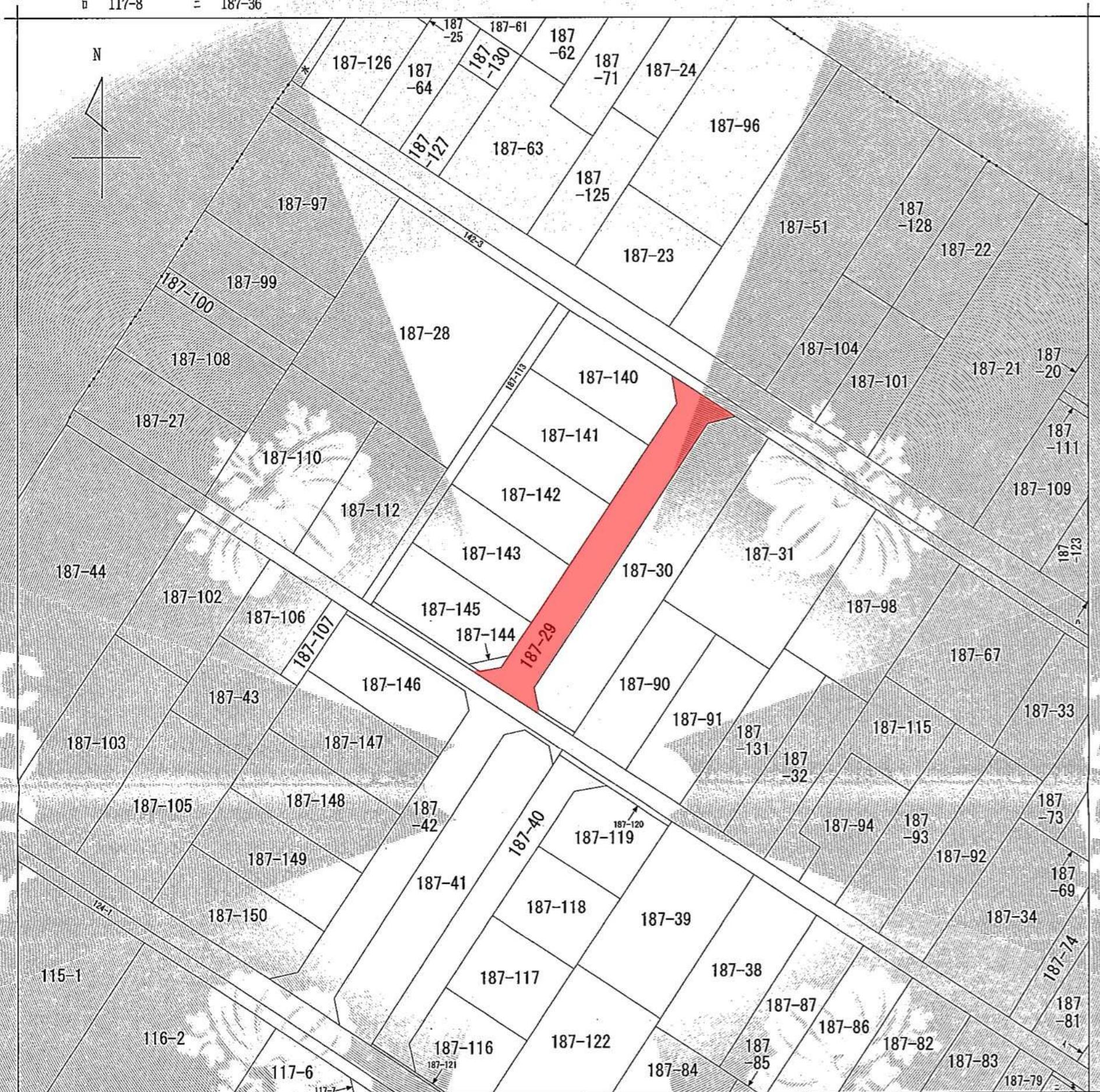
津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長(m)
			幅員(m)
4380	新町第12号線	津市新町二丁目187番30地先から津市新町二丁目187番90地先まで	49.3 6.0～ 11.6
4381	新町第13号線	津市新町二丁目187番150地先から津市新町二丁目187番146地先まで	49.6 6.0～ 11.6
1317	栗真中山町第24号線	津市栗真中山町字南垣内346番10地先から津市栗真中山町字南垣内346番17地先まで	116.4 5.0～ 13.0
2625	二ノ町6号線	津市久居二ノ町1832番6地先から津市久居二ノ町1820番30地先まで	67.6 6.0～ 10.0
831	椋本第15号線	津市芸濃町椋本字出口5143番7地先から津市芸濃町椋本字出口5143番11地先まで	39.0 6.0～ 13.0
3855	川西第1号線	津市安濃町川西字廣見308番1地先から津市安濃町川西字廣見308番10地先まで	73.6 6.0～ 12.3
8083	田尻382号線	津市一志町田尻字川原504番6地先から津市一志町田尻字川原504番2地先まで	22.9 6.0～ 10.2





1 187-35
117-8
2 187-19
187-36
3 187-137



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
新町2丁目

請求部	所在	津市新町二丁目		地番	187番29		
出力尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月8日
津地方法務局

地図整理番号 : M14753

登記官

(1/1)

中村文彦







(新)最大11.6m

(新)最小6.0m

起点

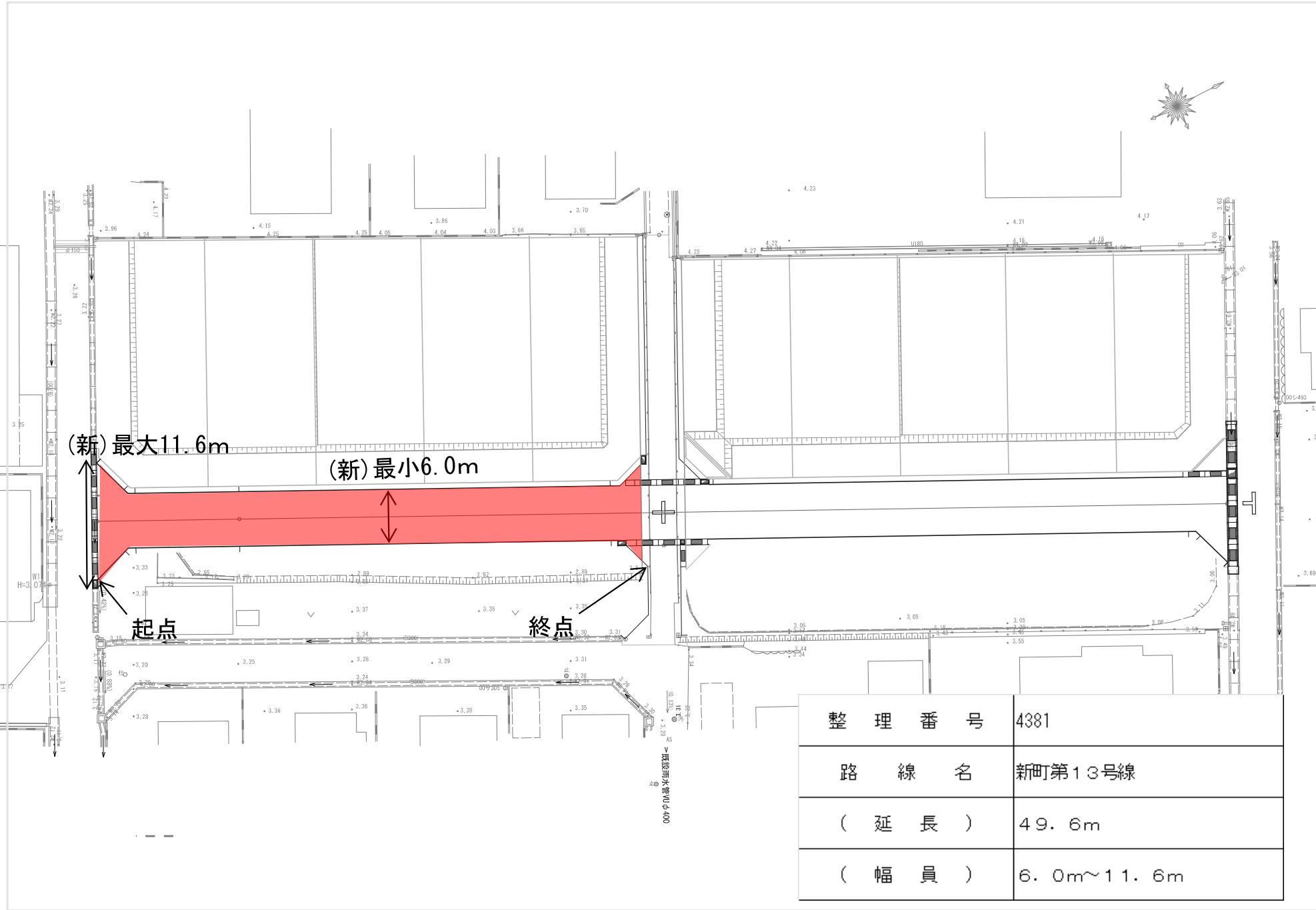
終点

整理番号 4381

路線名 新町第13号線

(延長) 49.6m

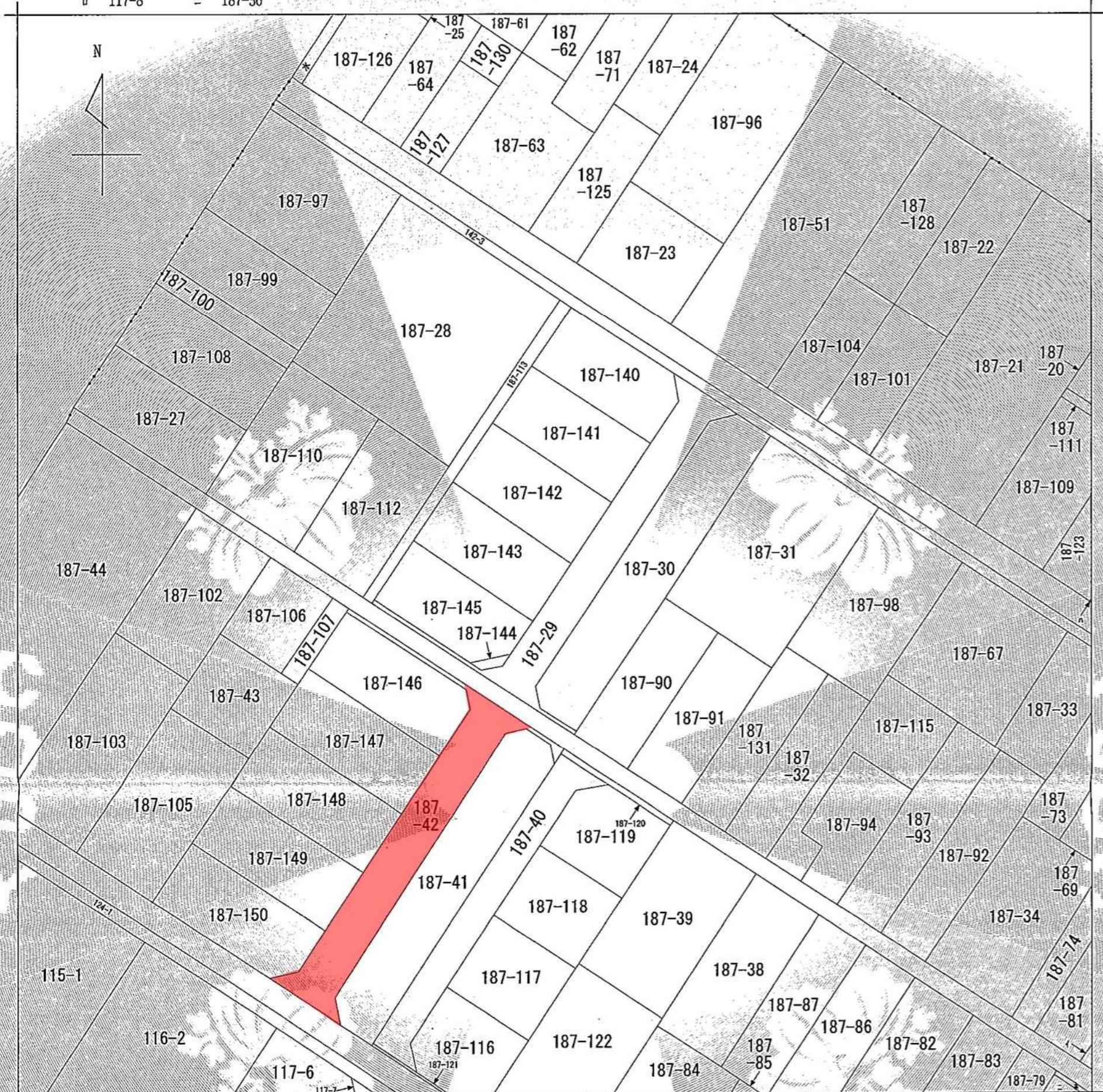
(幅員) 6.0m~11.6m



187-35
117-8

八
二

亦 187-137



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

新町2丁目

請求部 分	所在	津市新町二丁目			地番	187番29
出縮 力尺	1/600	精度 区分		座標系 番号又 は記号	分類 地図に準ずる図面	種類 旧土地台帳附属地図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)		補記項

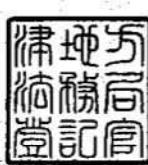
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

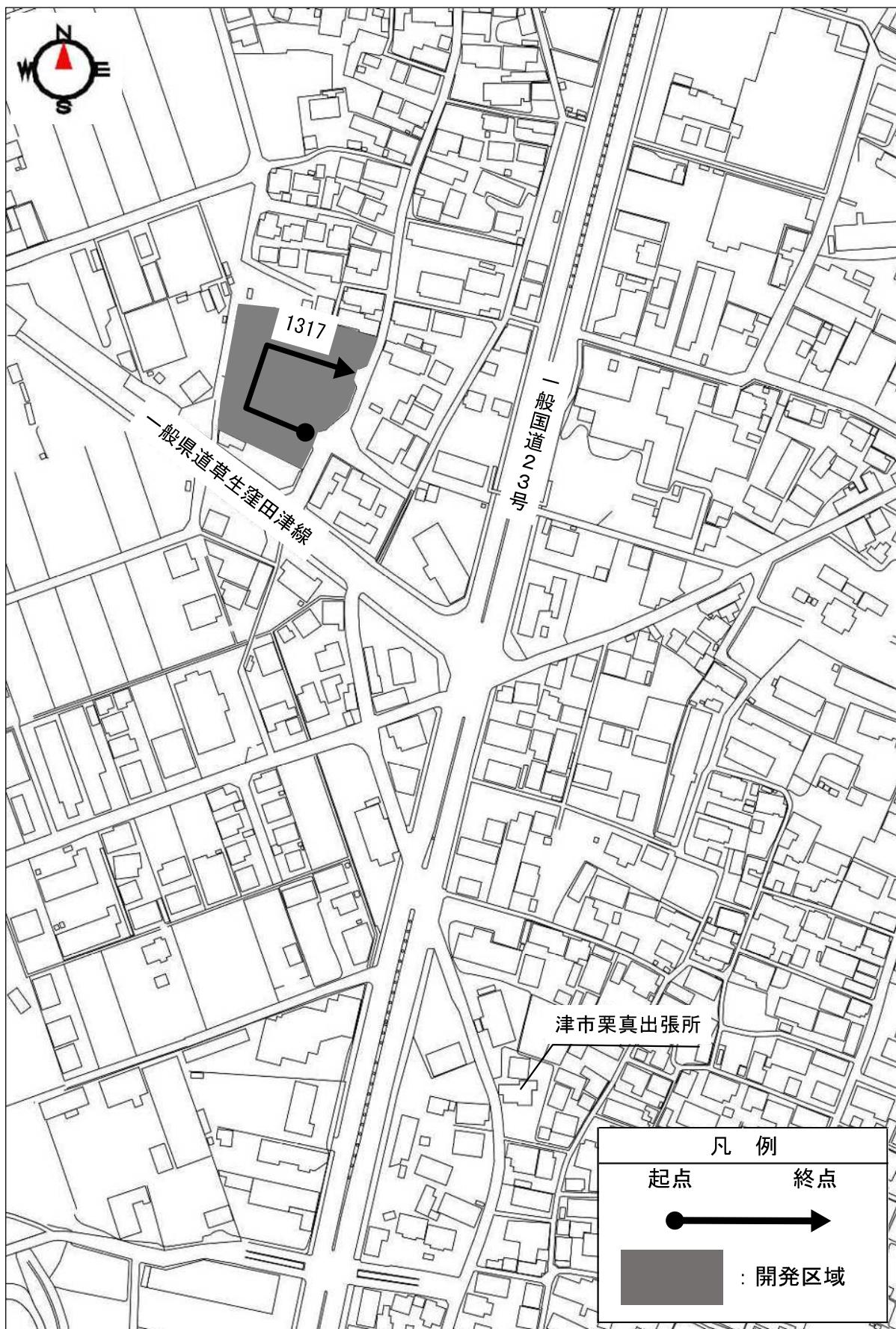
令和7年9月8日
津地方法務局

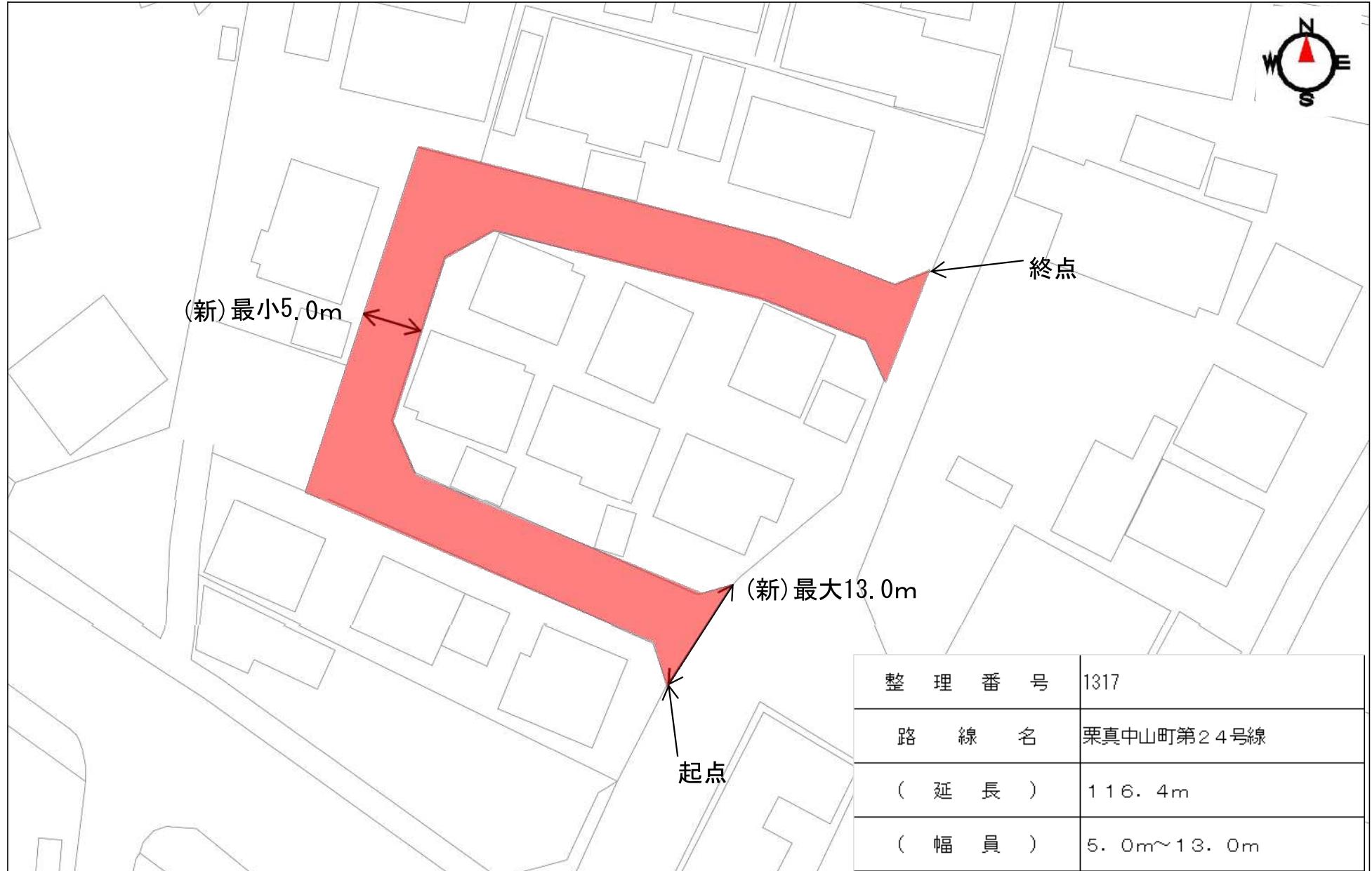
地図整理番号：M14753

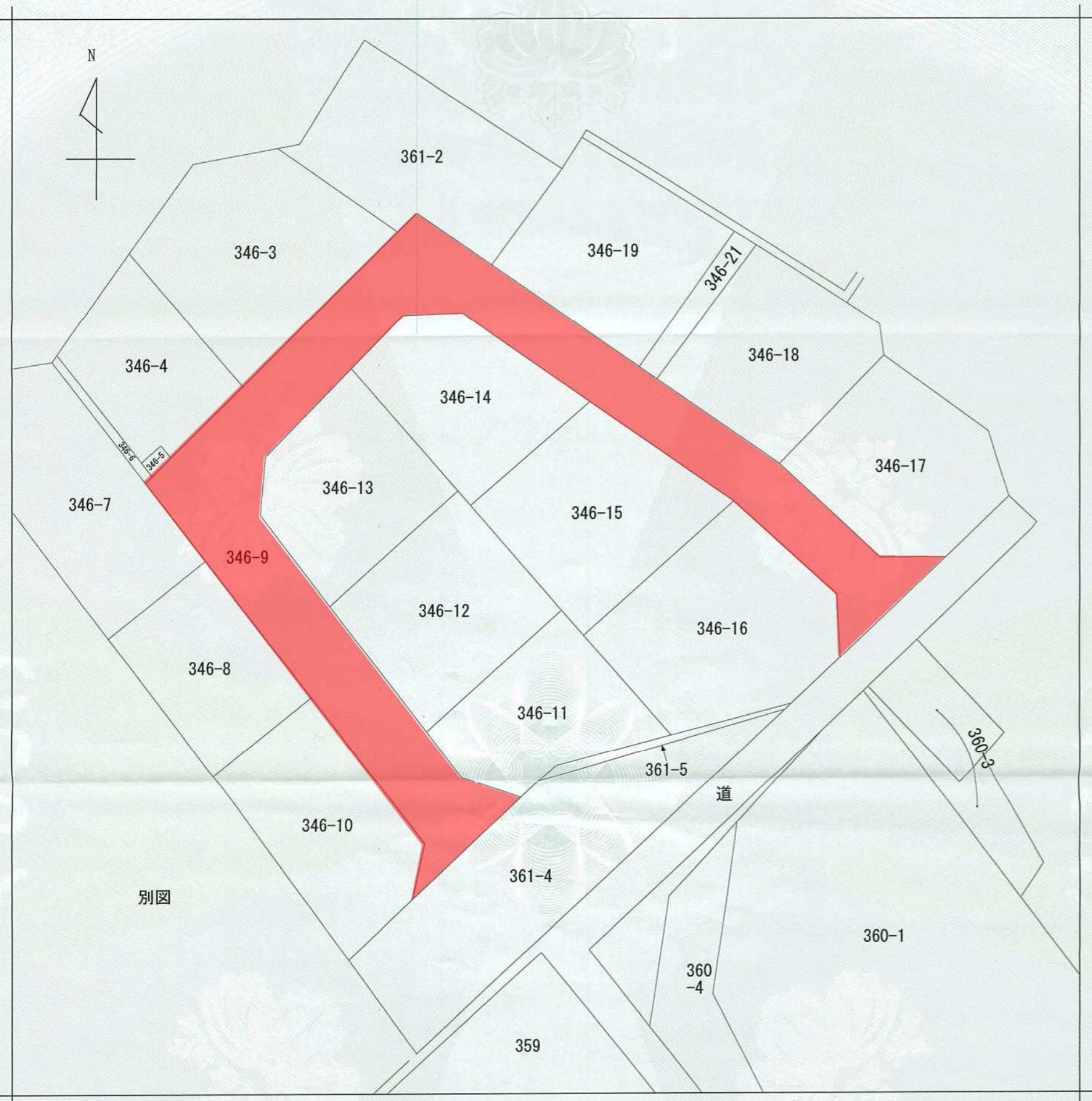
登記官

中村文彦

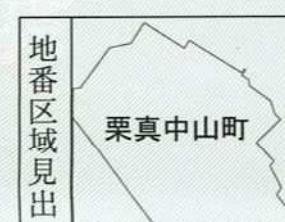








(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市栗真中山町字南垣内			地 番	346番9	
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日 (原図)			補記項	

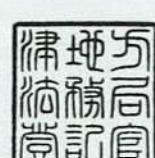
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月21日
津地方法務局

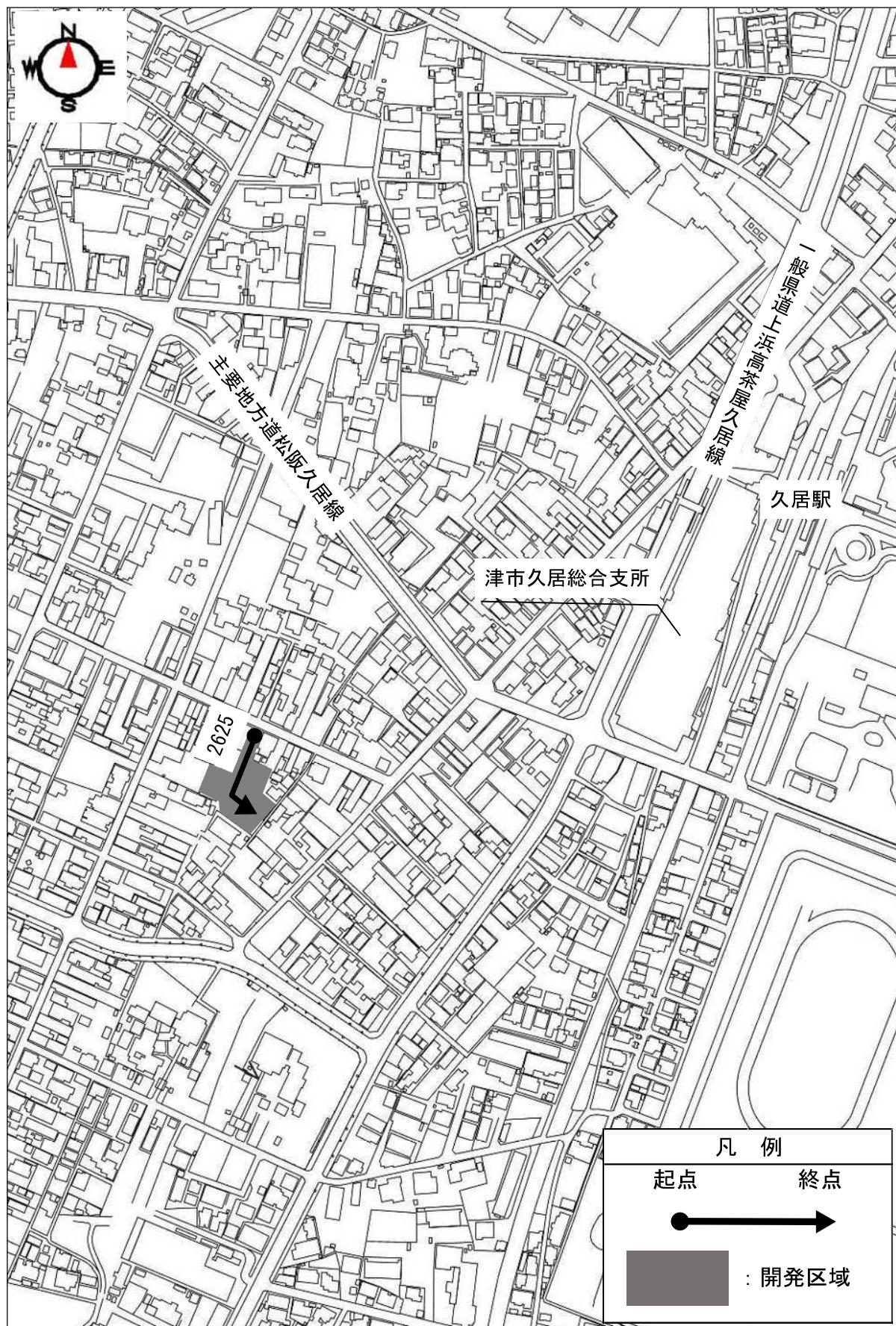
請求番号 : 37-9
(1/1)

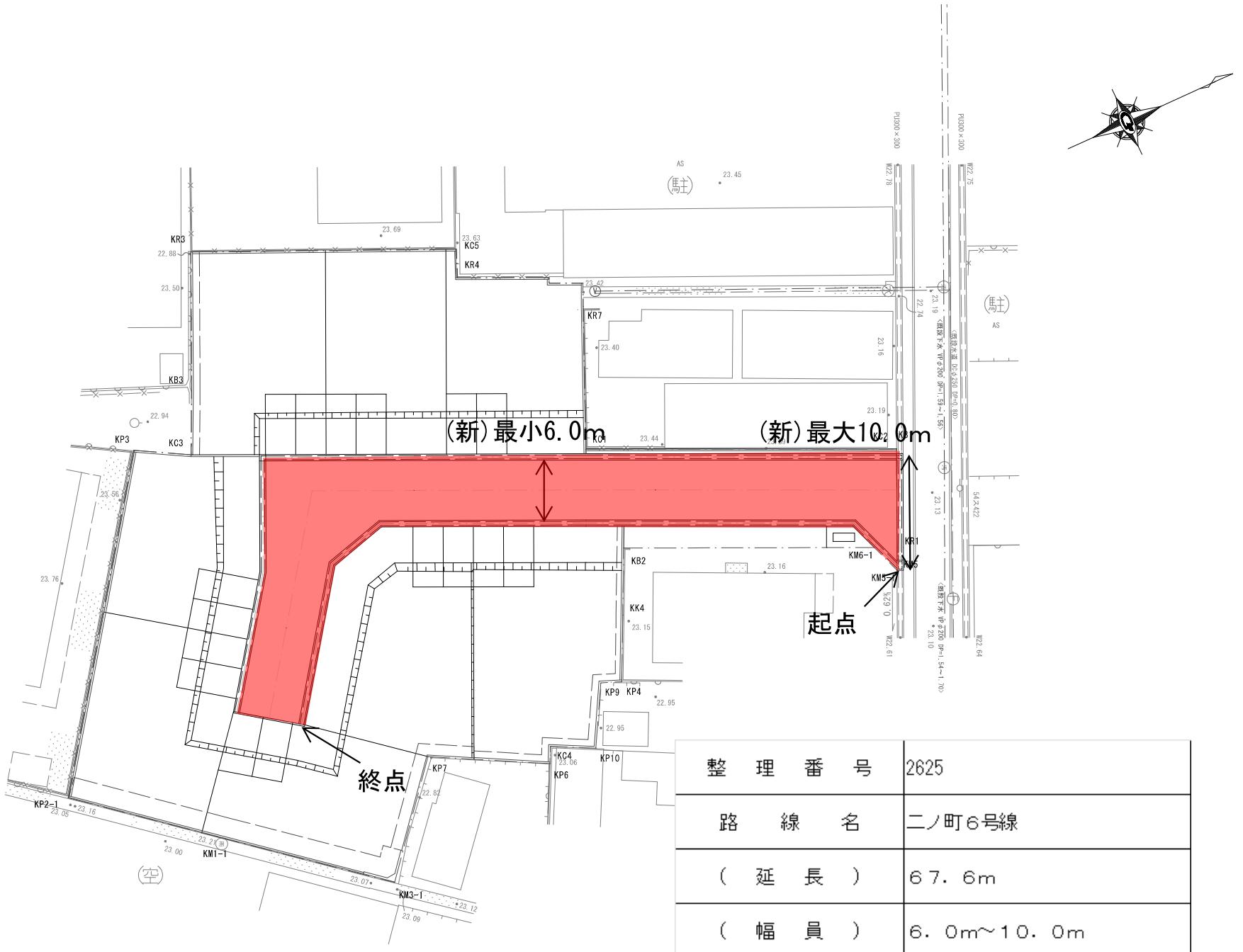
登記官

中村文彦



公用





整理番号	2625
路線名	二ノ町6号線
(延長)	67.6m
(幅員)	6.0m~10.0m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域
見出

久居二ノ町

請求分	所在	津市久居二ノ町				地番	1820番34	
縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)				補記項

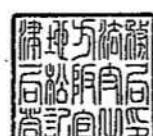
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和7年7月28日
津地方法務局松阪支局

登記官

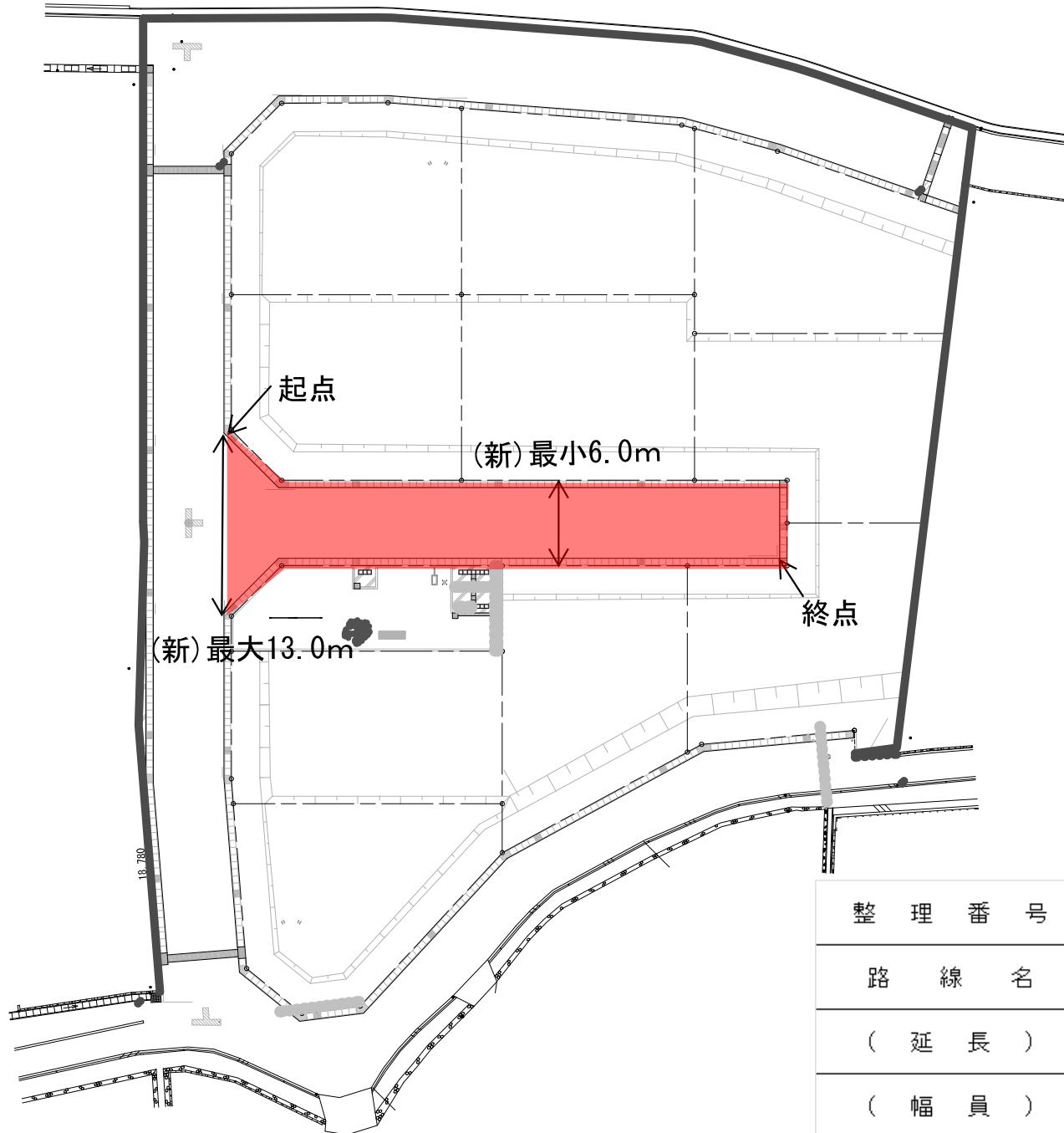
溝口和孝



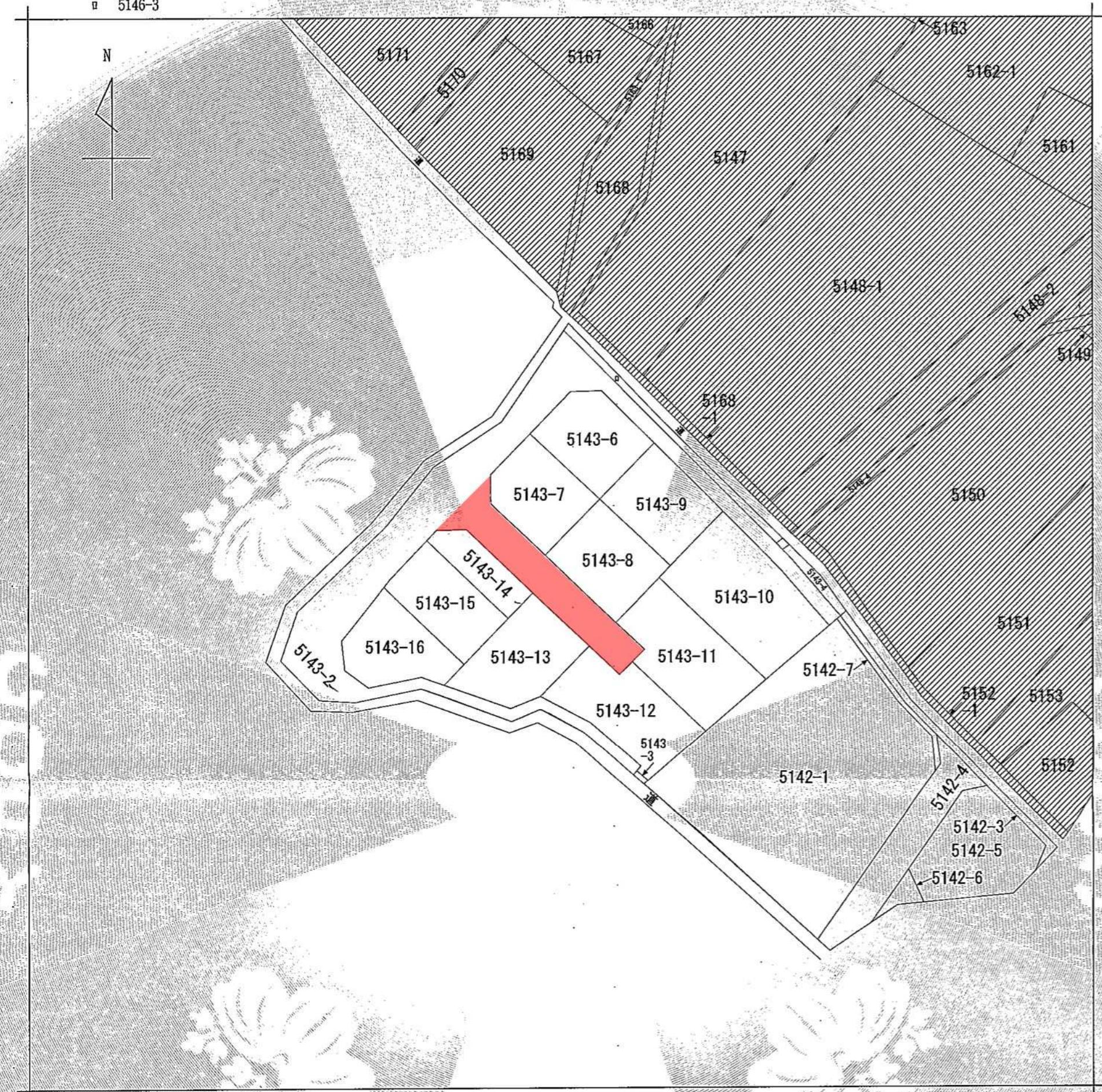
請求番号 : 21-1

(1/1)





整 理 番 号	831
路 線 名	棕本第15号線
(延 長)	39. 0m
(幅 員)	6. 0m~13. 0m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部 分	所在	津市芸濃町椋本字出口			地番	5143番2
出縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備付年月日 (原図)		補記項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した画面である。

(津地方法務局管轄)

令和7年8月18日

津地方法務局鈴鹿出張所

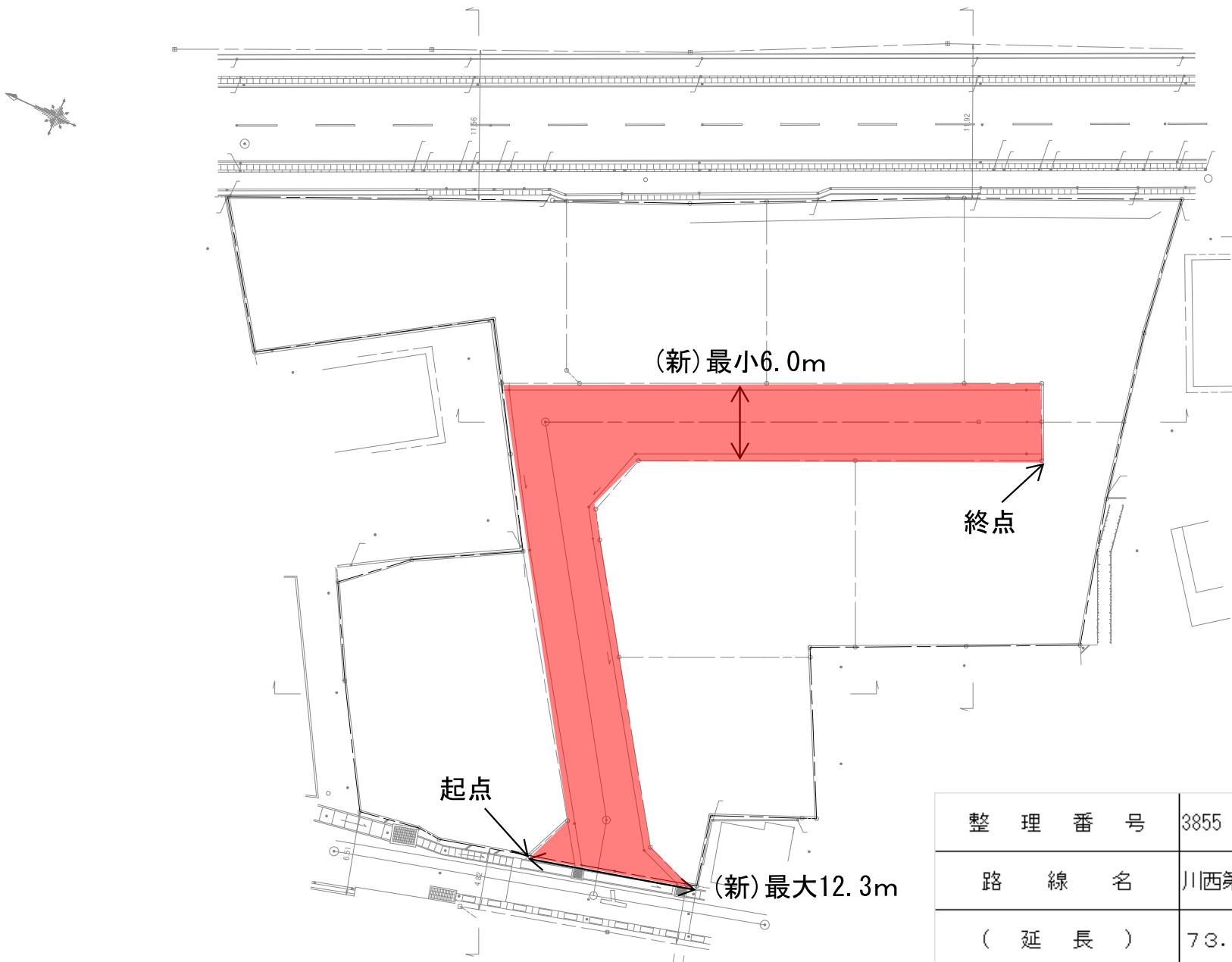
請求番号・28-1

登記官

荒木惠子



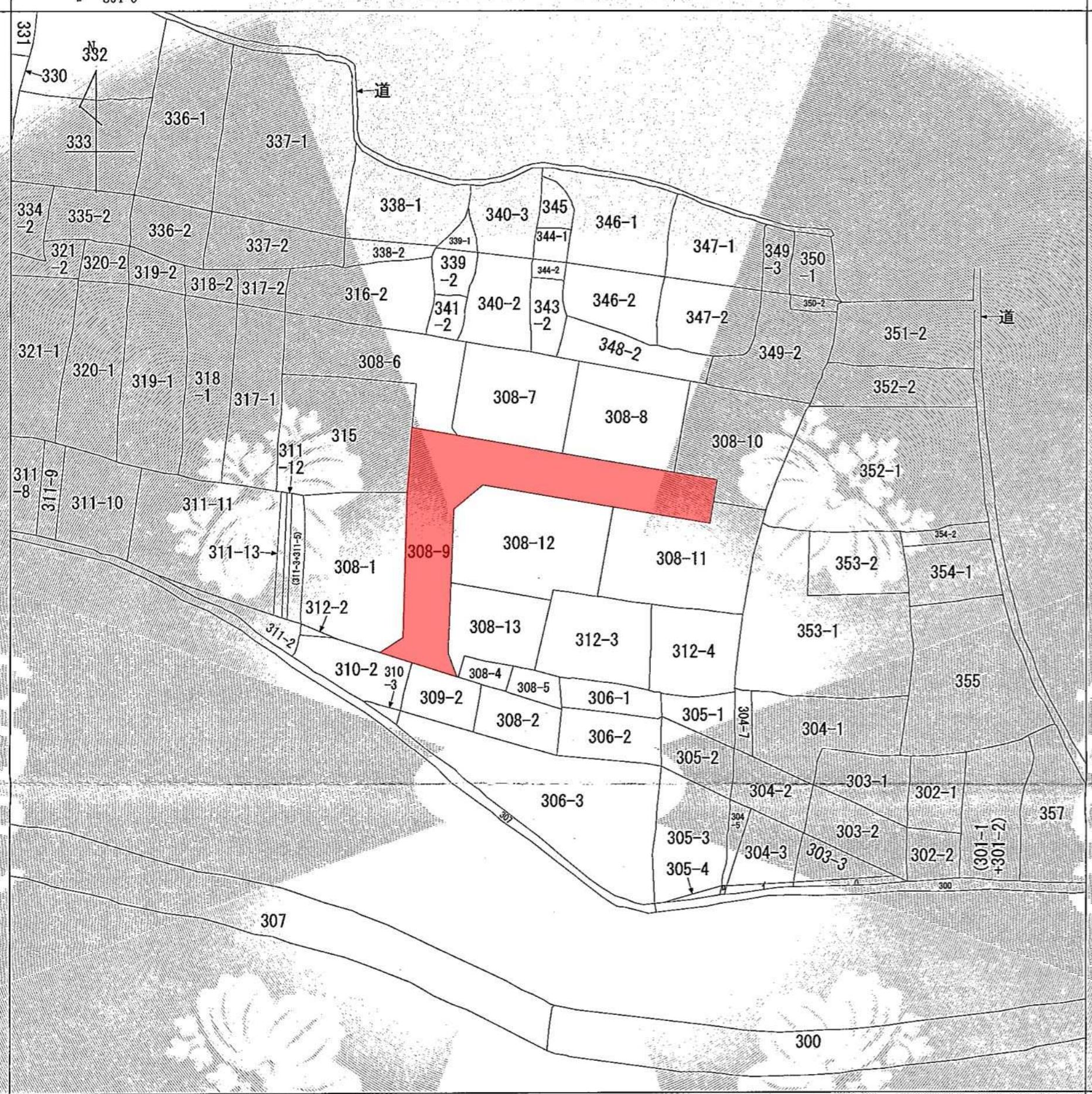




整理番号	3855
路線名	川西第1号線
(延長)	73. 6m
(幅員)	6. 0m~12. 3m

304-4
304-6

八 303-4



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

A 安濃町川西



請求分	所在	津市安濃町川西字廣見				地番	308番9	
縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和7年7月10日

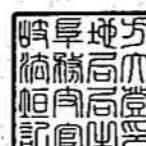
岐阜地方法務局大垣支局

地図整理番号 : M25818

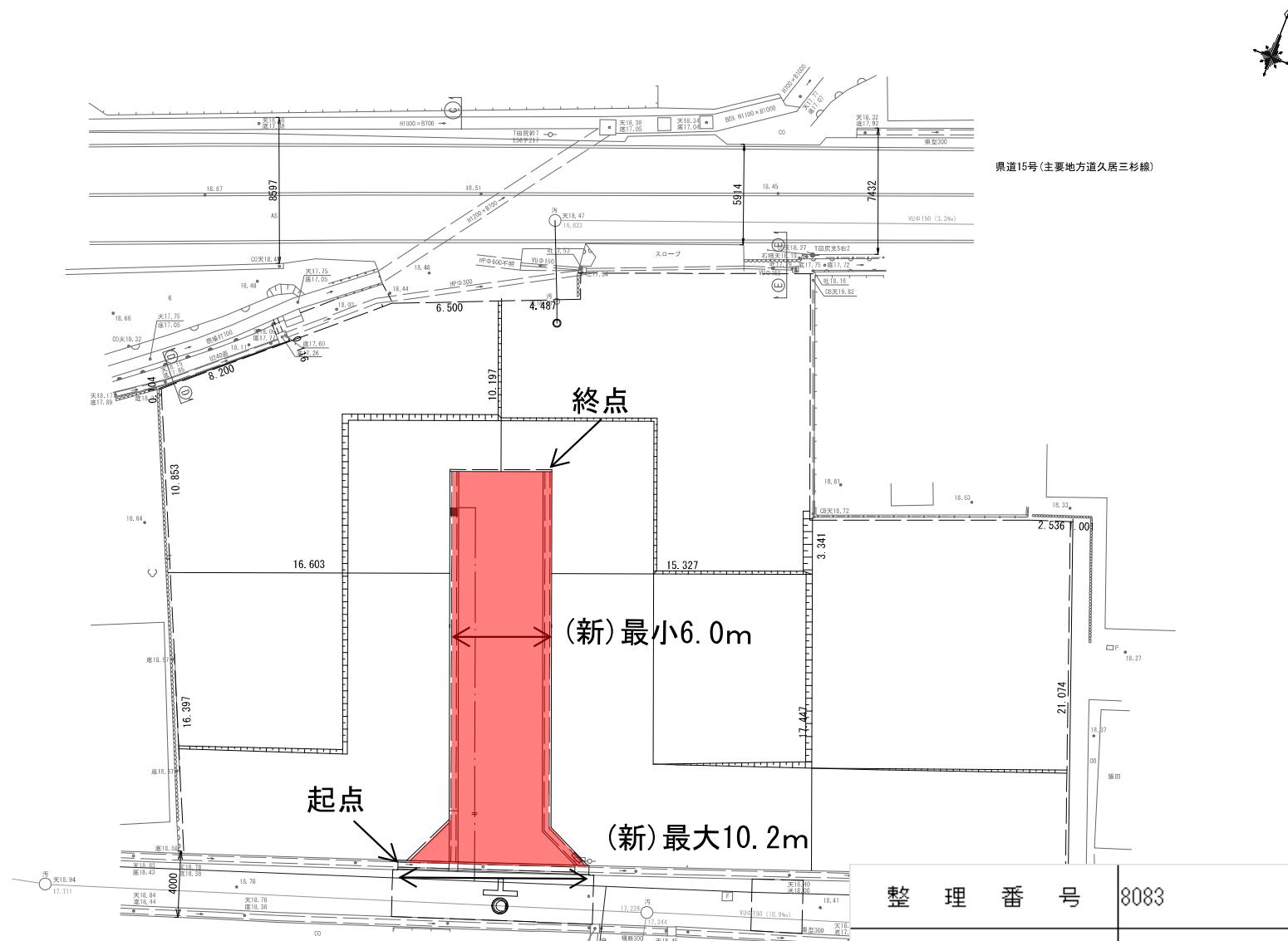
登記官

斎藤博和

(1/1)







整理番号	8083
路線名	田尻382号線
(延長)	22.9m
(幅員)	6.0m~10.2m

683-3
水

N

水



津市告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月5日

津市長 前 葉 泰 幸

路線名 4214 新町第2号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市新町二丁目187番41地先から	新	4.0	36.7
津市新町二丁目187番146地先まで			

路線名 15 東千里東番場線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市河芸町東千里字東番場1232番1地先から	新	6.0	186.1
津市河芸町東千里字東番場1241番1地先まで			

路線名 313 西町出口線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市芸濃町椋本字出口5143番16地先から	新	4.0	54.2
津市芸濃町椋本字出口5143番12地先まで			

路線名 326 芸中南線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町椋本字出口 5143番6地先から			
津市芸濃町椋本字出口 5143番10地先まで	新	6.0	55.9

路線名 327 芸中南第1支線

道路の区域

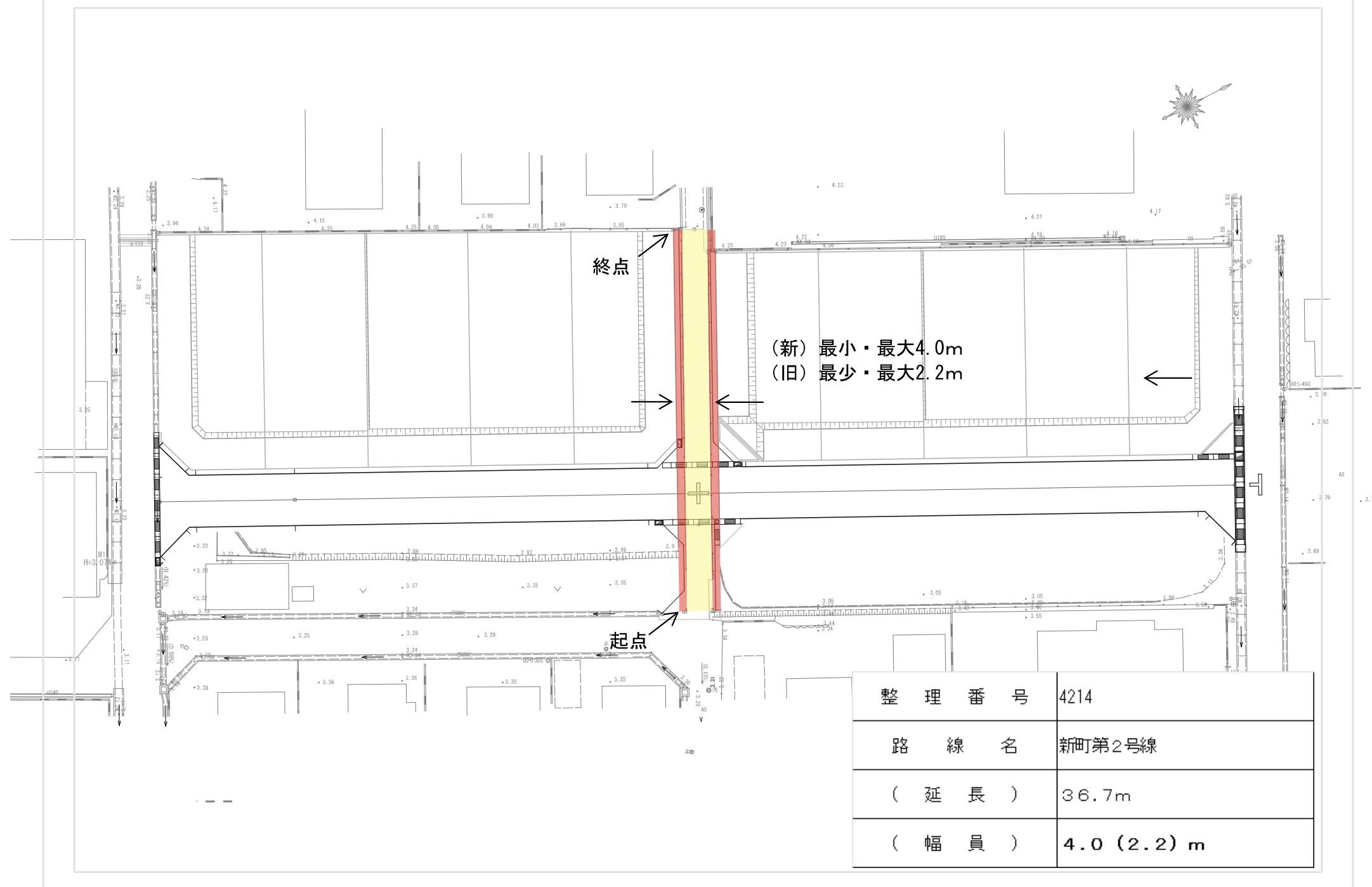
区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町椋本字出口 5143番6地先から			
津市芸濃町椋本字出口 5143番16地先まで	新	6.2	65.7

路線名 3150 片野150号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一志町片野字中野 767番地先から			
津市一志町片野字中野 775番5地先まで	新	4.0	41.9

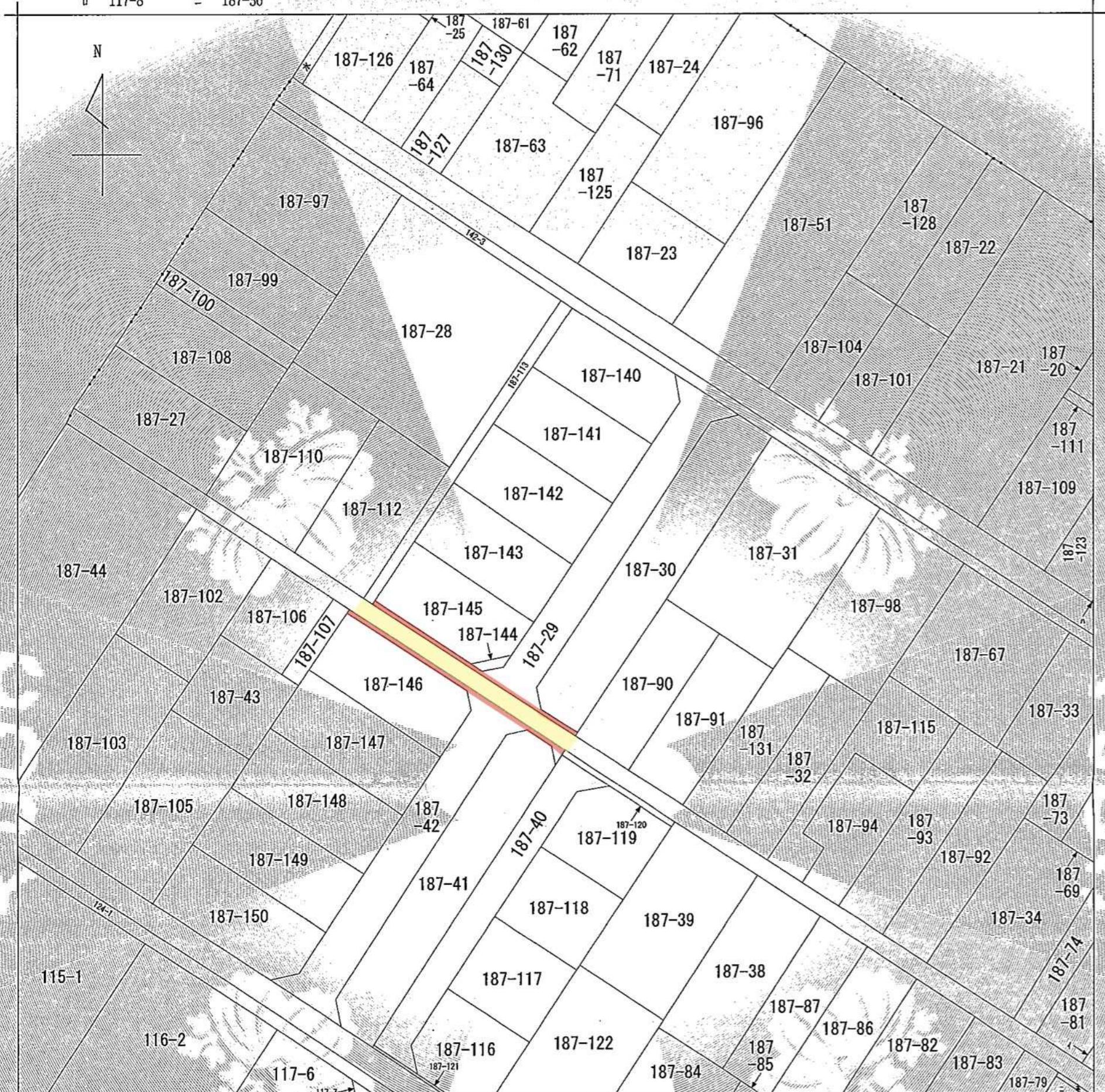




187-35
117-8

八
二

亦 187-137



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

新町2丁目

請求部 分	所在	津市新町二丁目			地番	187番29		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	
作成年月日				備付年月日 (原図)				補記事項

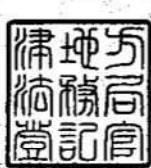
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

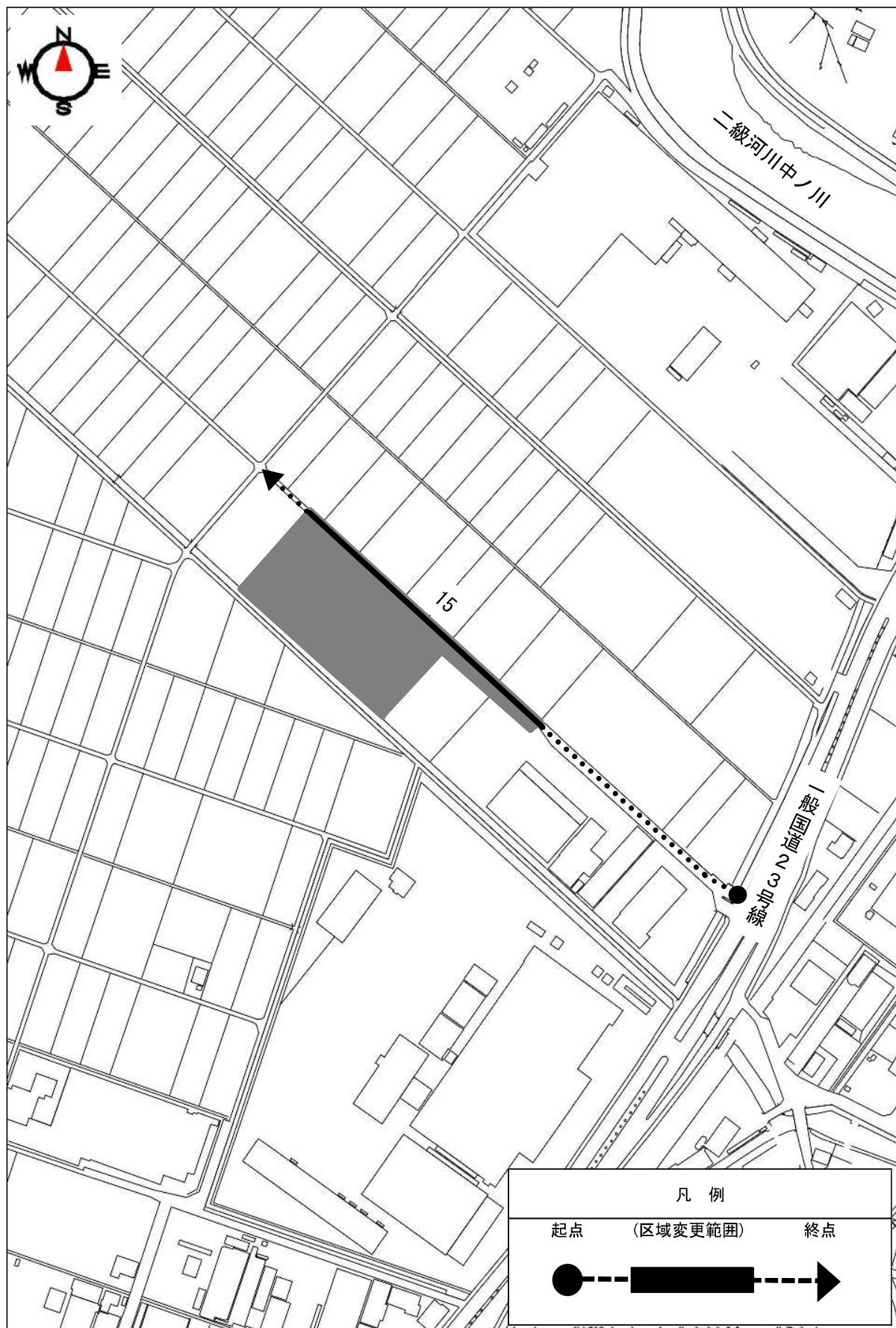
令和7年9月8日
津地方法務局

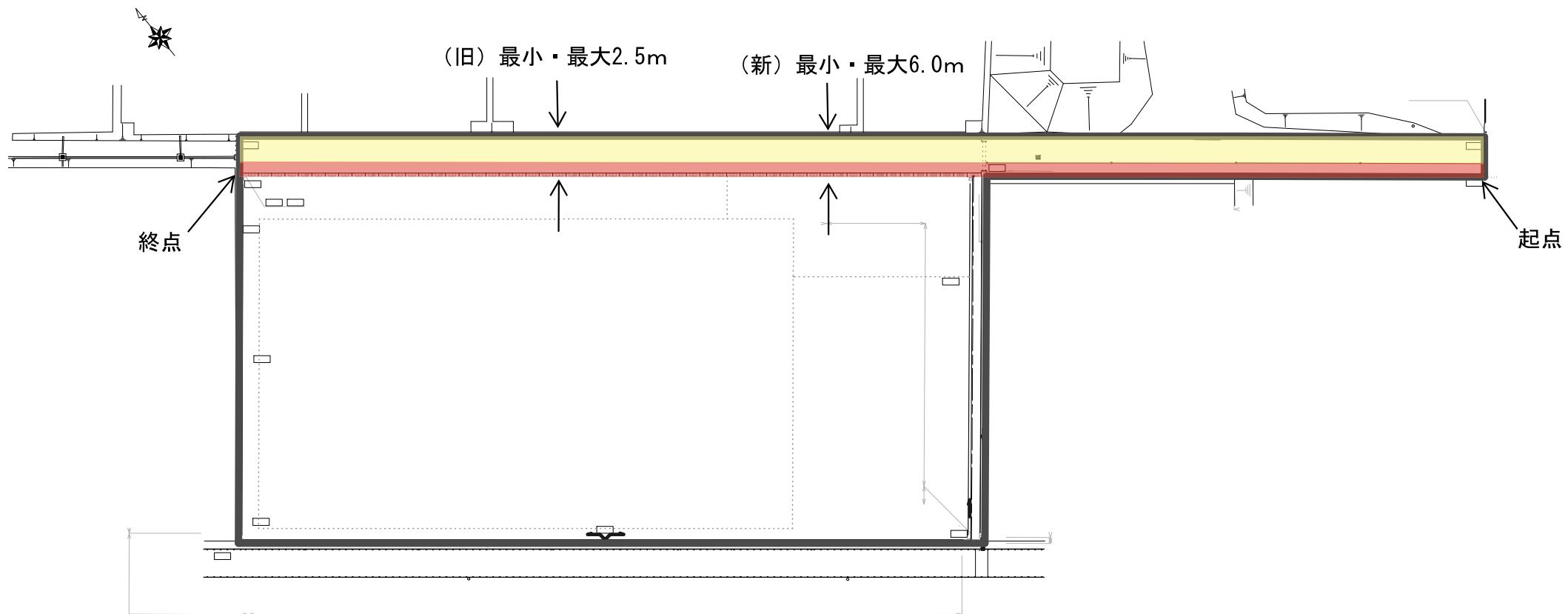
地図整理番号：M14753

登記官

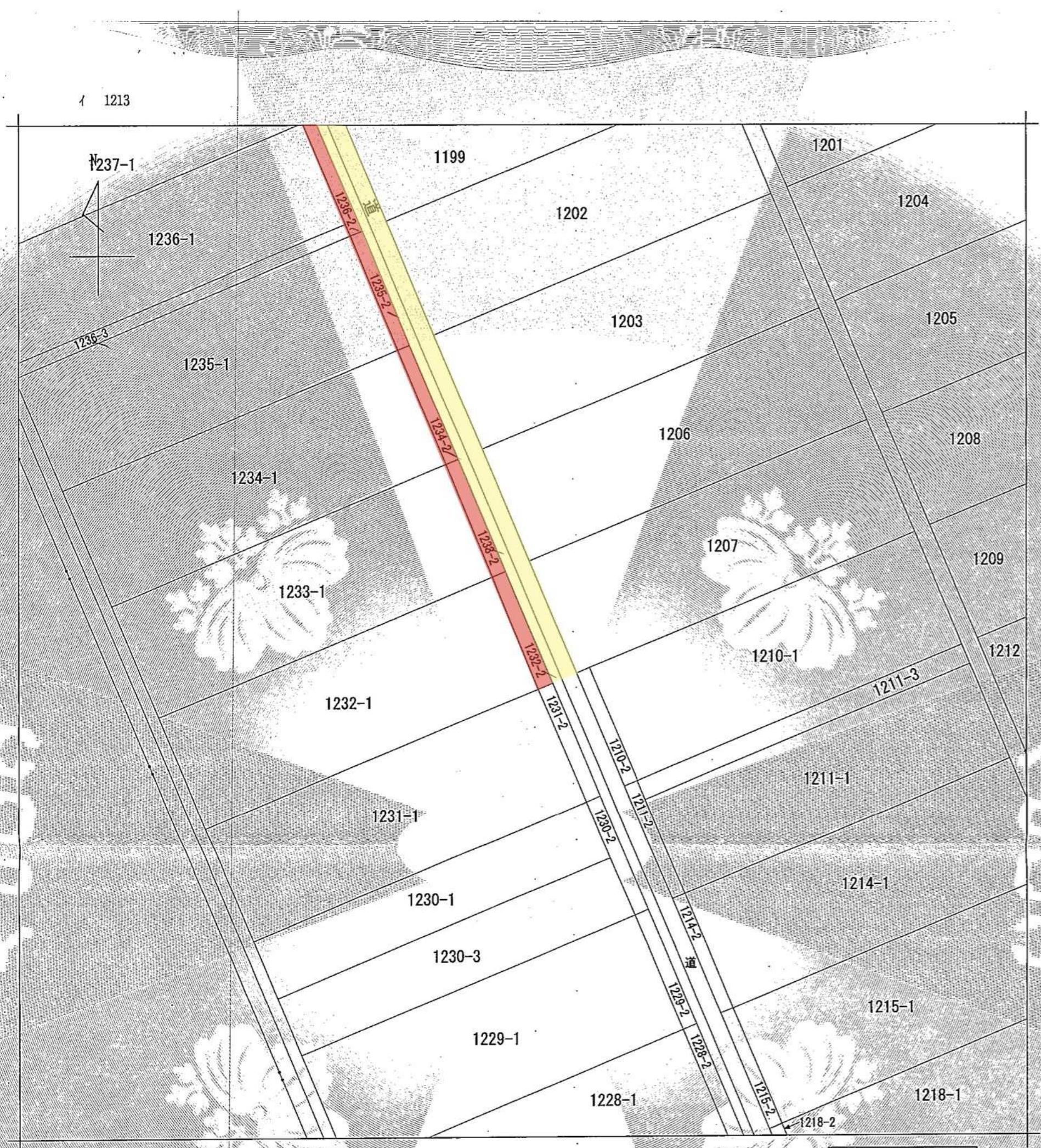
中村文彦







整 理 番 号	15
路 線 名	東千里東番場線
(延 長)	186.1m
(幅 員)	6.0 (2.5) m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

河芸町東千里

請求部	所在	津市河芸町東千里字東番場				地番	1232番2	
出縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面	
作成年月日				備付年月日 (原図)		補記項	旧土地台帳附属地図	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和7年6月26日

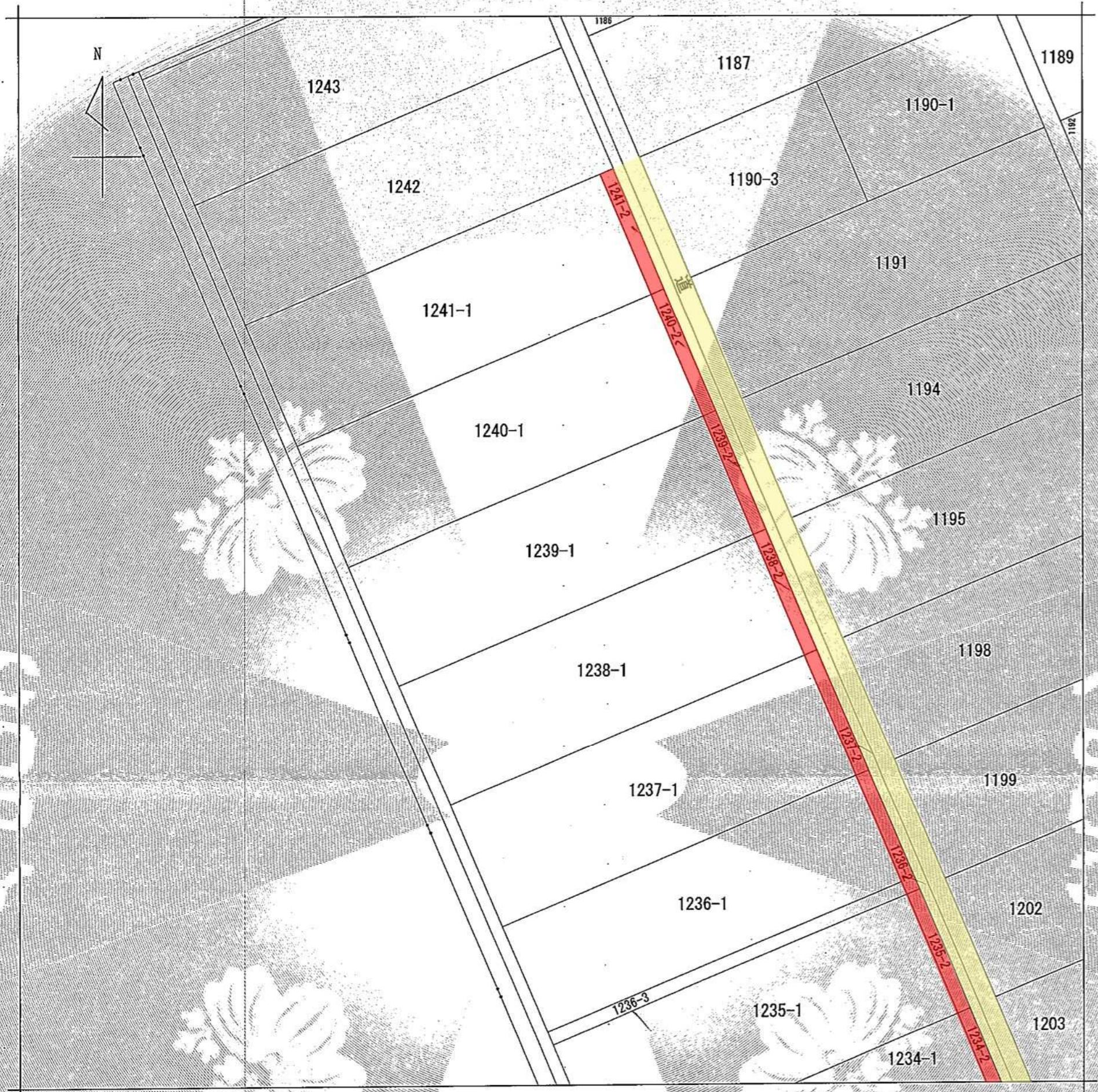
令和7年6月20日
津地方法務局鈴鹿出張所

請求番号 : 20-1

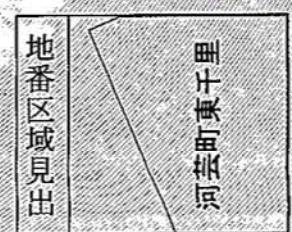
登記官

荒木恵子





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市河芸町東千里字東番場				地 番	1239番1
出縮尺	縮尺不明	精 度	区分	座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備付年月日 (原図)			
						補 記	種類 旧土地台帳附属図面

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和7年6月25日

津地方法務局鈴鹿出張所

請求番号 : 47-1

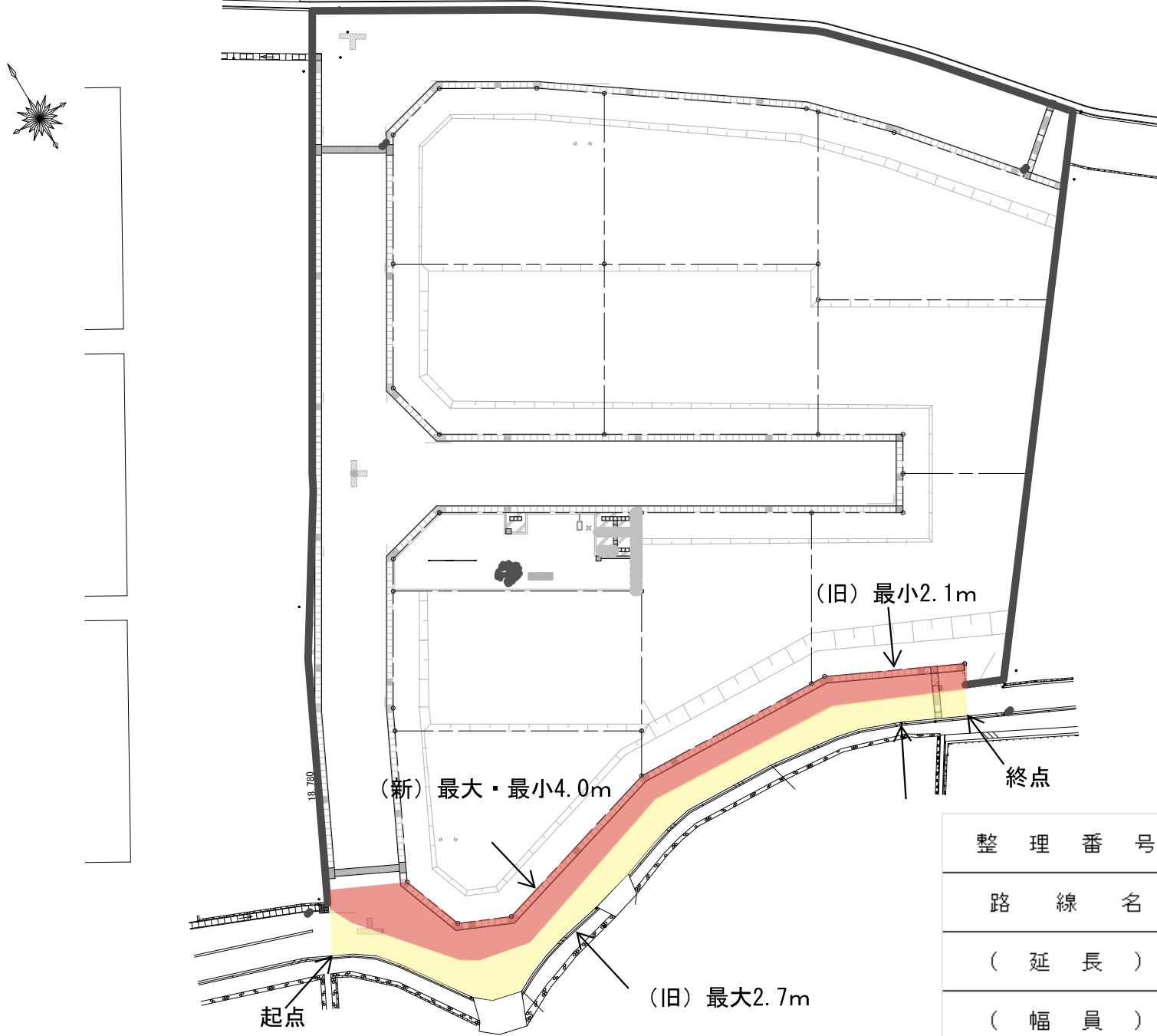
(1/1)

登記官

荒木恵子

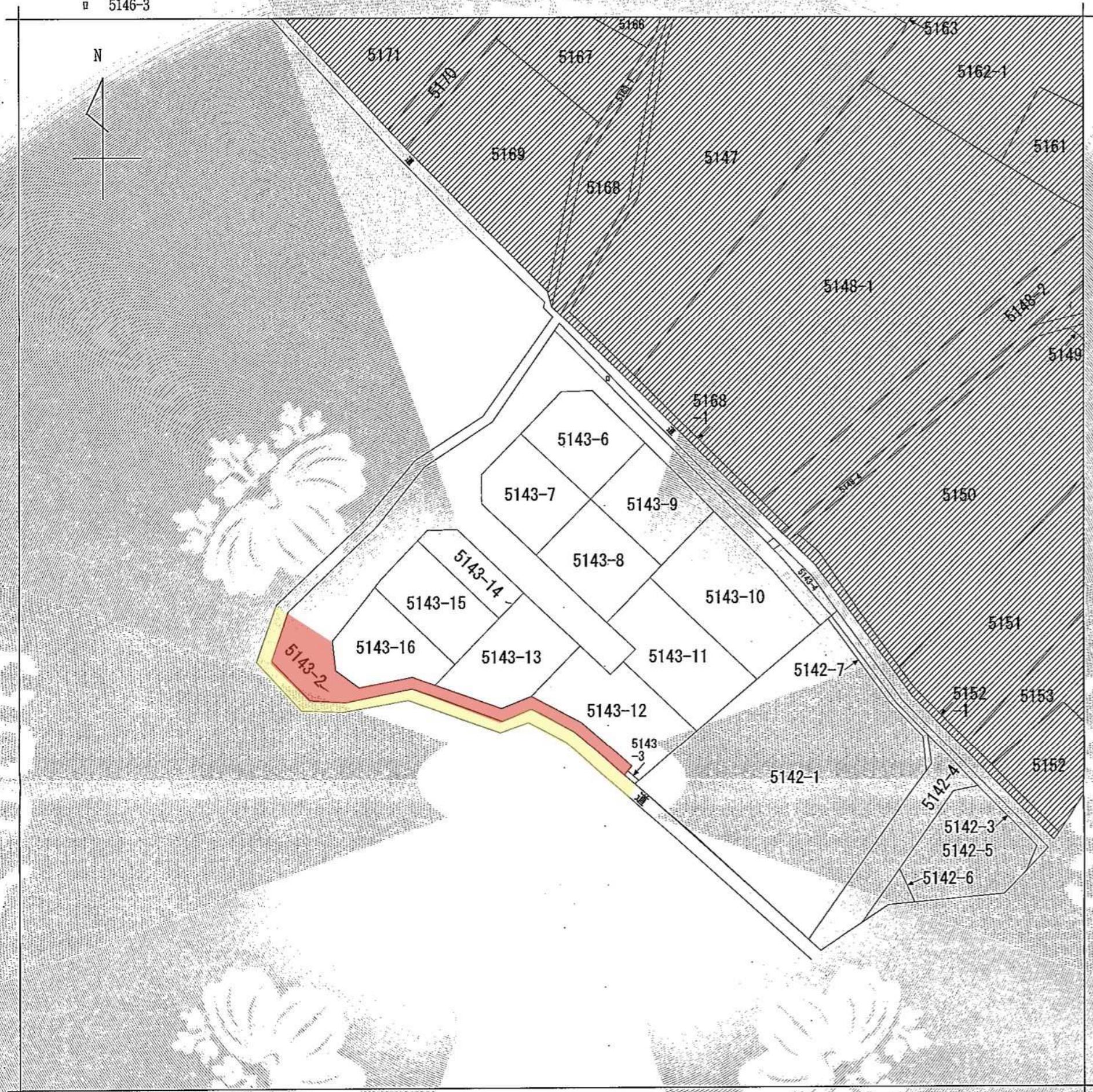






整 理 番 号	313
路 線 名	西町出口線
(延 長)	54.2m
(幅 員)	4.0 (2.1) ~4.0 (2.7) m

5148-3
5146-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部	所在	津市芸濃町椋本字出口				地番	5143番2	
出縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)				補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

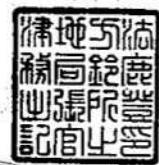
令和7年8月18日 /

津地方法務局鈴鹿出張所

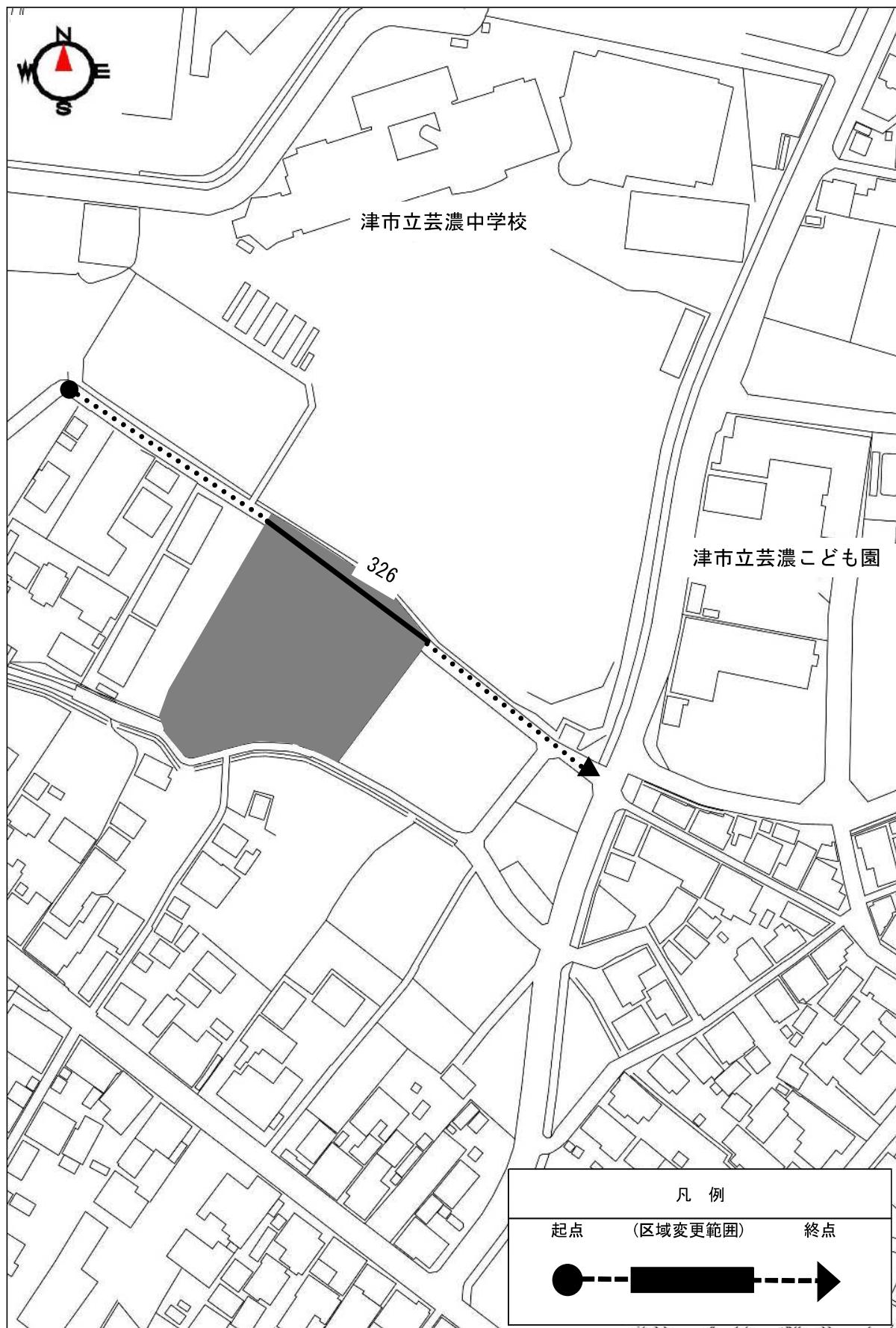
請求番号 : 28-1

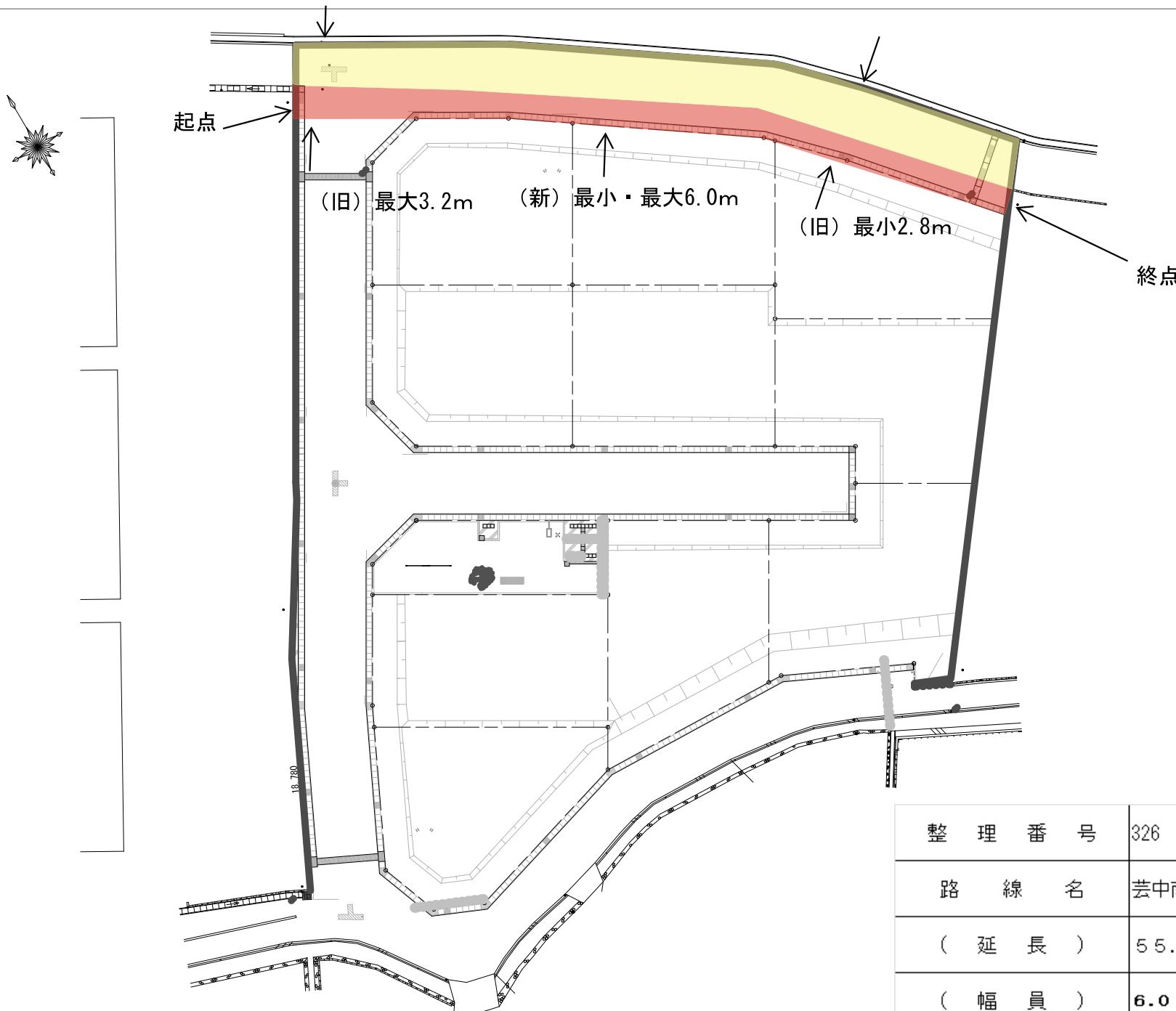
登記官

荒木恵子



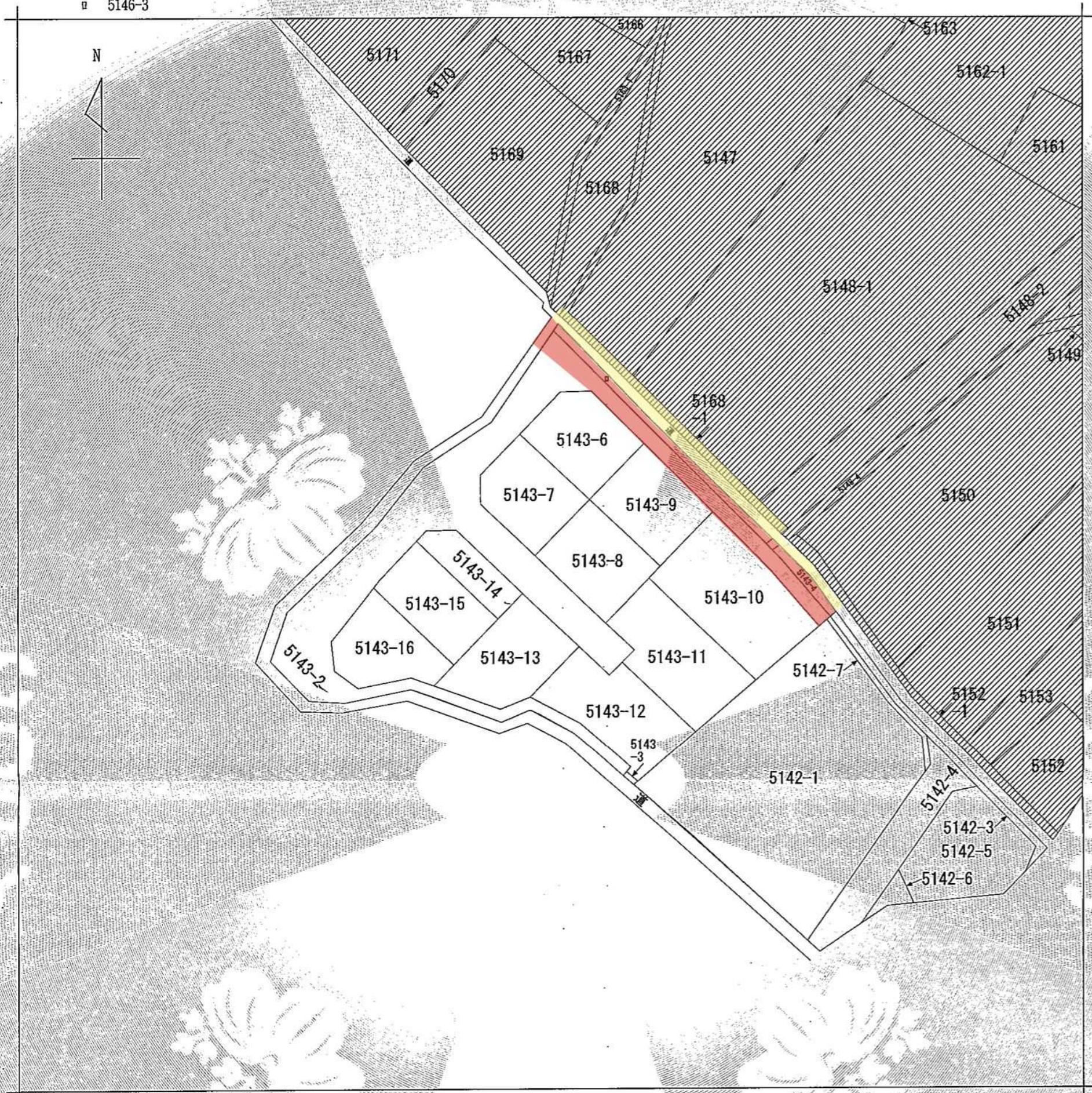
(1/1)





整 理 番 号	326
路 線 名	芸中南線
(延 長)	55.9m
(幅 員)	6.0 (2.8) ~6.0 (3.2) m

5148-3
5146-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部	所在	津市芸濃町椋本字出口			地番	5143番2	
出縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

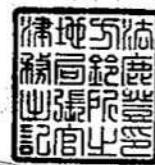
令和7年8月18日 /

津地方法務局鈴鹿出張所

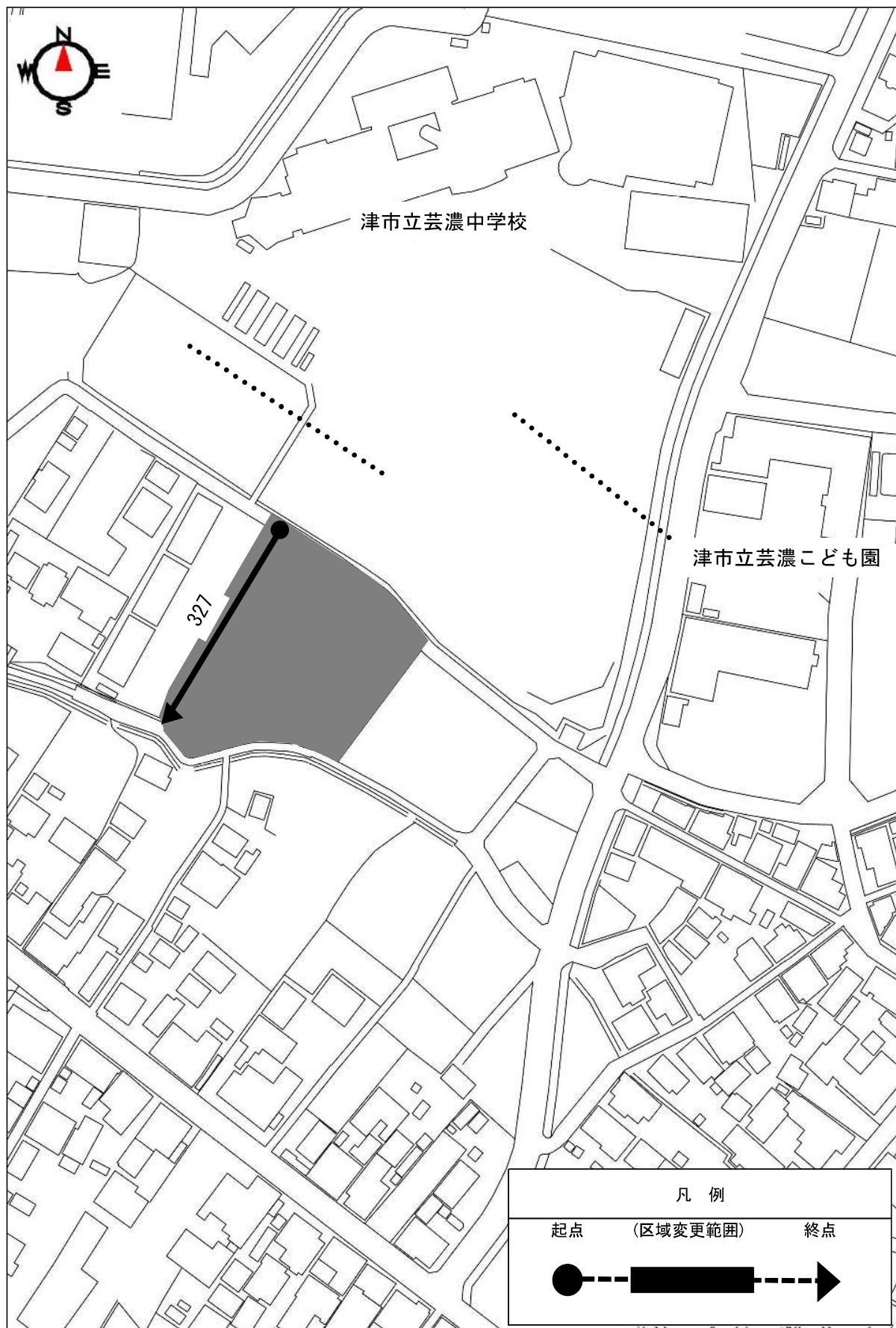
請求番号 : 28-1

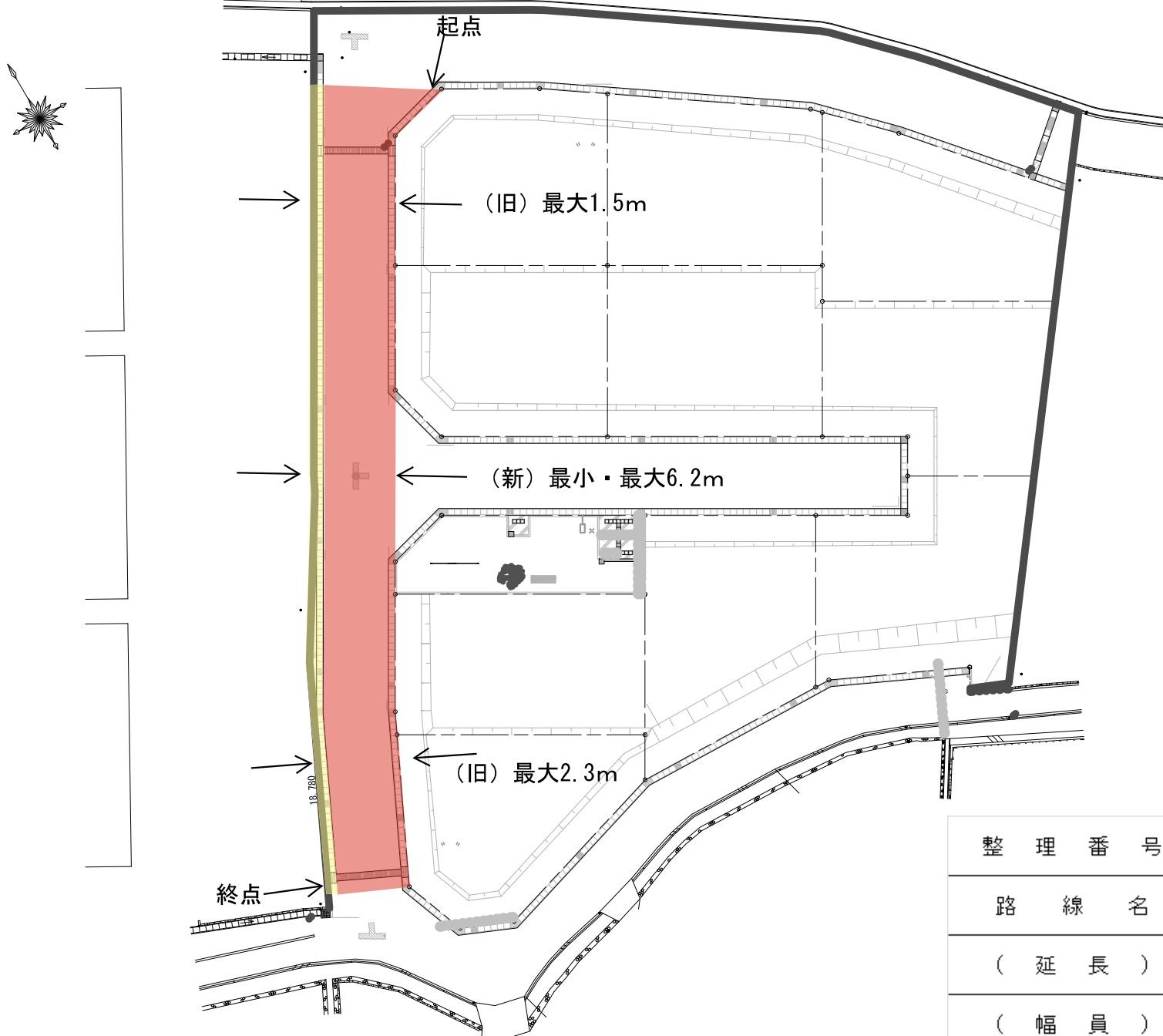
登記官

荒木恵子



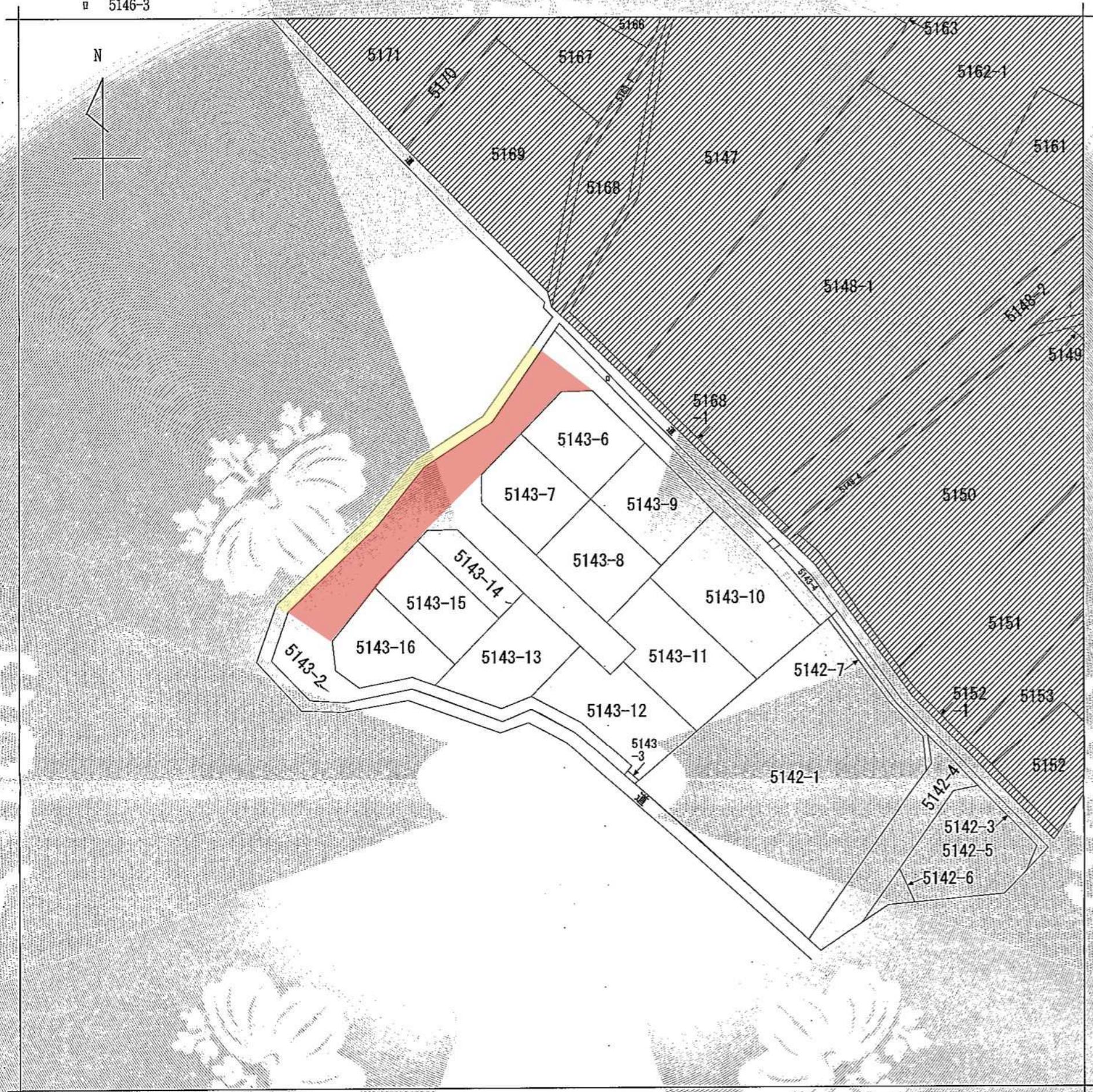
(1/1)





整 理 番 号	327
路 線 名	芸中南第1支線
(延 長)	65.7m
(幅 員)	6.2 (1.5) ~6.2 (2.3) m

5148-3
5146-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部	所在	津市芸濃町椋本字出口				地番	5143番2
出縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

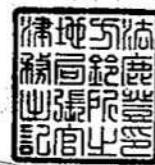
令和7年8月18日 /

津地方法務局鈴鹿出張所

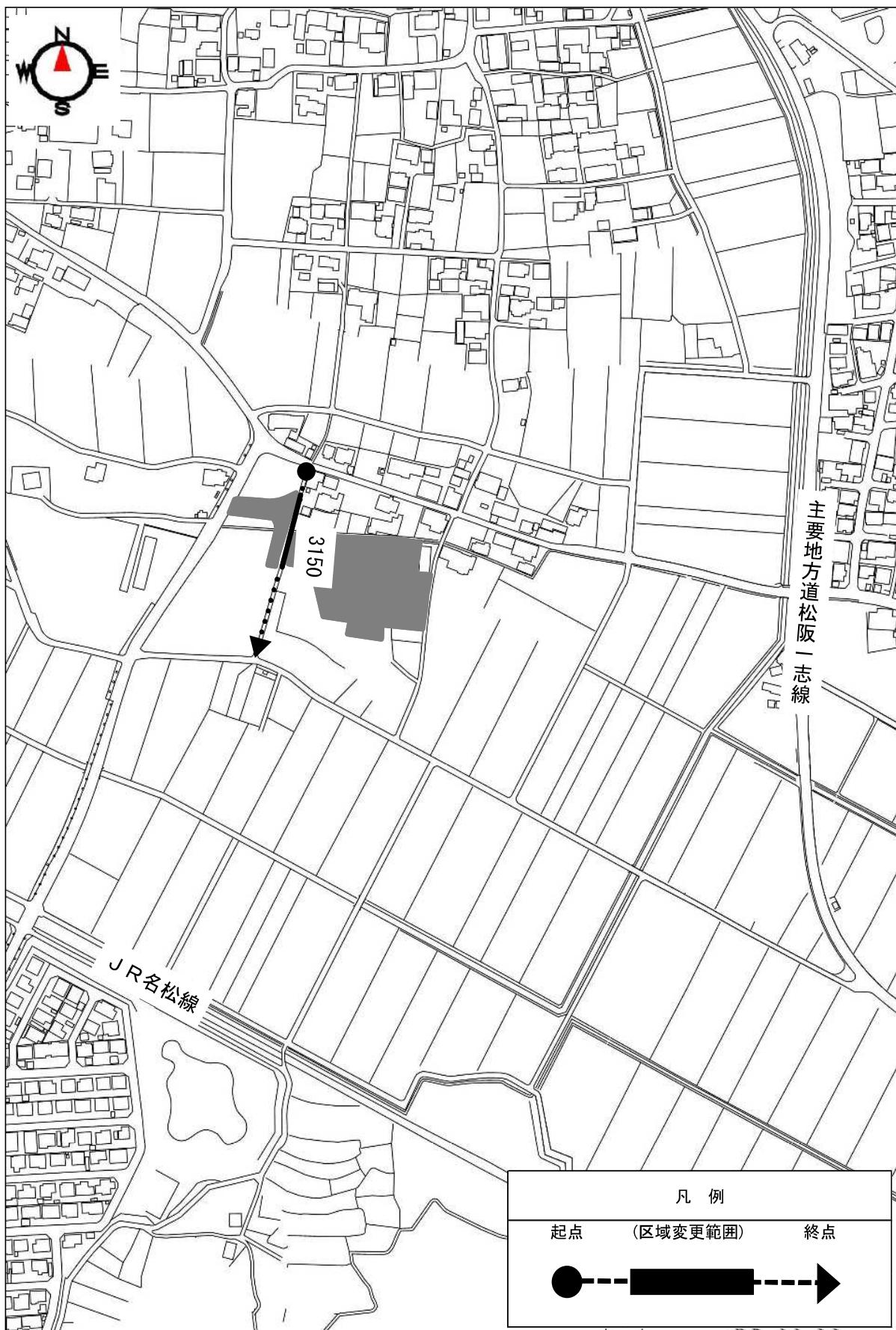
請求番号 : 28-1

登記官

荒木恵子

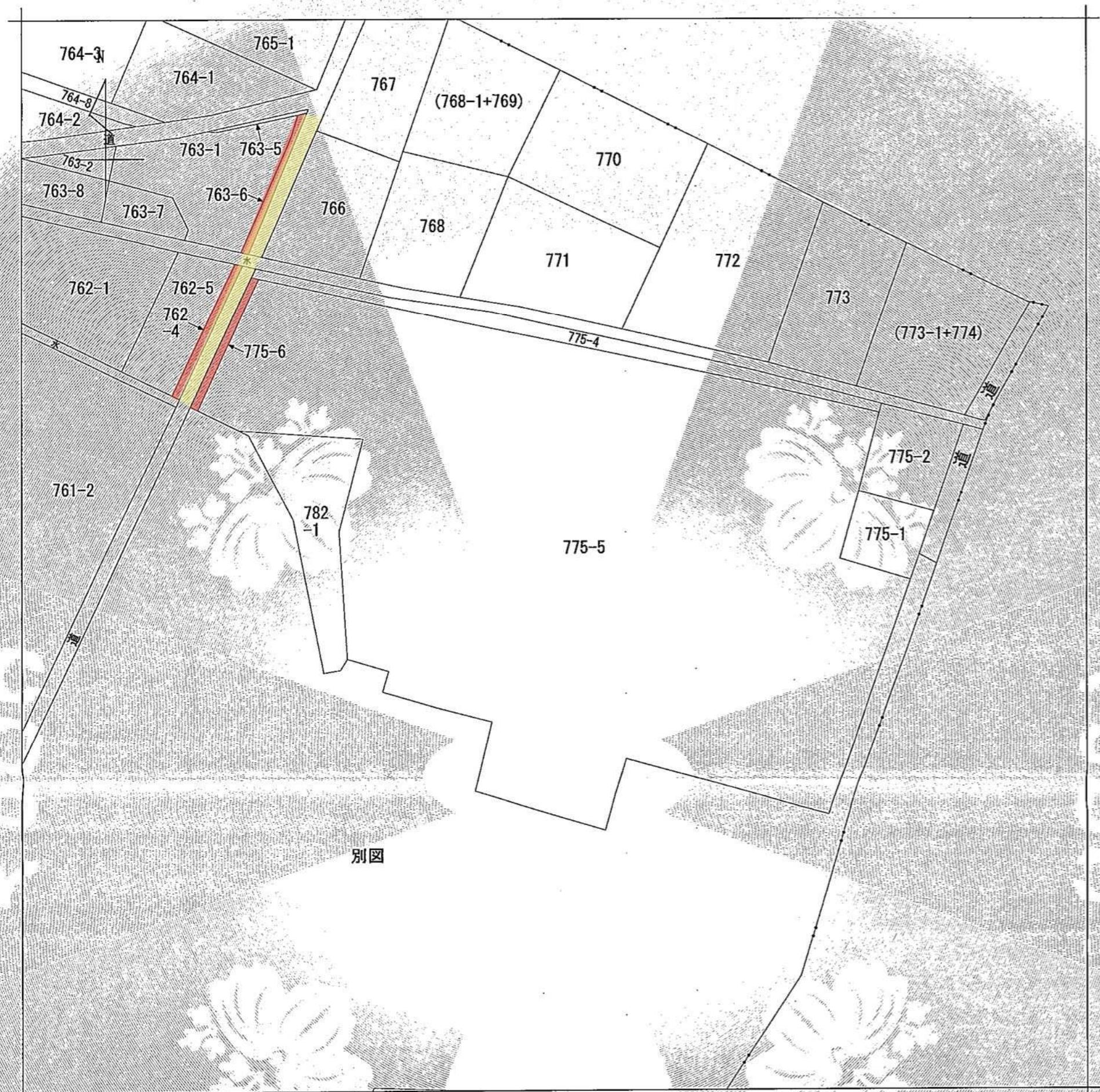


(1/1)





整 理 番 号	3150
路 線 名	片野150号線
(延 長)	41.9m
(幅 員)	4.0 (1.8) ~4.0 (2.0) m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市一志町片野字中野				地番	775番5
出力尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面
作成年月日	備付年月日 (原図)				補記項		種類 旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和7年10月2日

津地方法務局松阪支局

地図整理番号 : M13055

登記官

溝口和孝

(1/1)



津市告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

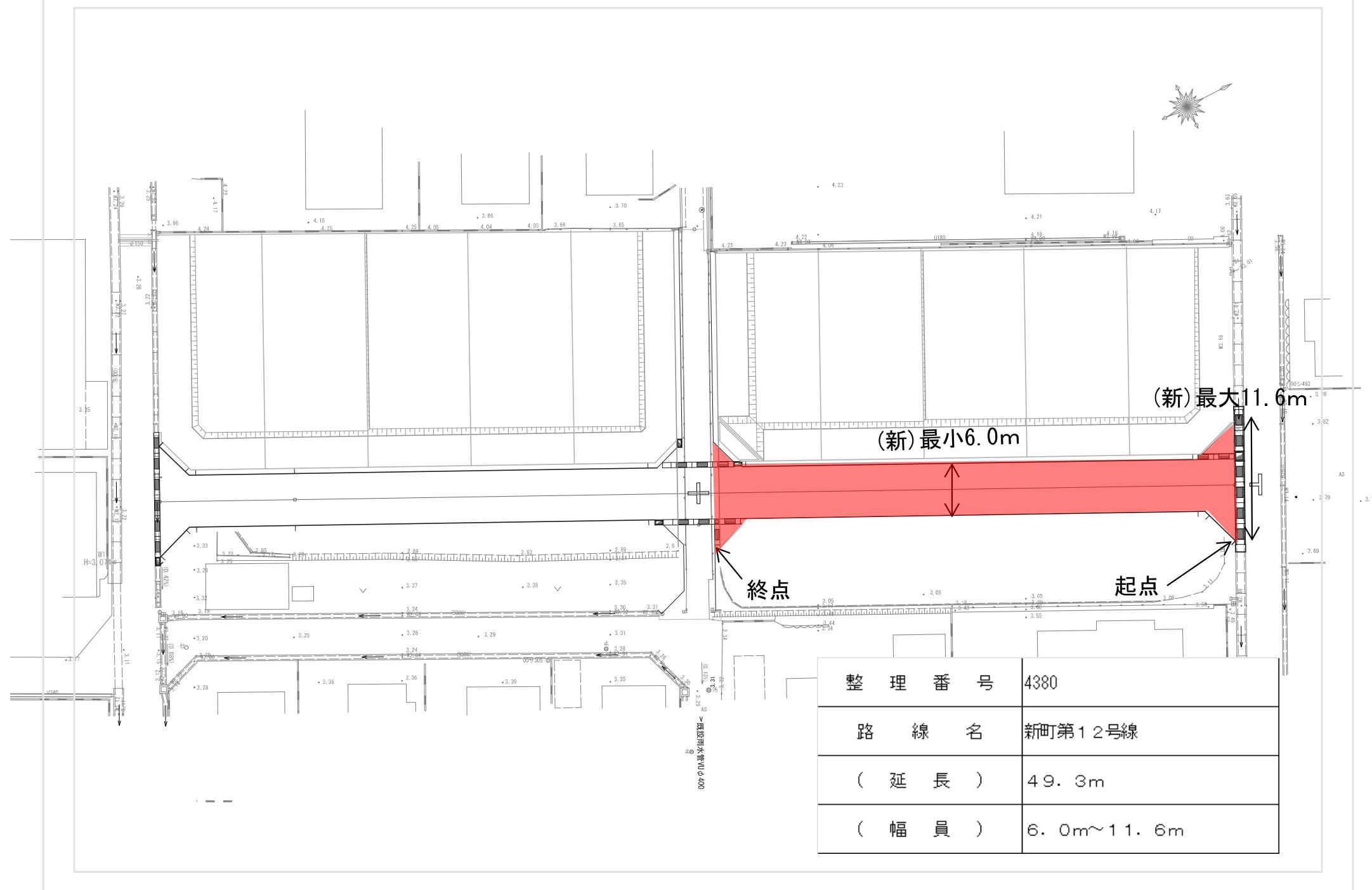
令和8年1月5日

津市長 前 葉 泰 幸

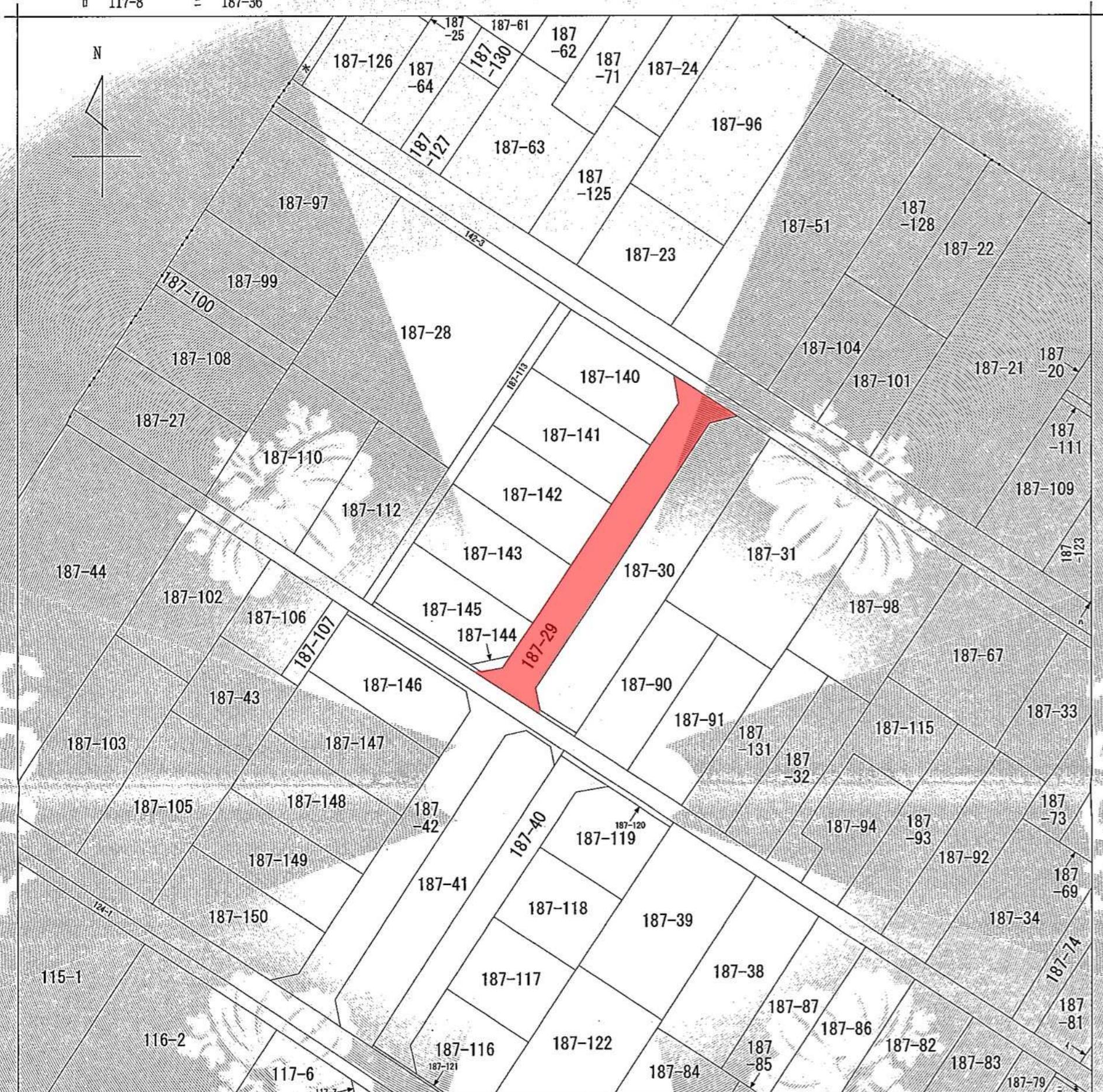
整理番号	路線名	区域決定の区間	供用開始年月日
4380	新町第12号線	津市新町二丁目187番30地先から津市新町二丁目187番90地先まで	令和8年1月5日
4381	新町第13号線	津市新町二丁目187番150地先から津市新町二丁目187番146地先まで	令和8年1月5日
1317	栗真中山町第24号線	津市栗真中山町字南垣内346番10地先から津市栗真中山町字南垣内346番17地先まで	令和8年1月5日
2625	二ノ町6号線	津市久居二ノ町1832番6地先から津市久居二ノ町1820番30地先まで	令和8年1月5日
831	椋本第15号線	津市芸濃町椋本字出口5143番7地先から津市芸濃町椋本字出口5143番11地先まで	令和8年1月5日
3855	川西第1号線	津市安濃町川西字廣見308番1地先から津市安濃町川西字廣見308番10地先まで	令和8年1月5日

8083	田尻382号線	津市一志町田尻字川原50 4番6地先から津市一志町 田尻字川原504番2地先 まで	令和8年1月5日
4214	新町第2号線	津市新町二丁目187番4 1地先から津市新町二丁目 187番146地先まで	令和8年1月5日
15	東千里東番場線	津市河芸町東千里字東番場12 32番1地先から津市河芸町 東千里字東番場1241番1 地先まで	令和8年1月5日
313	西町出口線	津市芸濃町椋本字出口514 3番16地先から津市芸濃町 椋本字出口5143番12地 先まで	令和8年1月5日
326	芸中南線	津市芸濃町椋本字出口514 3番6地先から津市芸濃町椋 本字出口5143番10地先 まで	令和8年1月5日
327	芸中南第1支線	津市芸濃町椋本字出口514 3番6地先から津市芸濃町椋 本字出口5143番16地先 まで	令和8年1月5日
3150	片野150号線	津市一志町片野字中野767番 地先から津市一志町片野字中 野775番5地先まで	令和8年1月5日





1 187-35
117-8
2 187-19
187-36
3 187-137



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
新町2丁目

請求部	所在	津市新町二丁目		地番	187番29		
出力尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月8日
津地方法務局

地図整理番号 : M14753

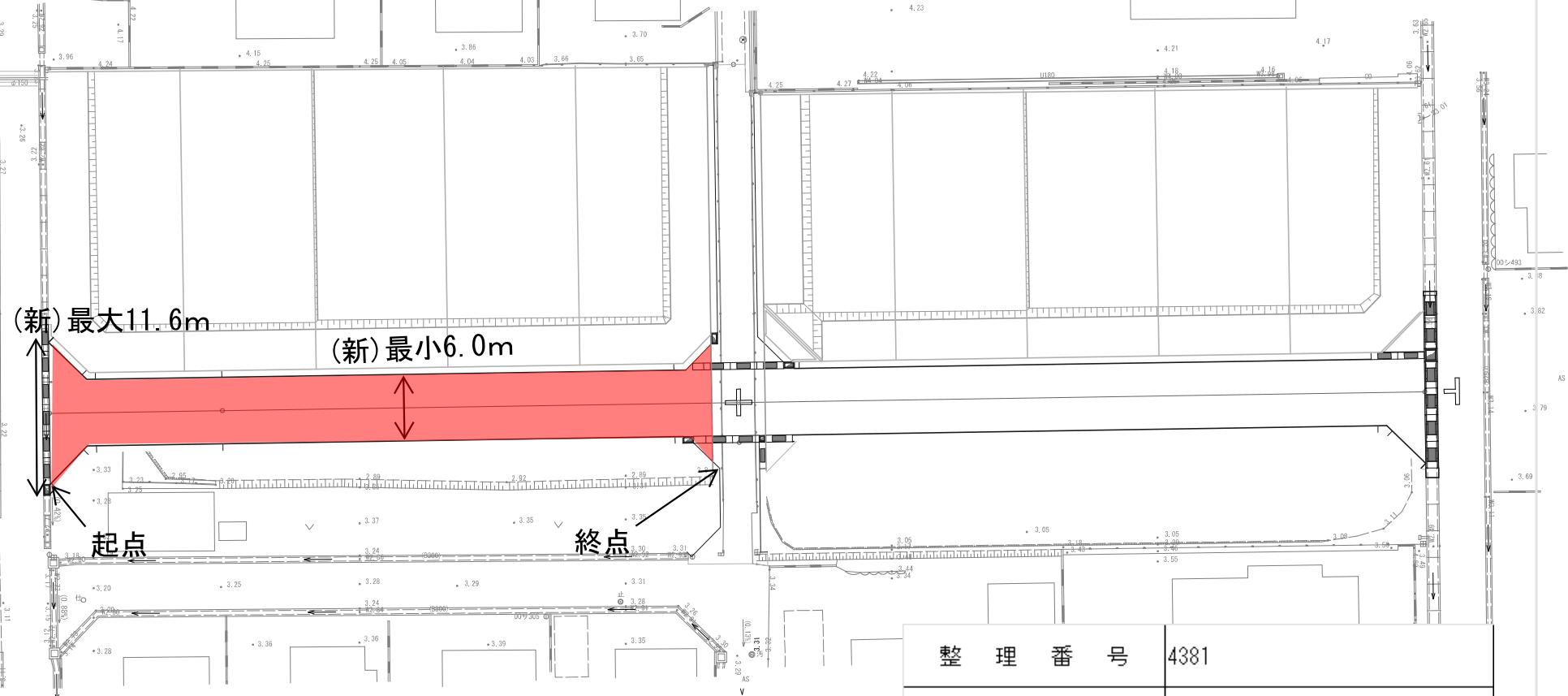
登記官

(1/1)

中村文彦



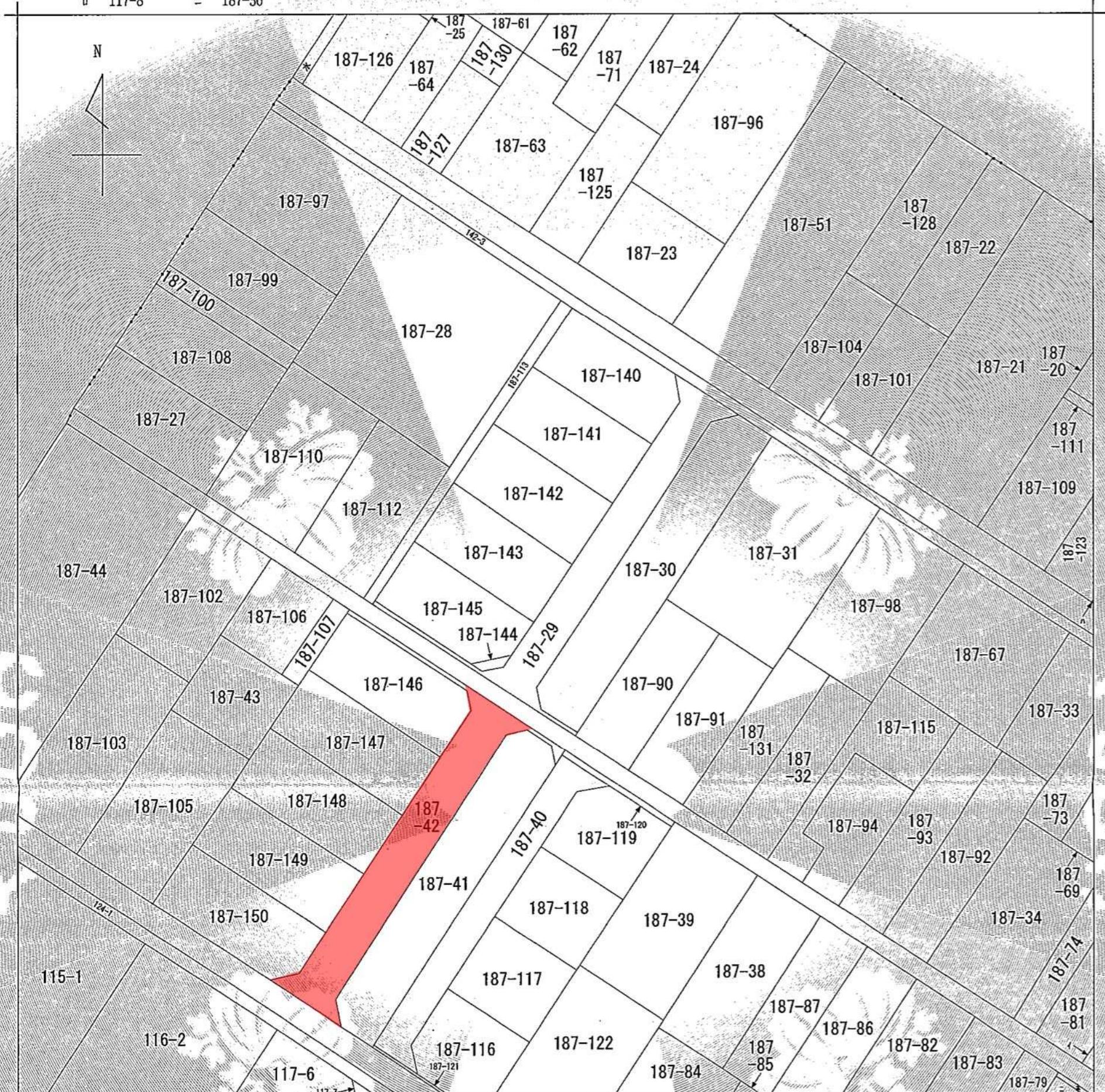




187-35
117-8

八
二

亦 187-137



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

新町2丁目

請求部 分	所在	津市新町二丁目			地番	187番29
出力 縮尺	1/600	精度区分		座標系 番号又 は記号	分類	地図に準ずる図面
作成 年月日				備付 年月日 (原図)	補記項	

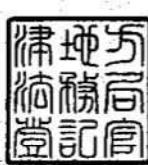
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

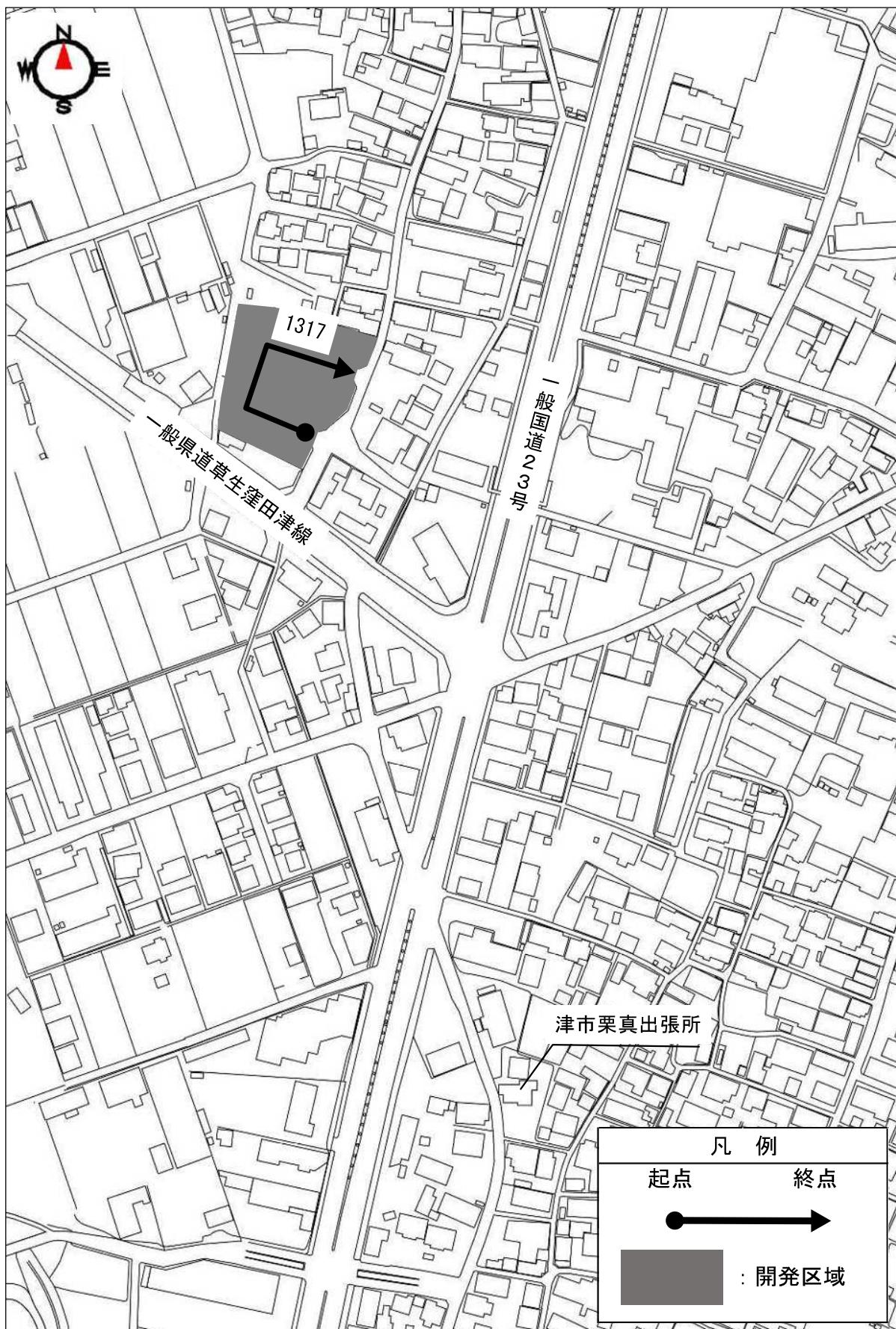
令和7年9月8日
津地方法務局

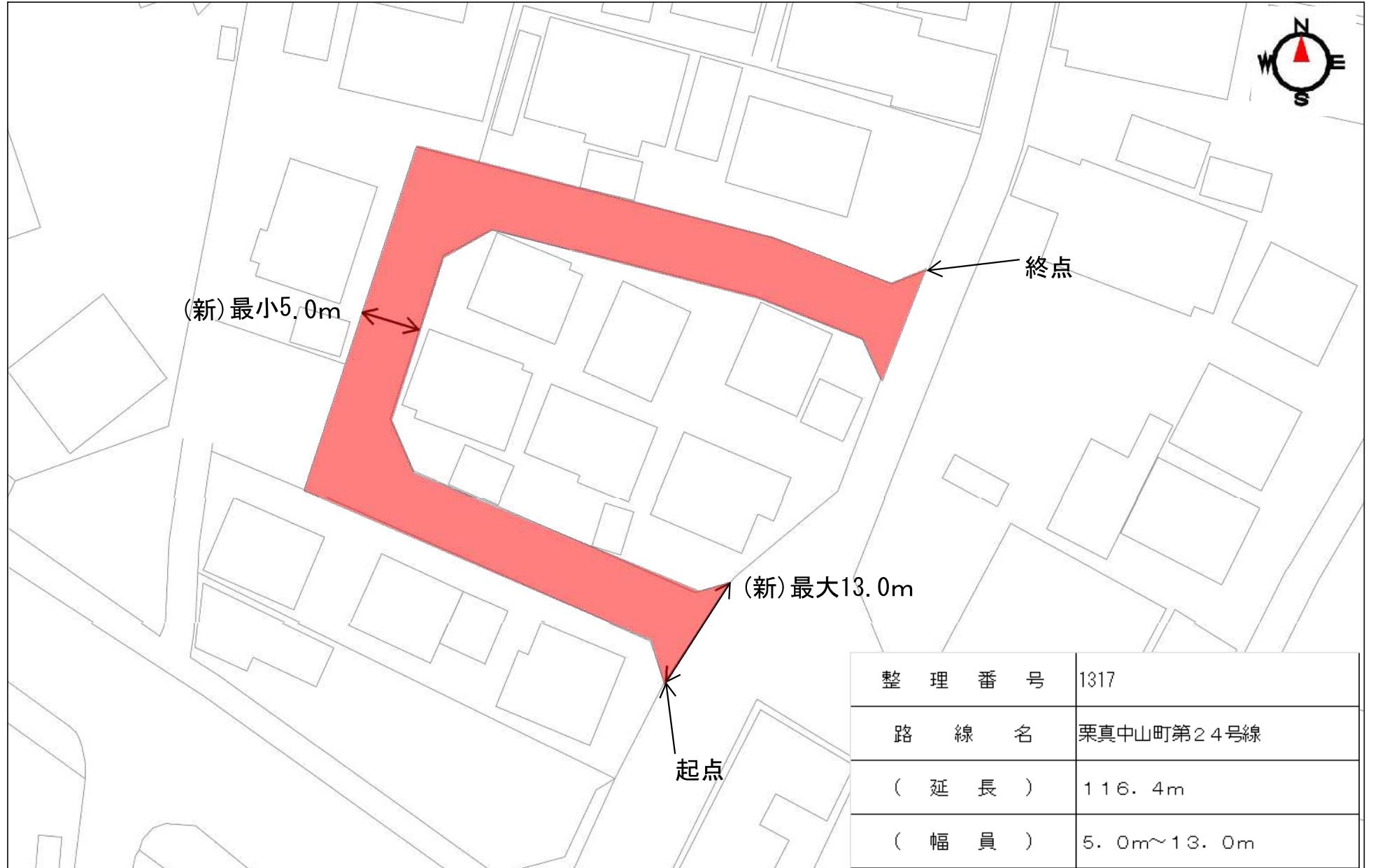
地図整理番号：M14753

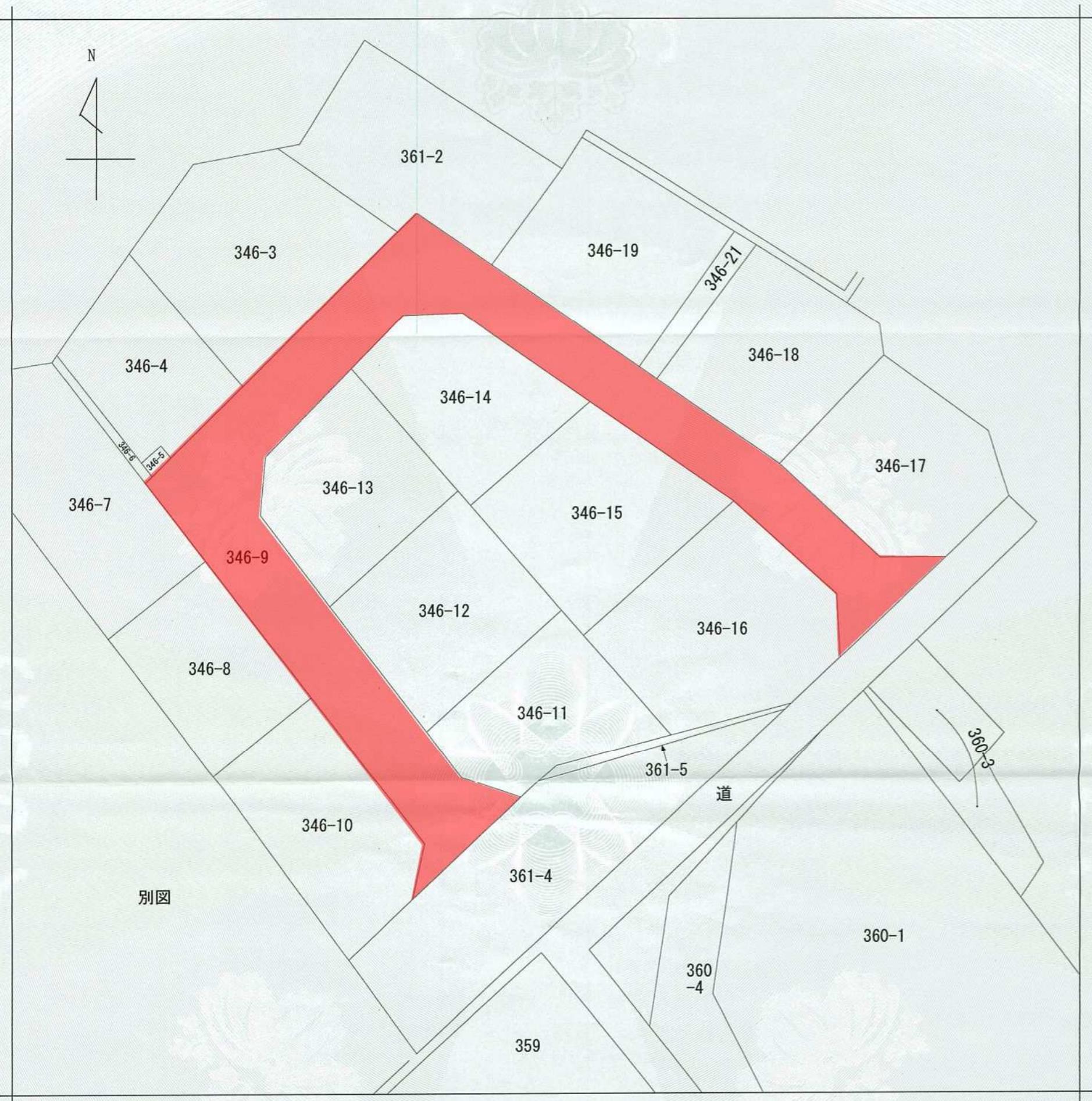
登記官

中村文彦

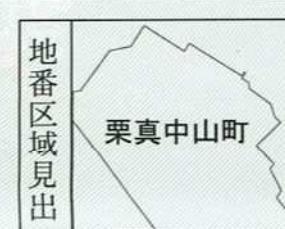








(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市栗真中山町字南垣内			地 番	346番9	
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日 (原図)			補記項	

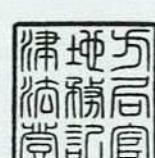
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月21日
津地方法務局

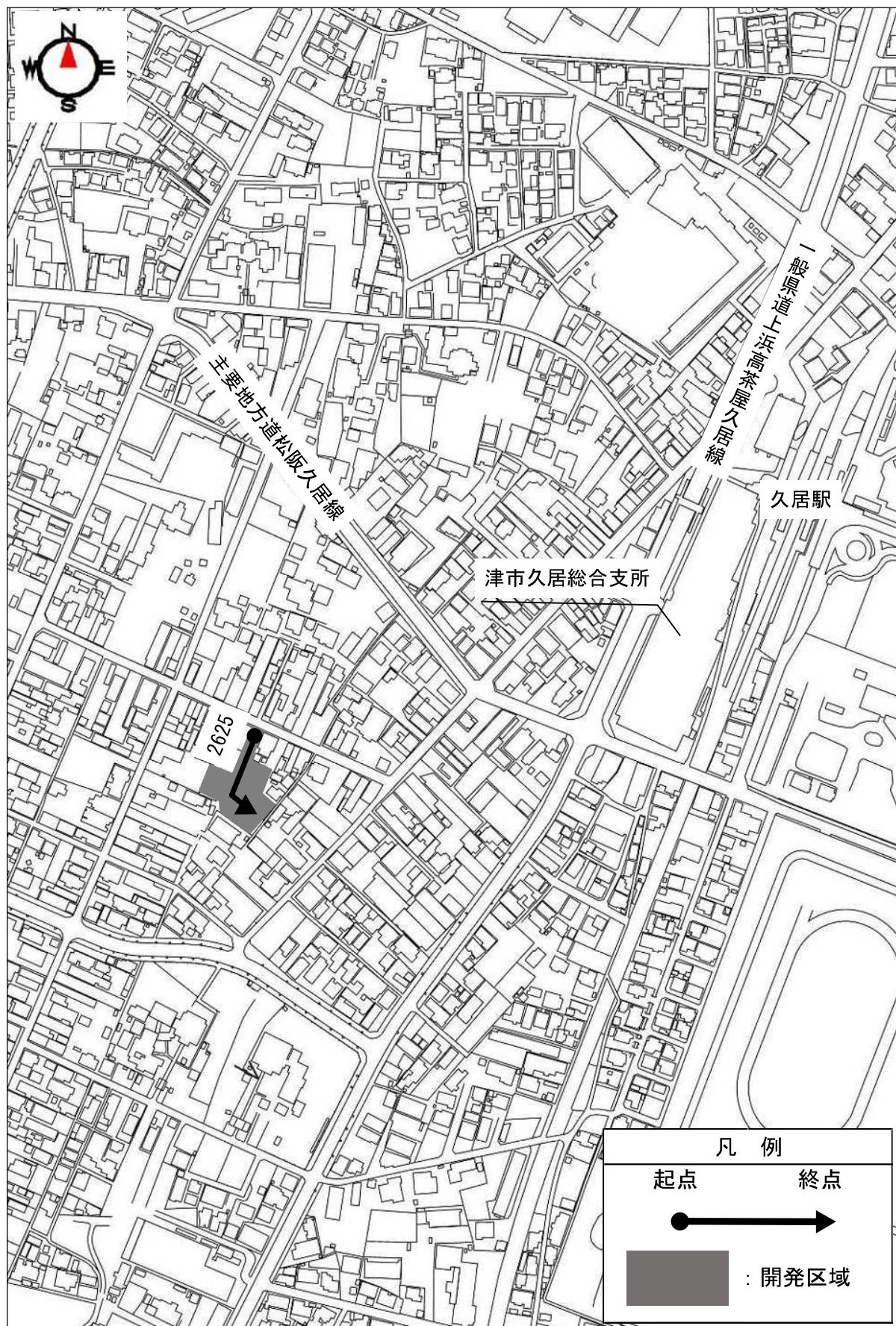
請求番号 : 37-9
(1/1)

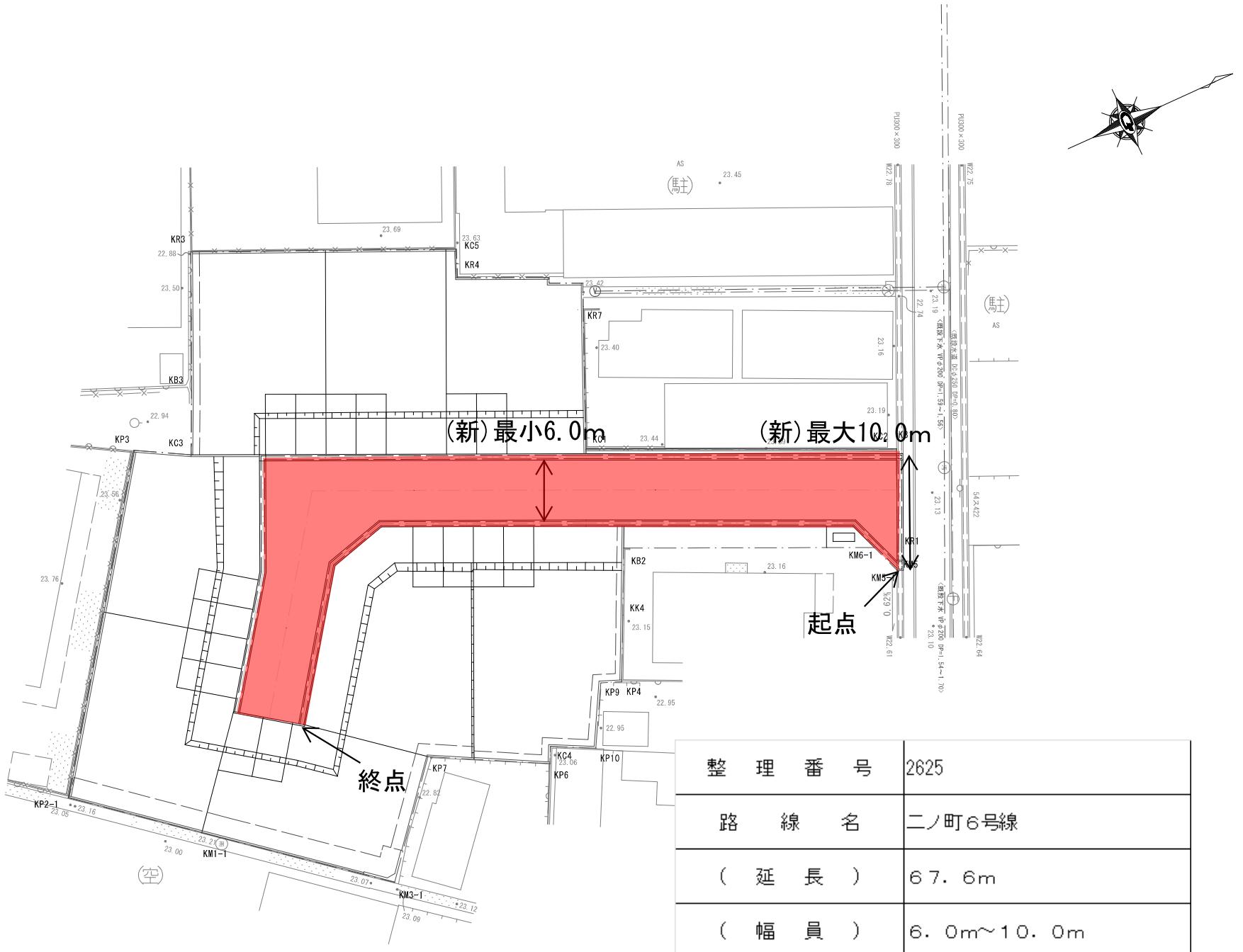
登記官

中村文彦



公用







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出

久居二ノ町

請求分	所在	津市久居二ノ町				地番	1820番34	
縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)				補記項

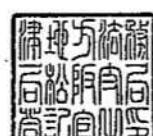
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和7年7月28日
津地方法務局松阪支局

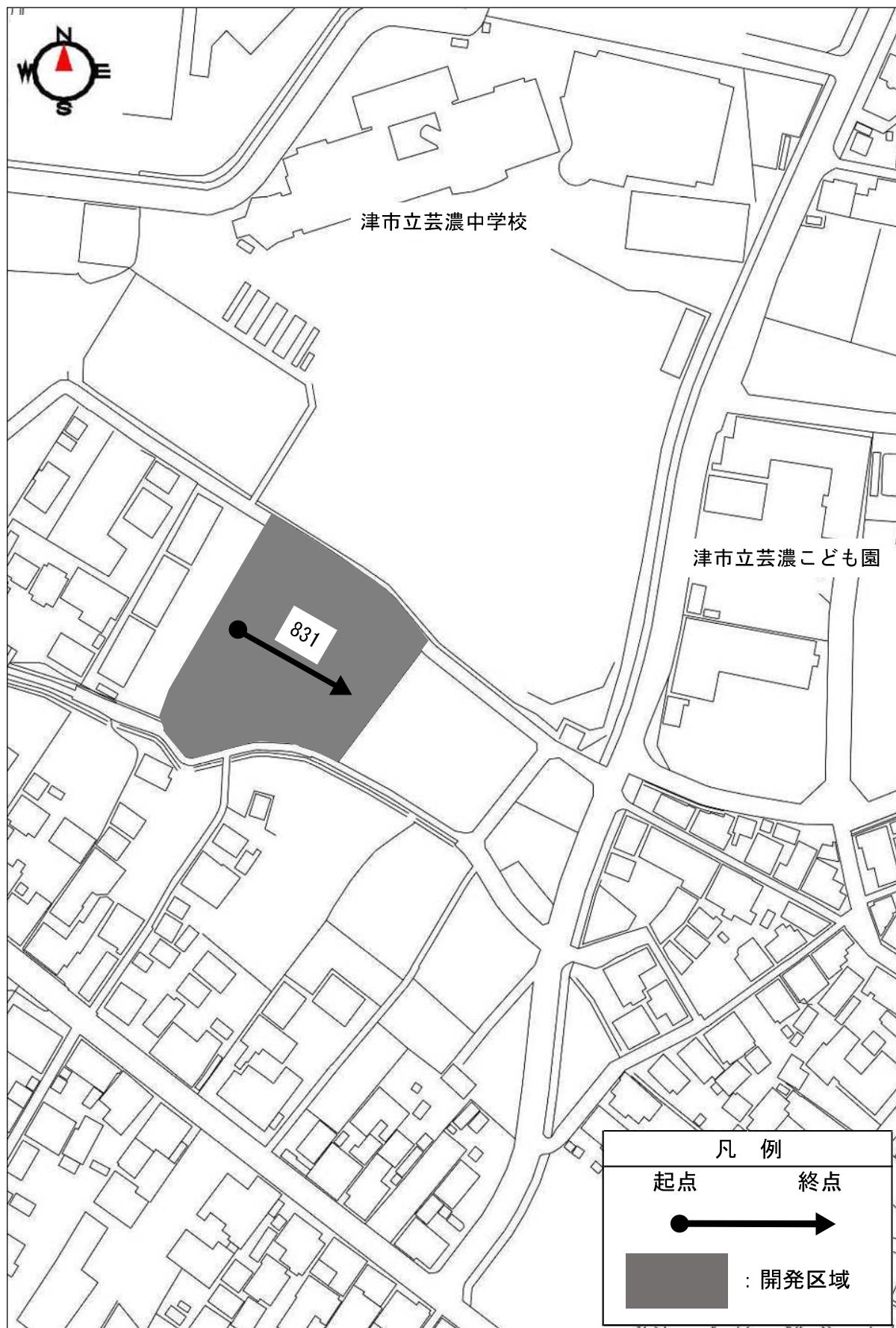
登記官

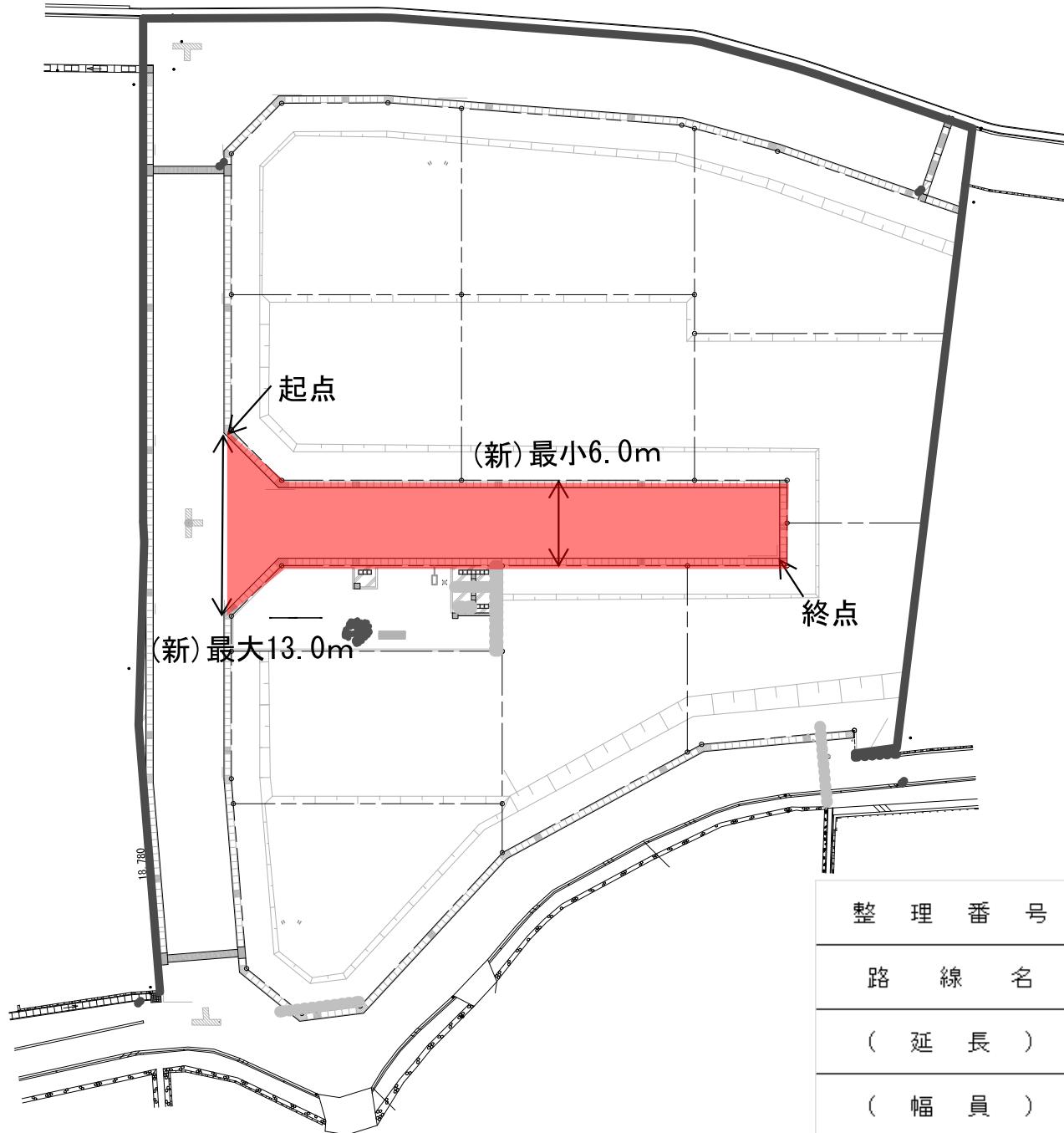
溝口和孝



請求番号 : 21-1

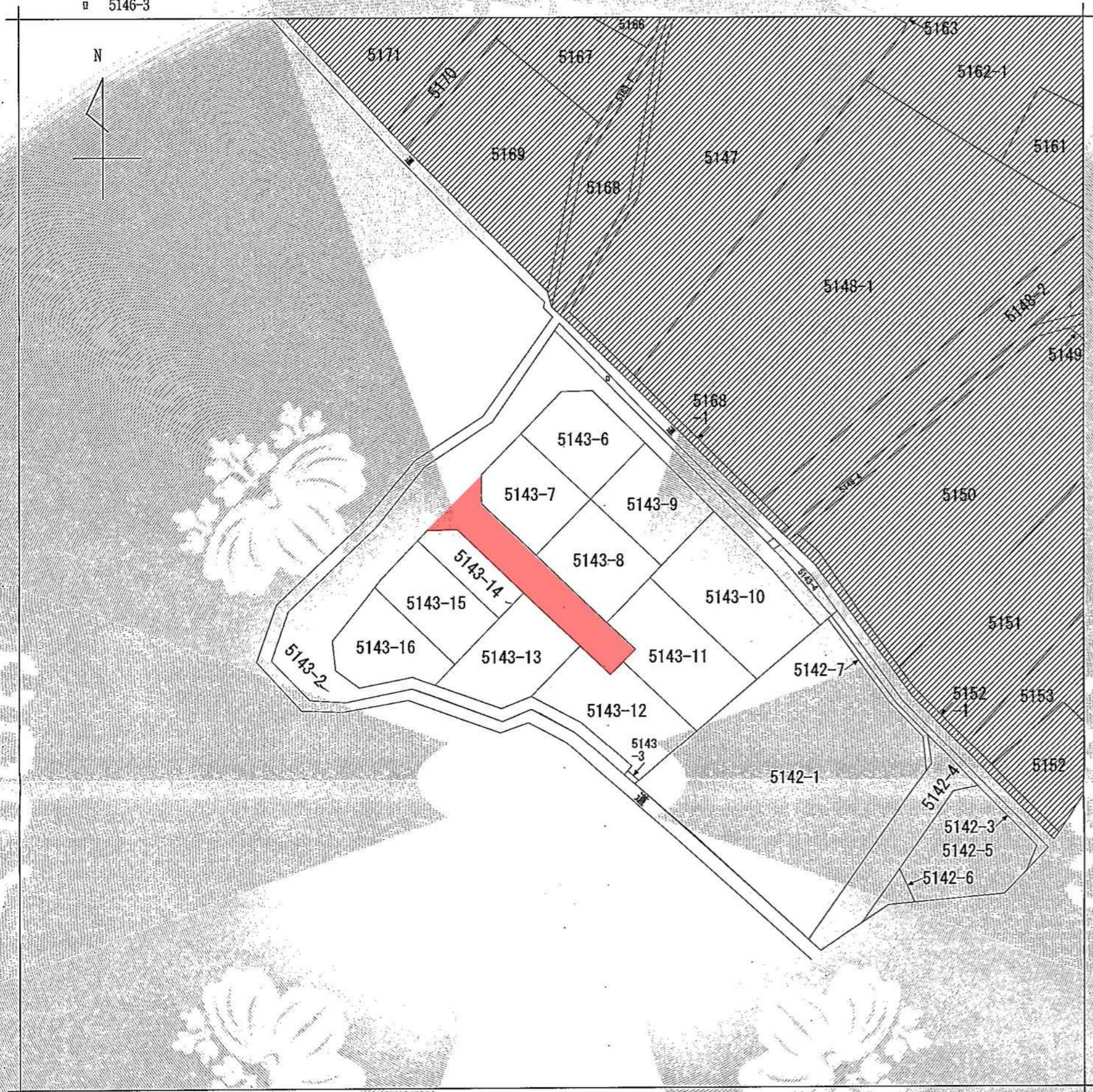
(1/1)





整 理 番 号	831
路 線 名	棕本第15号線
(延 長)	39. 0m
(幅 員)	6. 0m~13. 0m

5148-3
5146-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部	所在	津市芸濃町椋本字出口				地番	5143番2
出縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

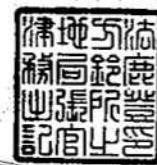
令和7年8月18日 /

津地方法務局鈴鹿出張所

請求番号 : 28-1

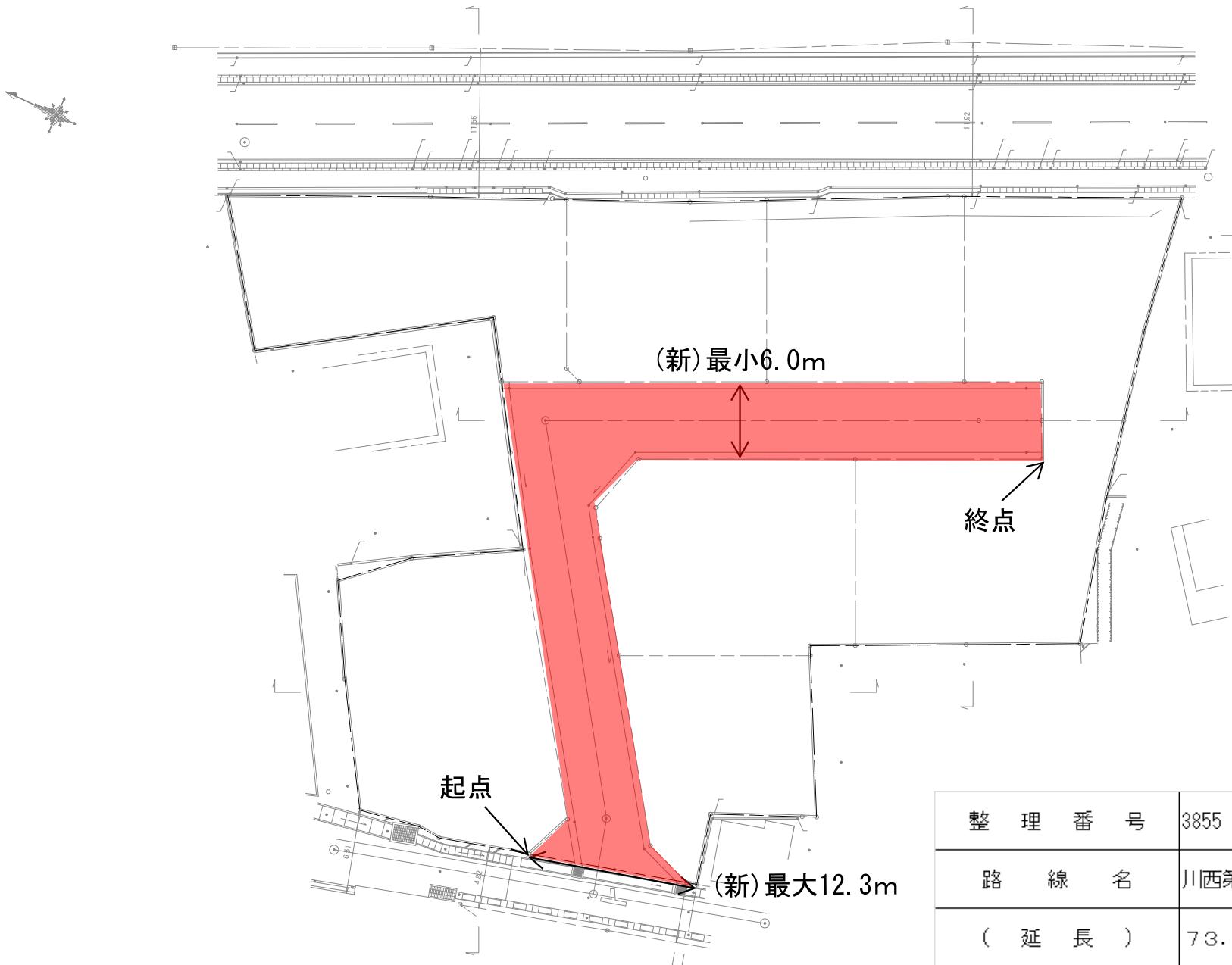
登記官

荒木恵子



(1/1)

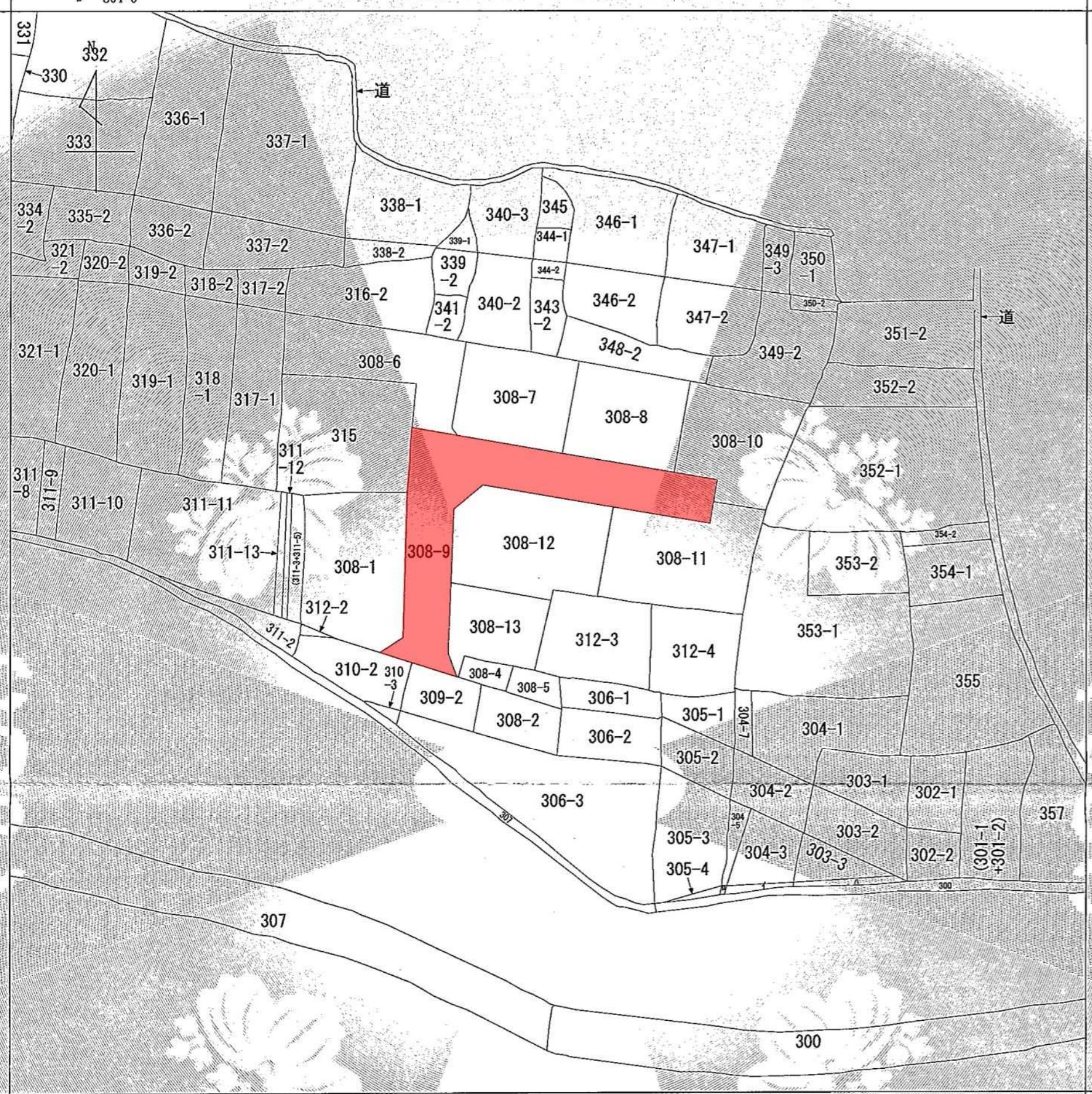




整理番号	3855
路線名	川西第1号線
(延長)	73.6m
(幅員)	6.0m~12.3m

304-4
304-6

八 303-4



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

A 安濃町川西



請求分	所在	津市安濃町川西字廣見				地番	308番9	
縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和7年7月10日

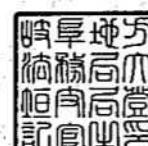
岐阜地方法務局大垣支局

地図整理番号 : M25818

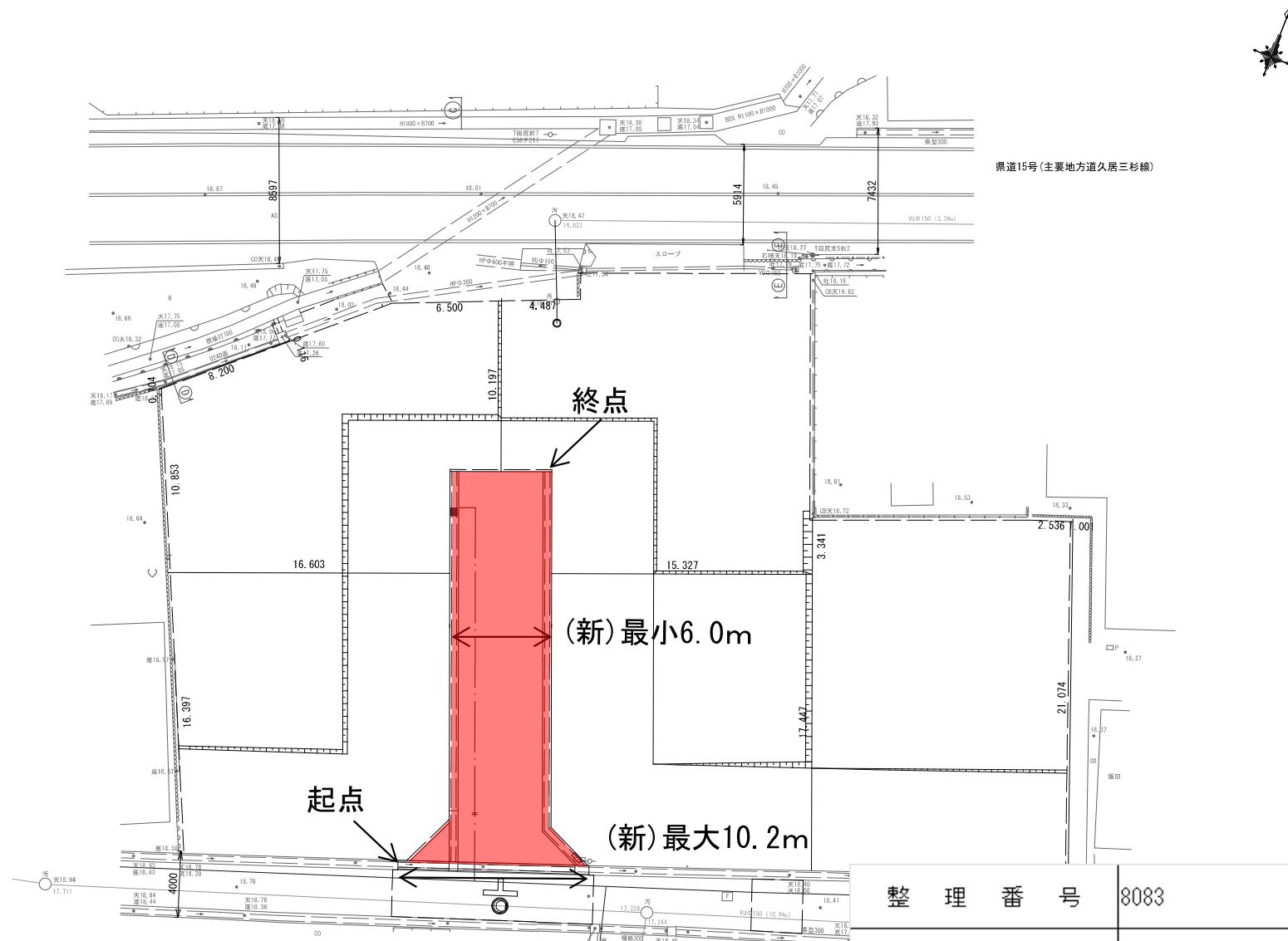
登記官

斎藤博和

(1/1)







整理番号	8083
路線名	田尻382号線
(延長)	22.9m
(幅員)	6.0m~10.2m

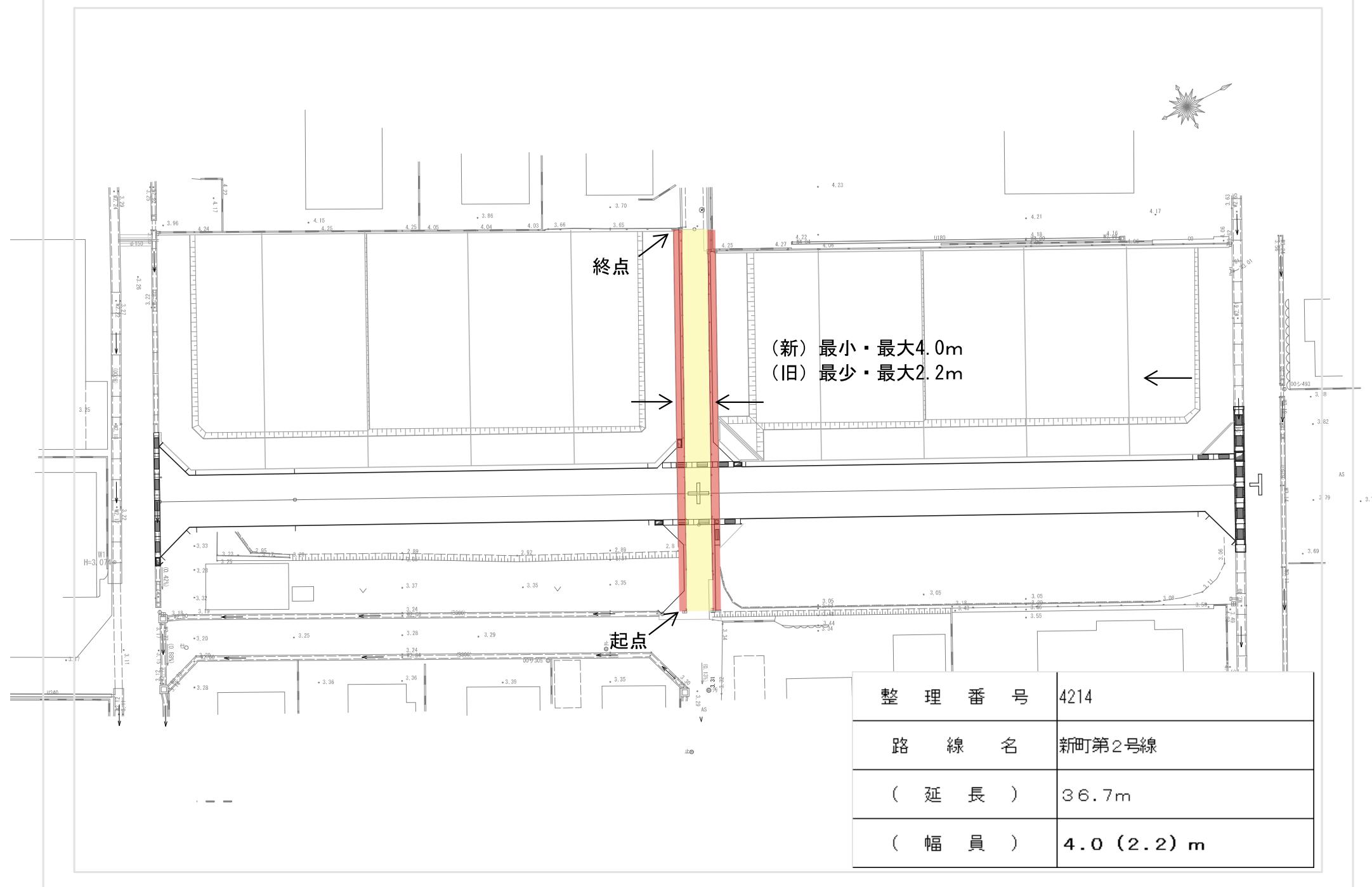
683-3
水

N

水



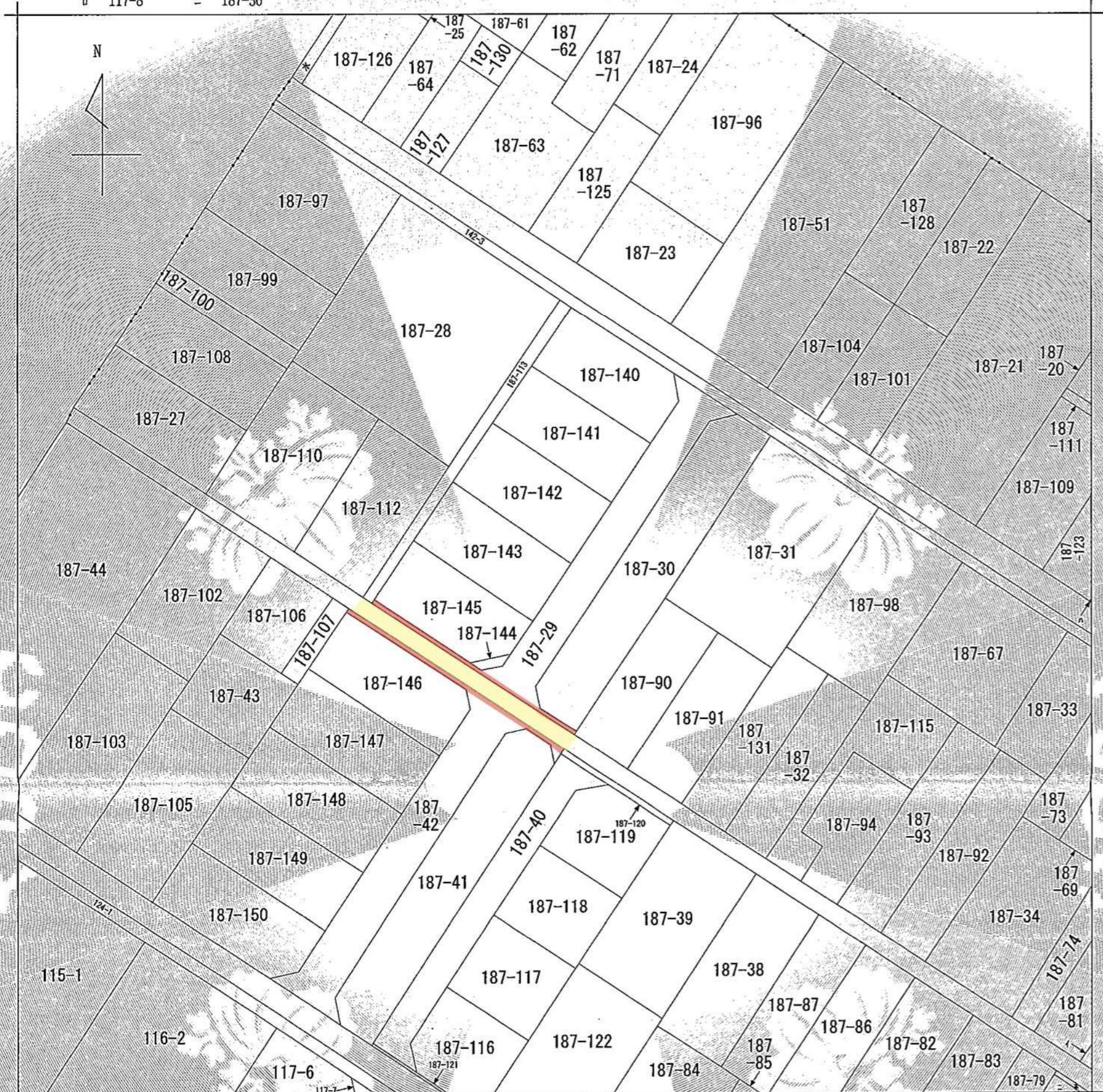




187-35
117-8

八
二

亦 187-137



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

新町2丁目

請求部 分	所在	津市新町二丁目			地番	187番29
出力縮尺	1/600	精度区分	△	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備付年月日 (原図)		

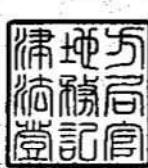
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月8日
津地方法務局

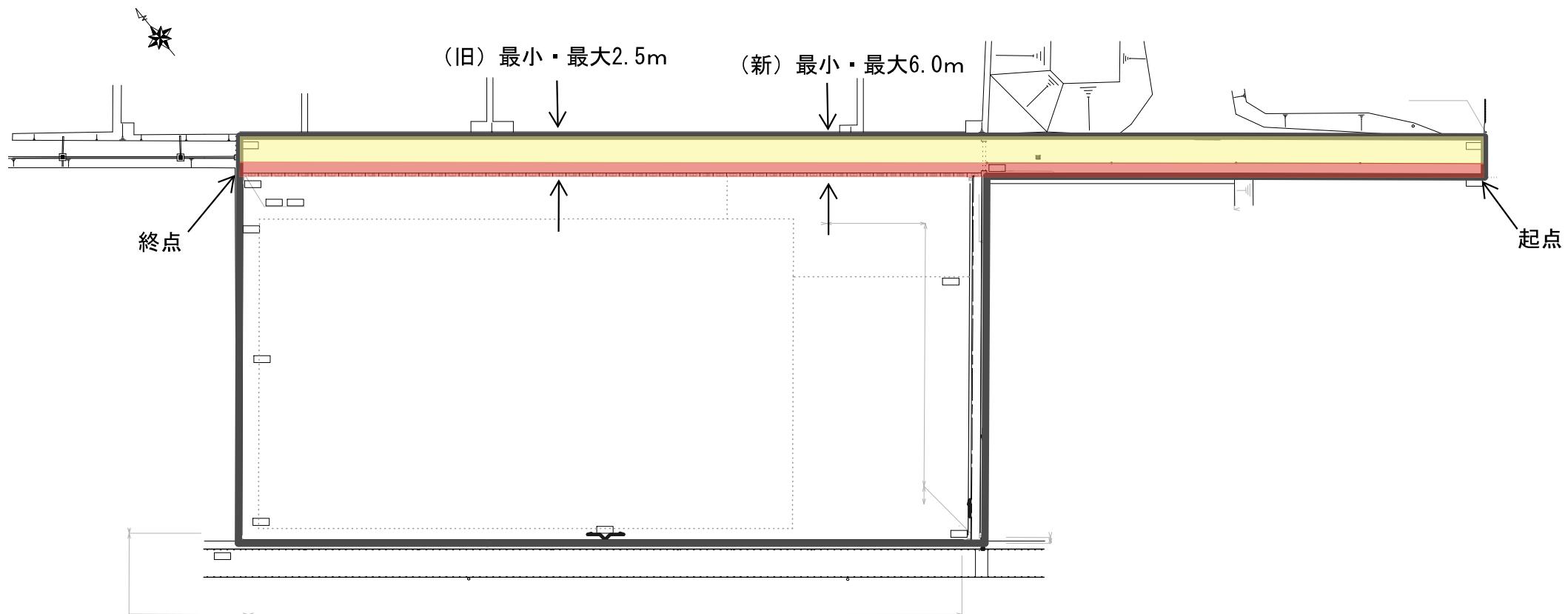
地図整理番号：M14753

登記官

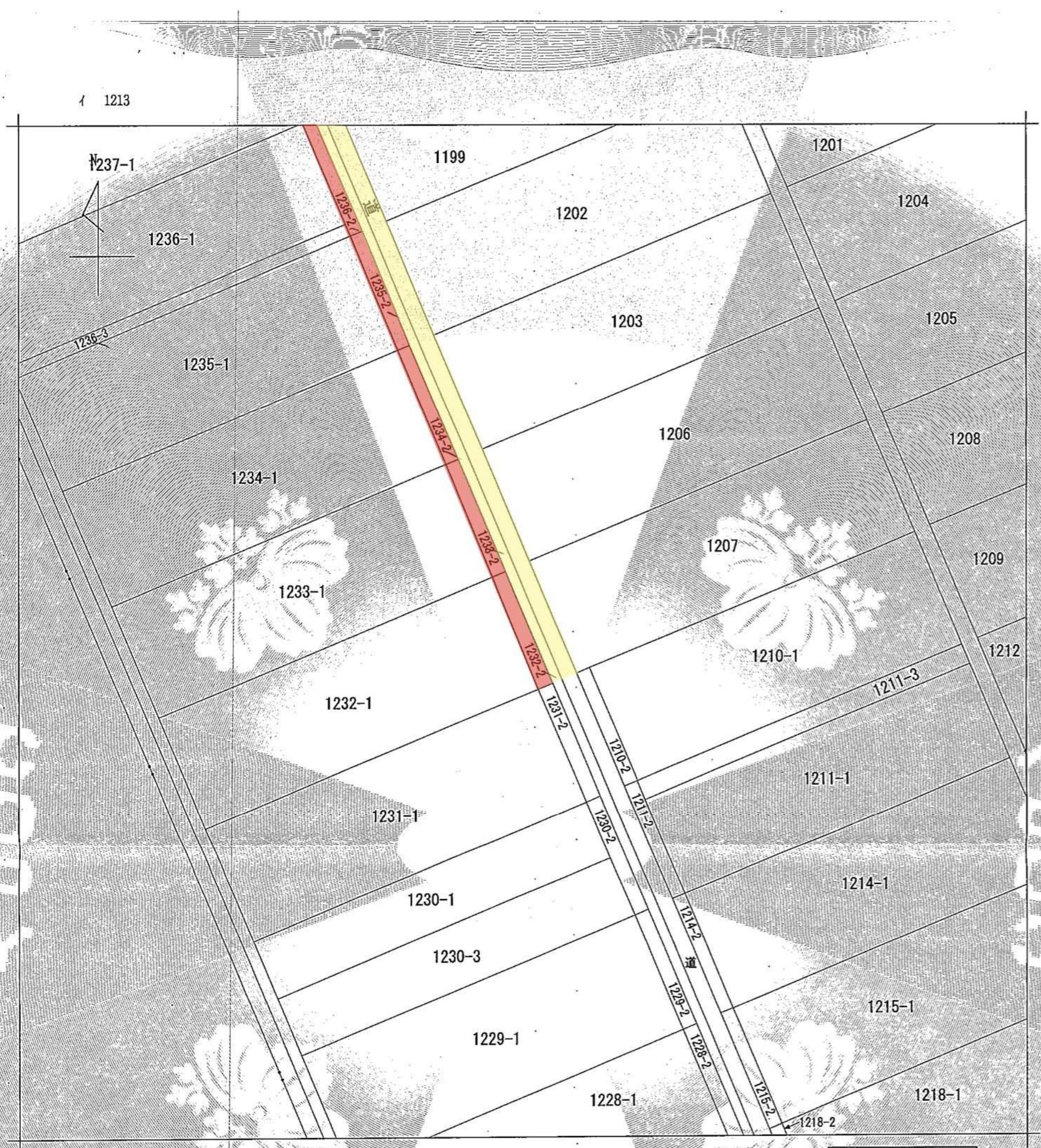
中村文彦







整 理 番 号	15
路 線 名	東千里東番場線
(延 長)	186.1m
(幅 員)	6.0 (2.5) m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

河芸町東千里

請求部	所在	津市河芸町東千里字東番場				地番	1232番2	
出縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面	
作成年月日				備付年月日 (原図)		補記項	旧土地台帳附属地図	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和7年6月26日

津地方法務局鈴鹿出張所

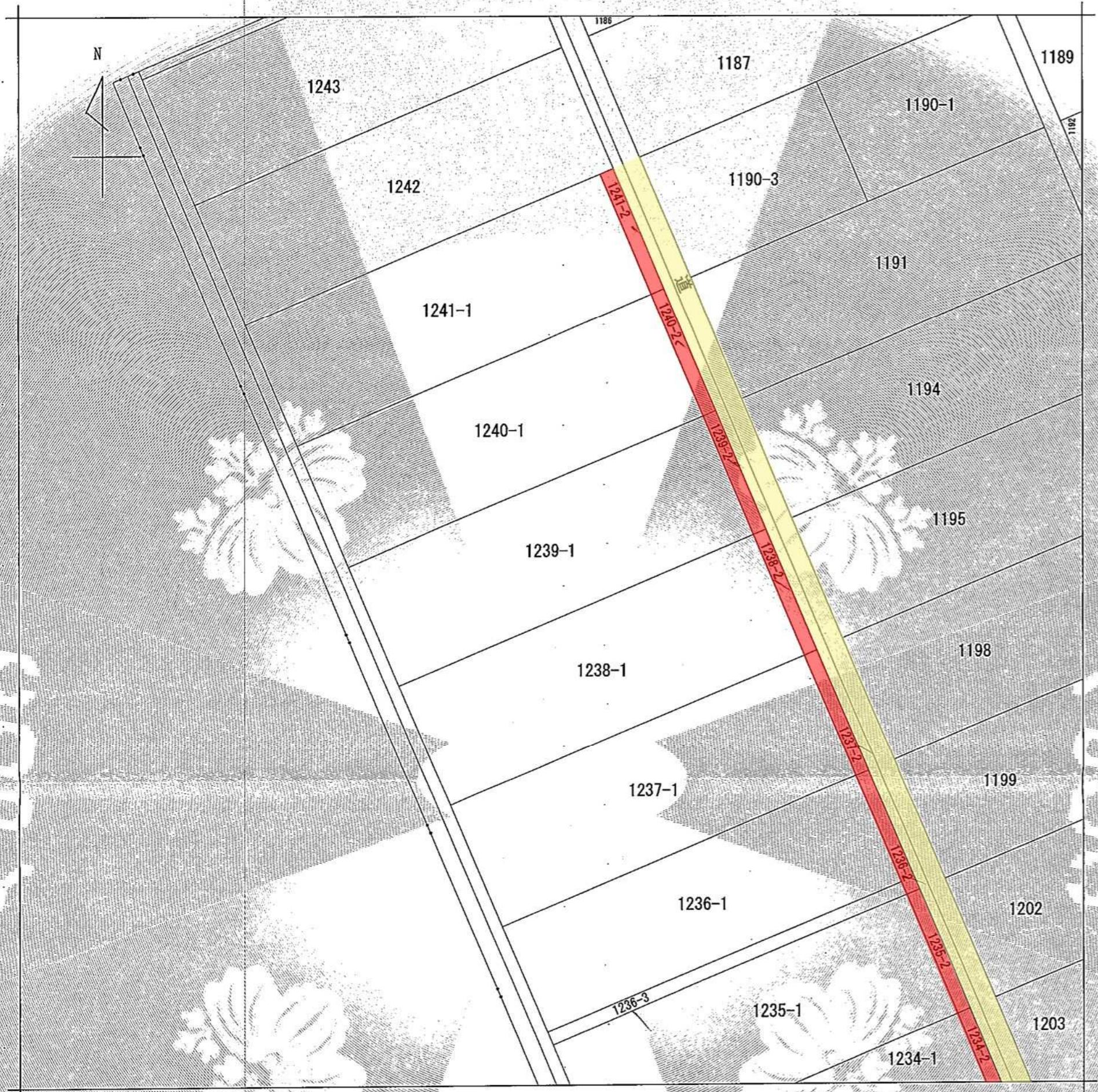
請求番号 : 20-1

(1/1)

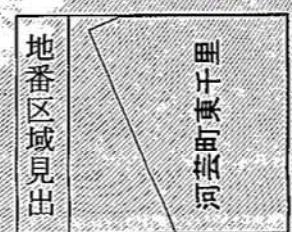
登記官

荒木恵子





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市河芸町東千里字東番場				地 番	1239番1
出縮尺	縮尺不明	精 度	区分	座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面
作成年月日			備付年月日 (原図)			種類	旧土地台帳附属図面
						補記項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和7年6月25日

津地方法務局鈴鹿出張所

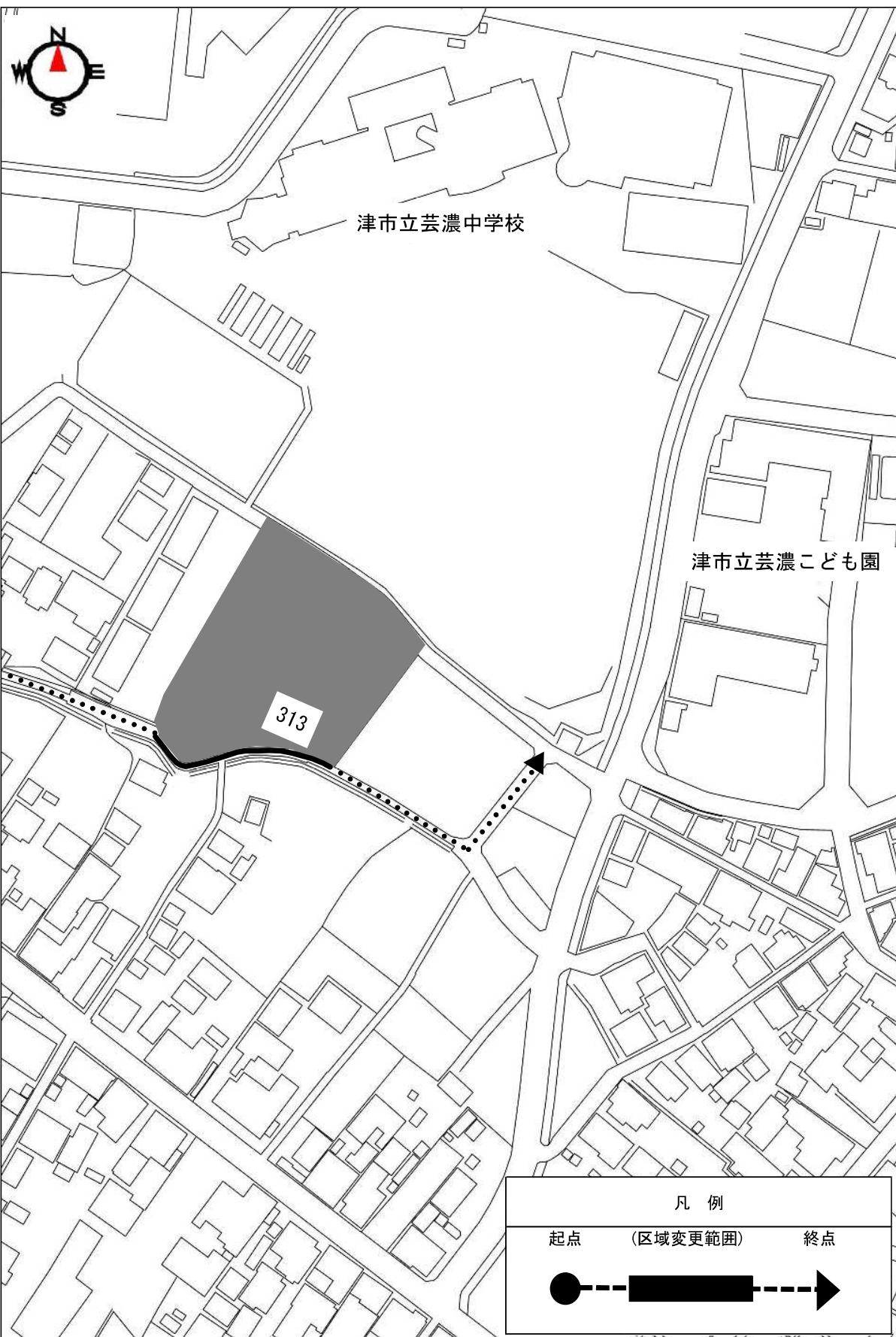
請求番号 : 47-1

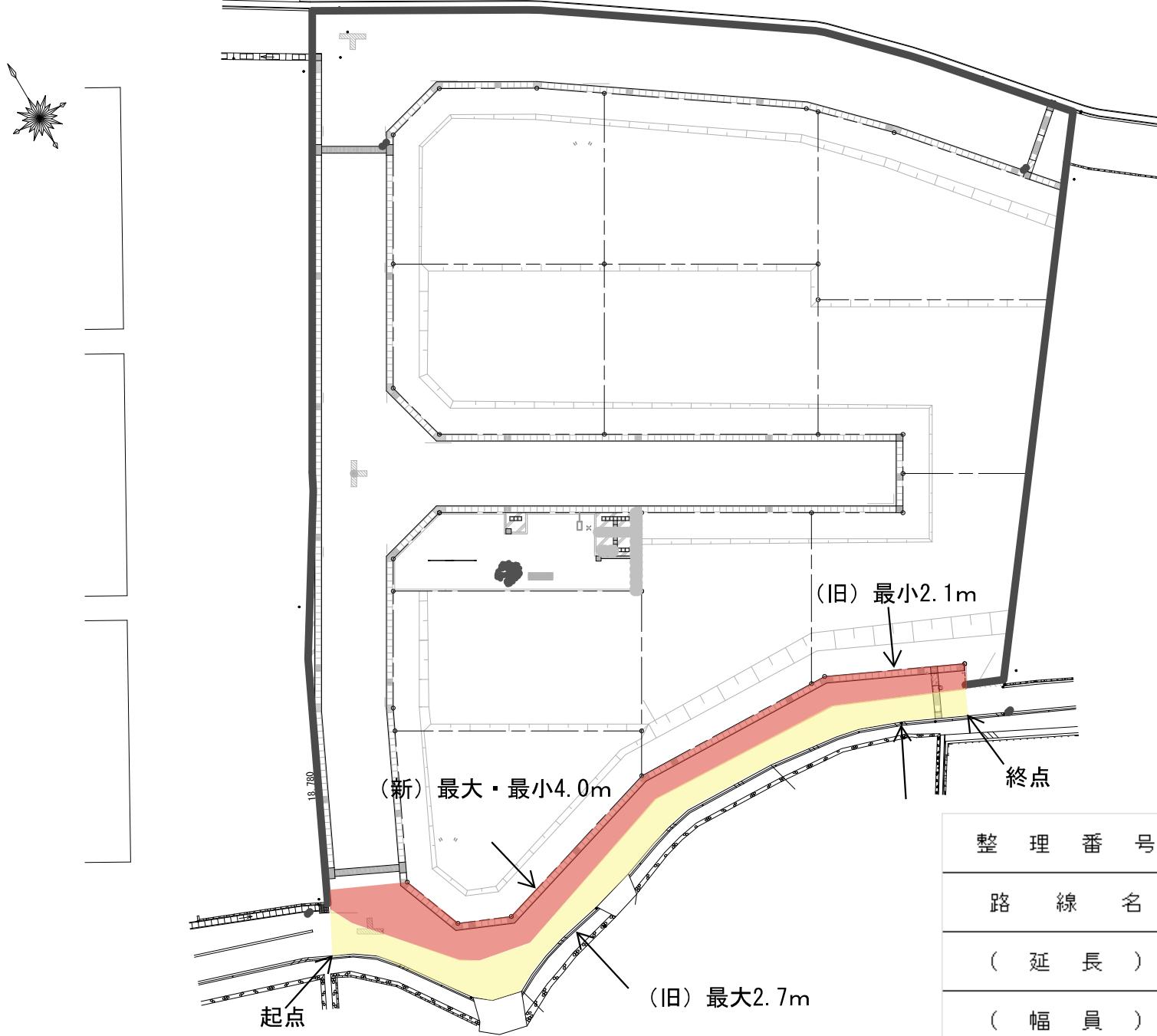
(1/1)

登記官

荒木恵子

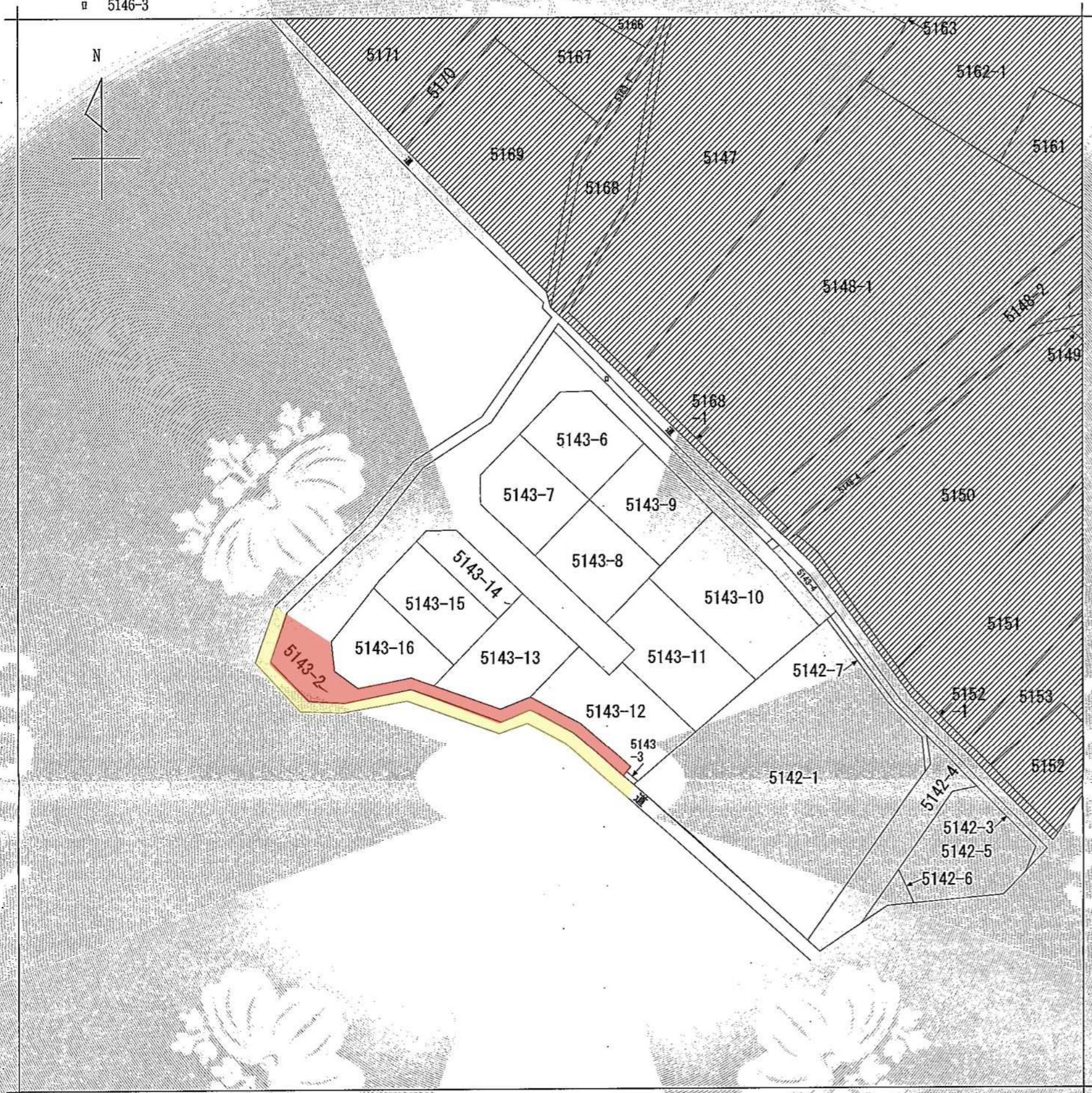






整 理 番 号	313
路 線 名	西町出口線
(延 長)	54.2m
(幅 員)	4.0 (2.1) ~4.0 (2.7) m

5148-3
5146-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部	所在	津市芸濃町椋本字出口				地番	5143番2
出縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

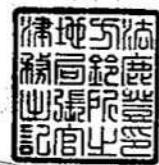
令和7年8月18日 /

津地方法務局鈴鹿出張所

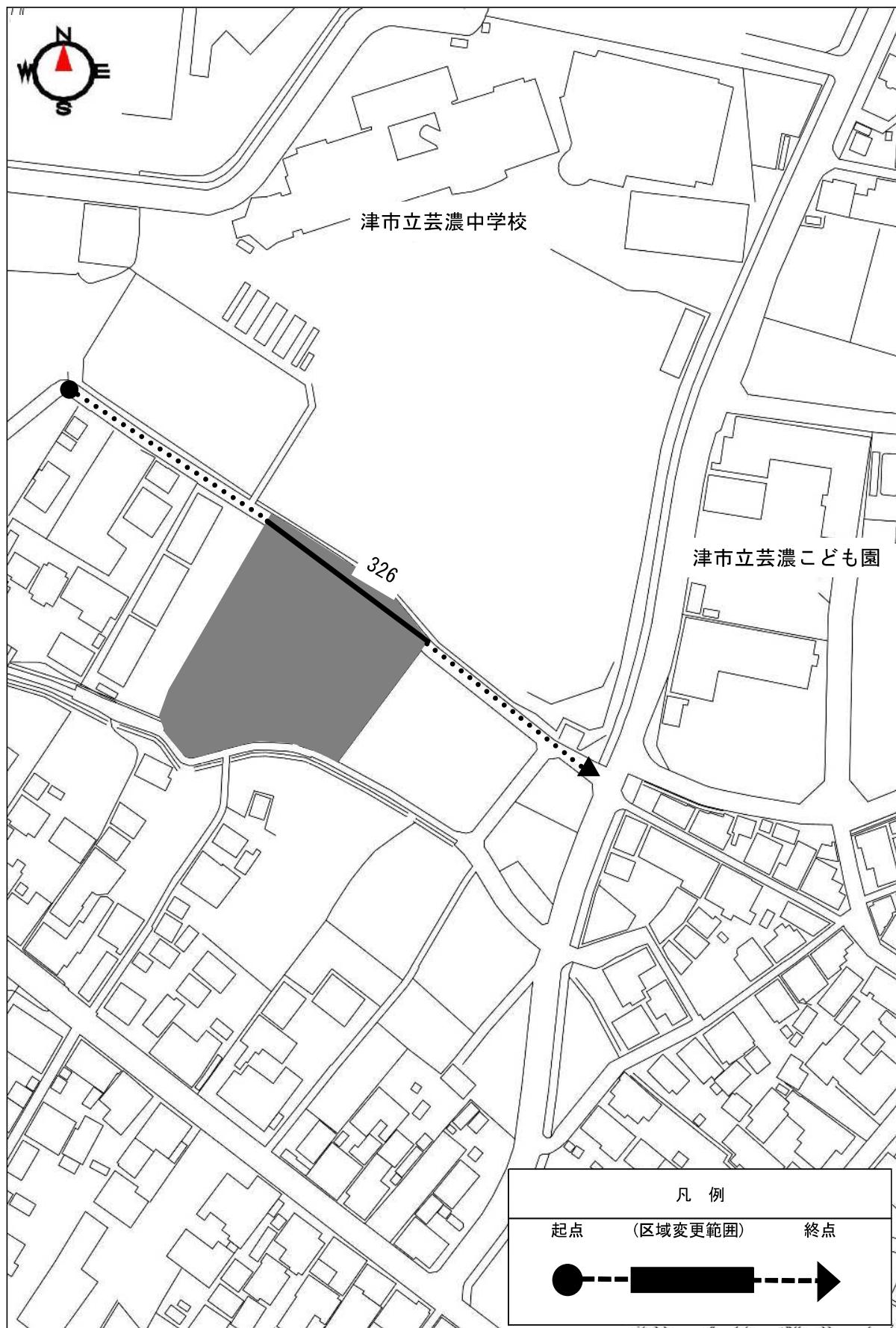
請求番号 : 28-1

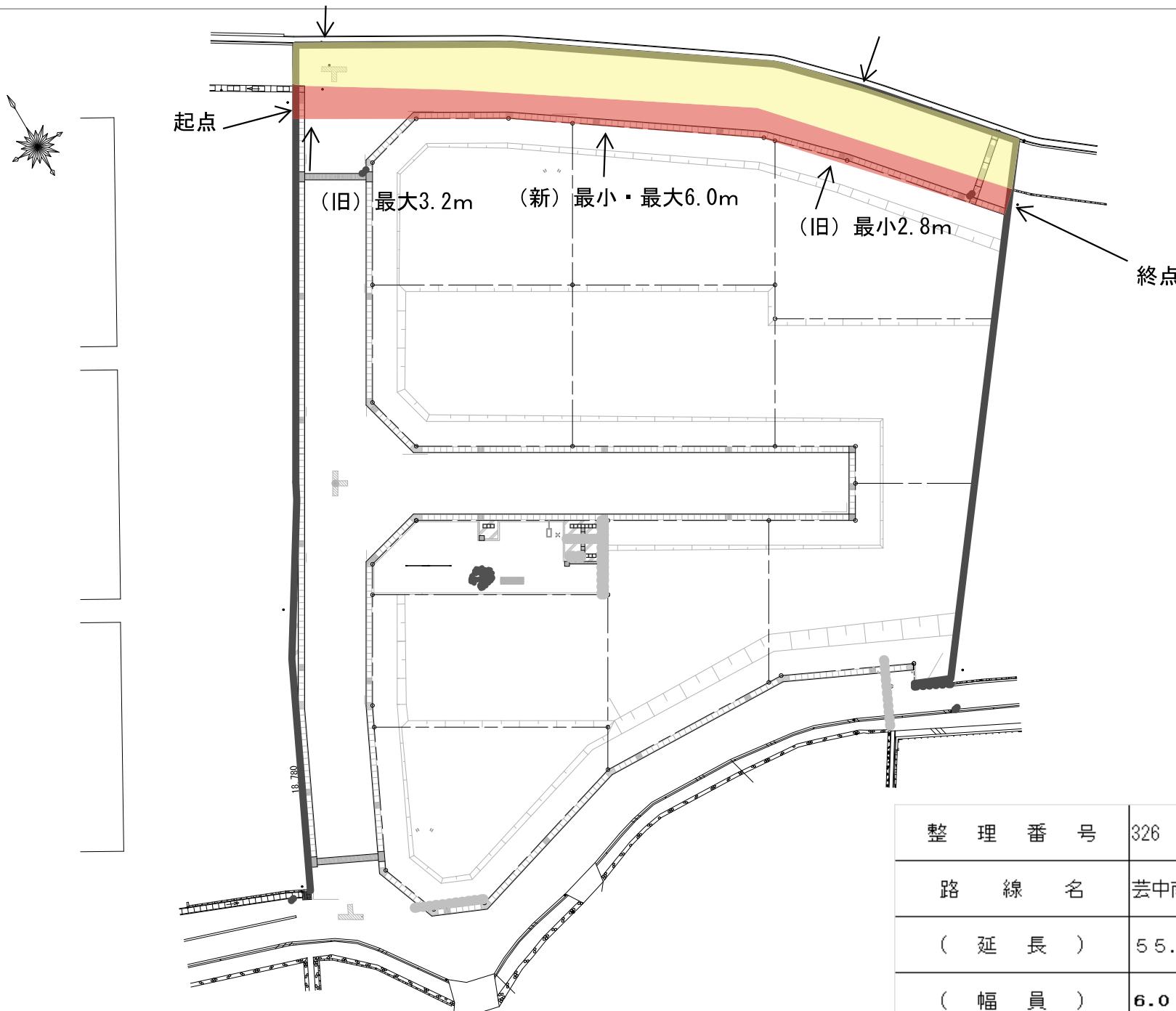
登記官

荒木恵子



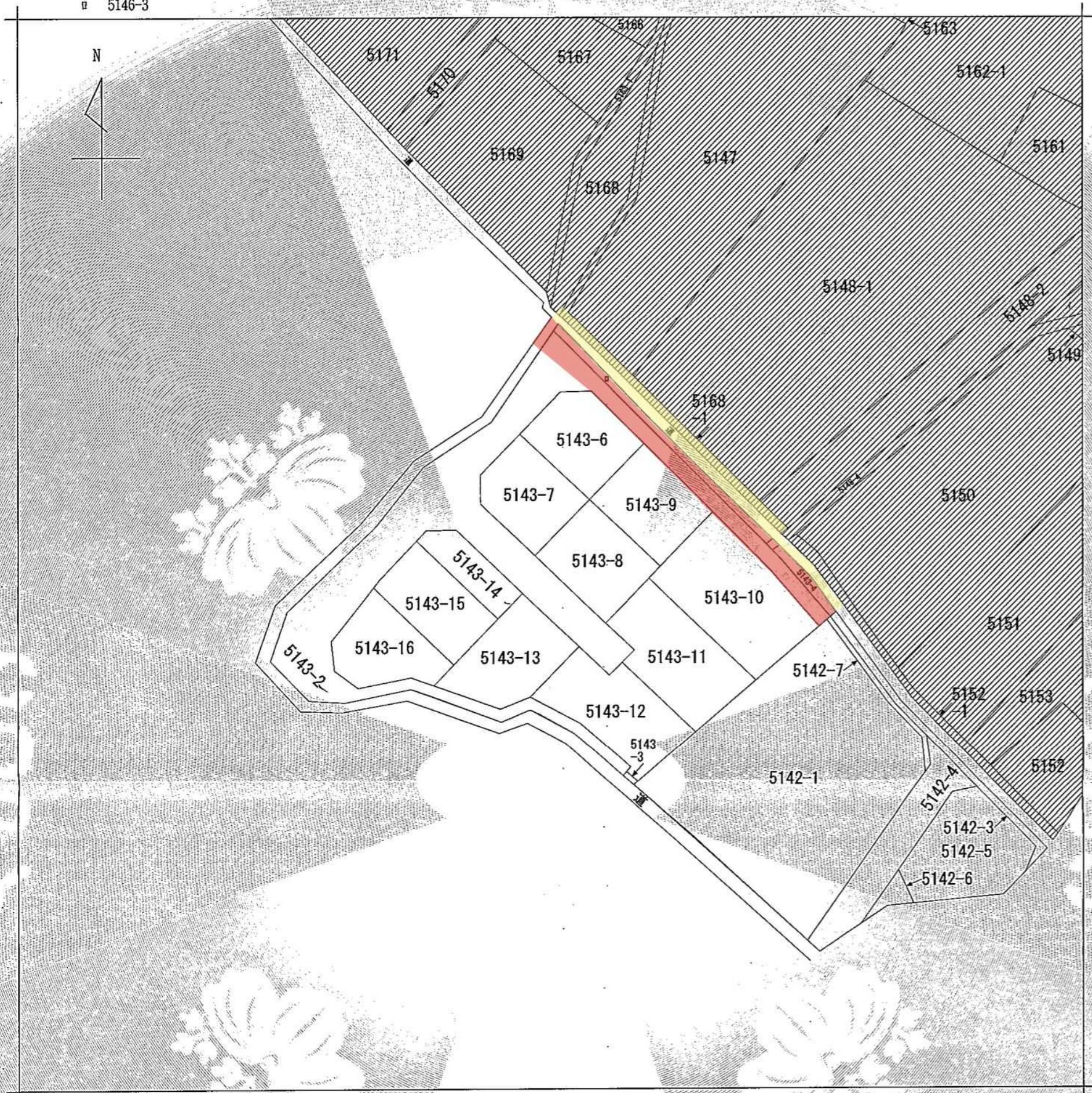
(1/1)





整 理 番 号	326
路 線 名	芸中南線
(延 長)	55.9m
(幅 員)	6.0 (2.8) ~6.0 (3.2) m

5148-3
5146-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部	所在	津市芸濃町椋本字出口			地番	5143番2	
出縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

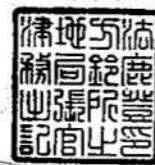
令和7年8月18日 /

津地方法務局鈴鹿出張所

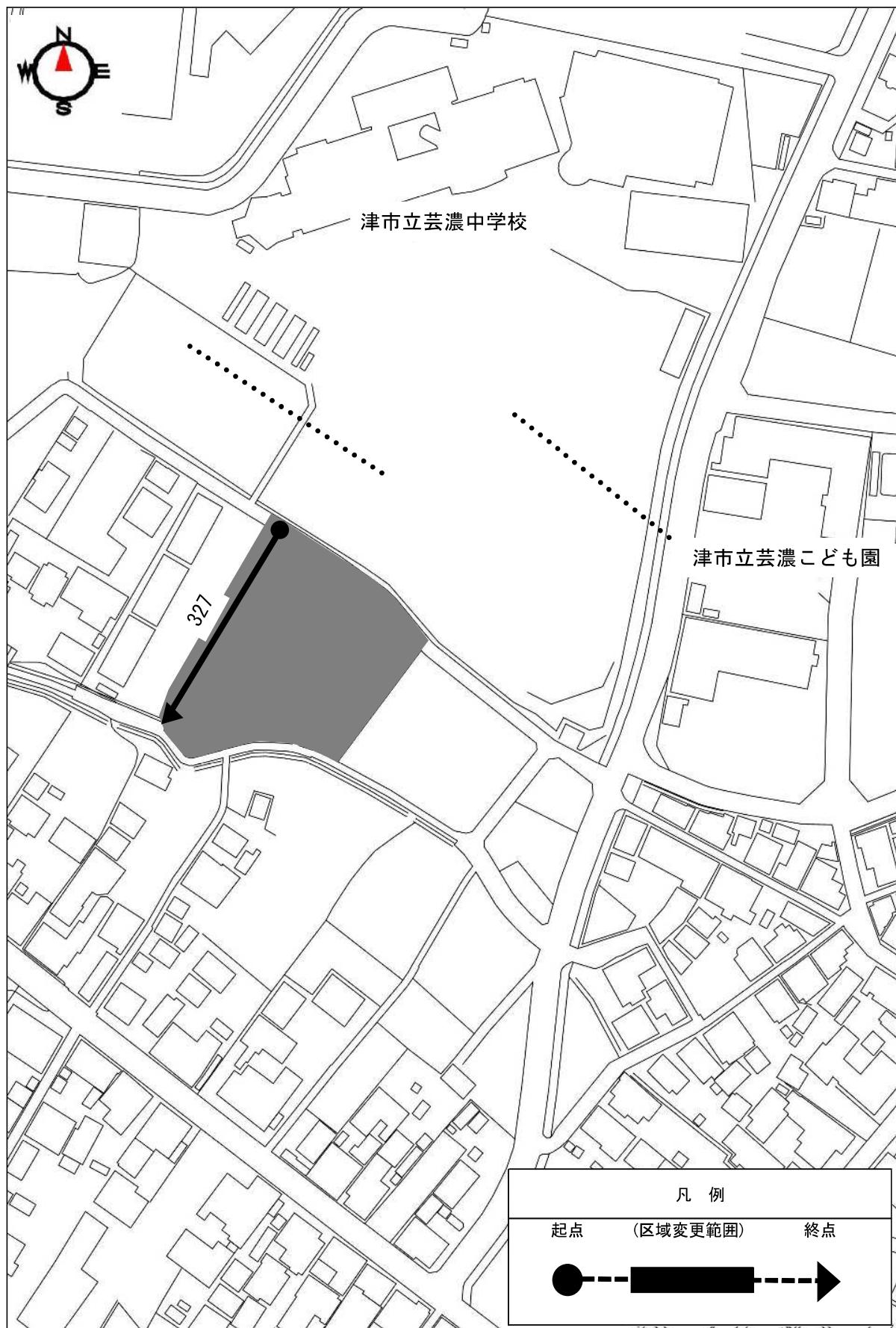
請求番号 : 28-1

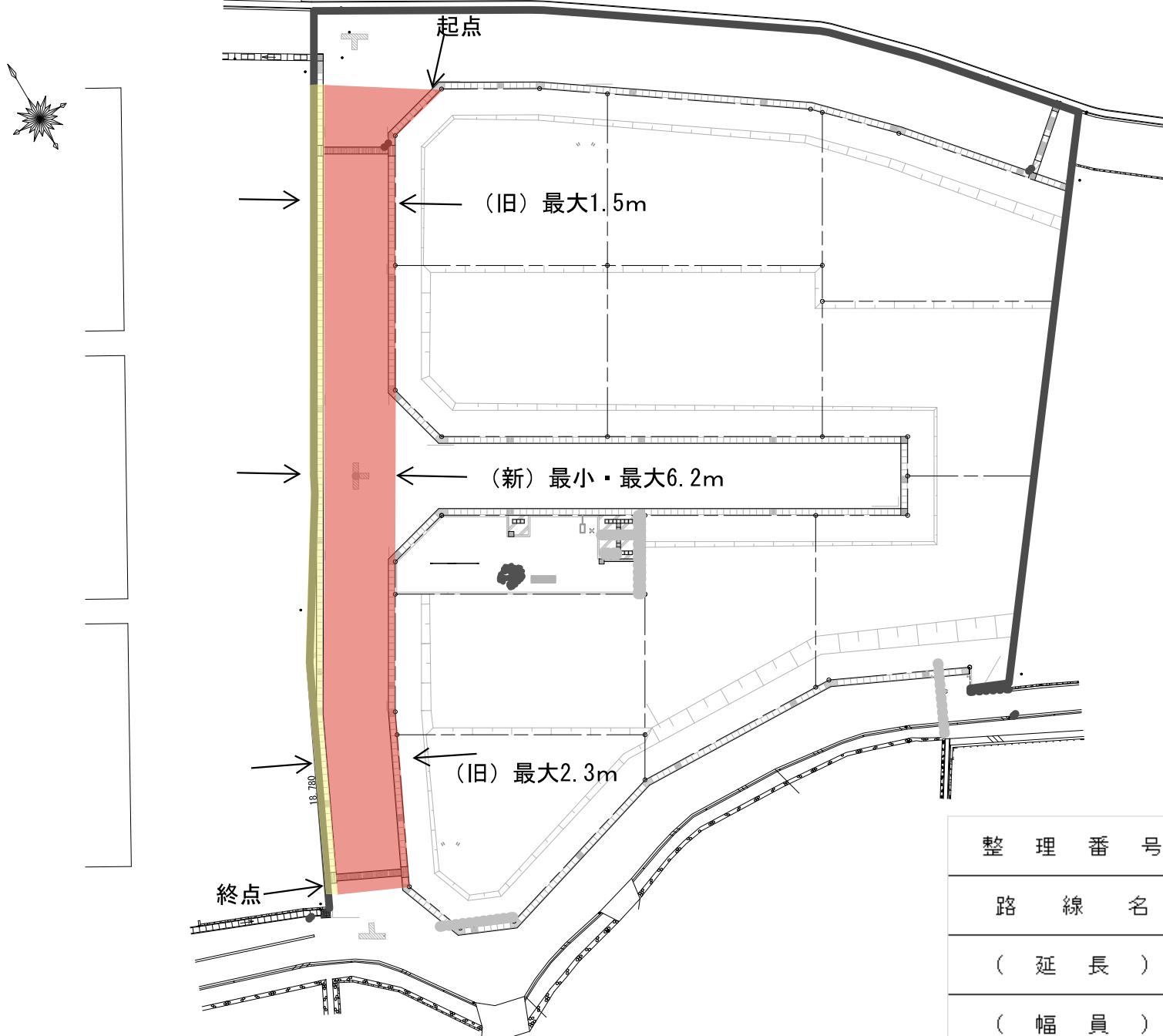
登記官

荒木恵子



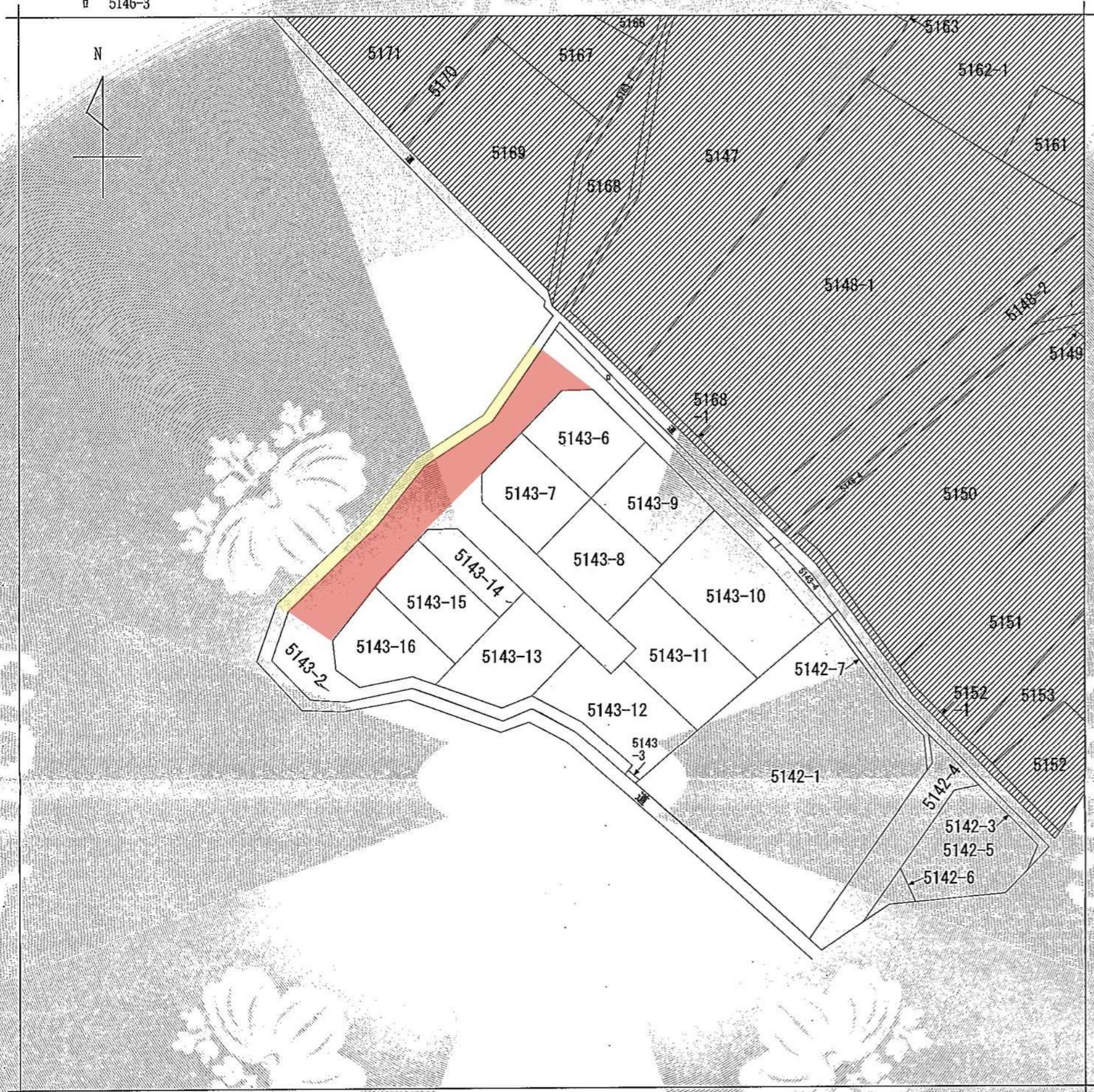
(1/1)





整 理 番 号	327
路 線 名	芸中南第1支線
(延 長)	65.7m
(幅 員)	6.2 (1.5) ~ 6.2 (2.3) m

5148-3
5146-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部	所在	津市芸濃町椋本字出口				地番	5143番2
出縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

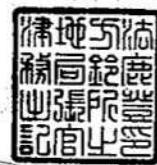
令和7年8月18日 /

津地方法務局鈴鹿出張所

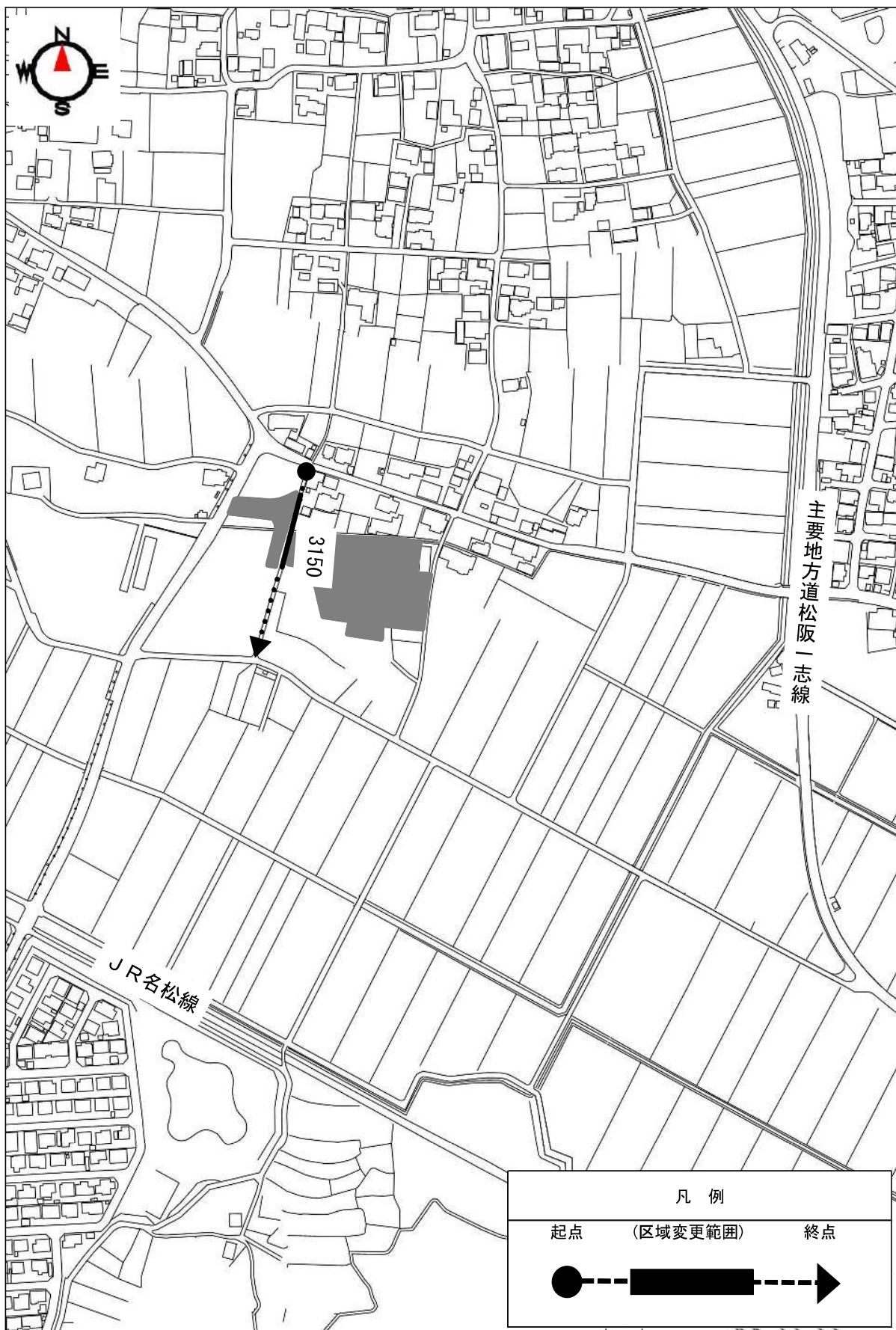
請求番号 : 28-1

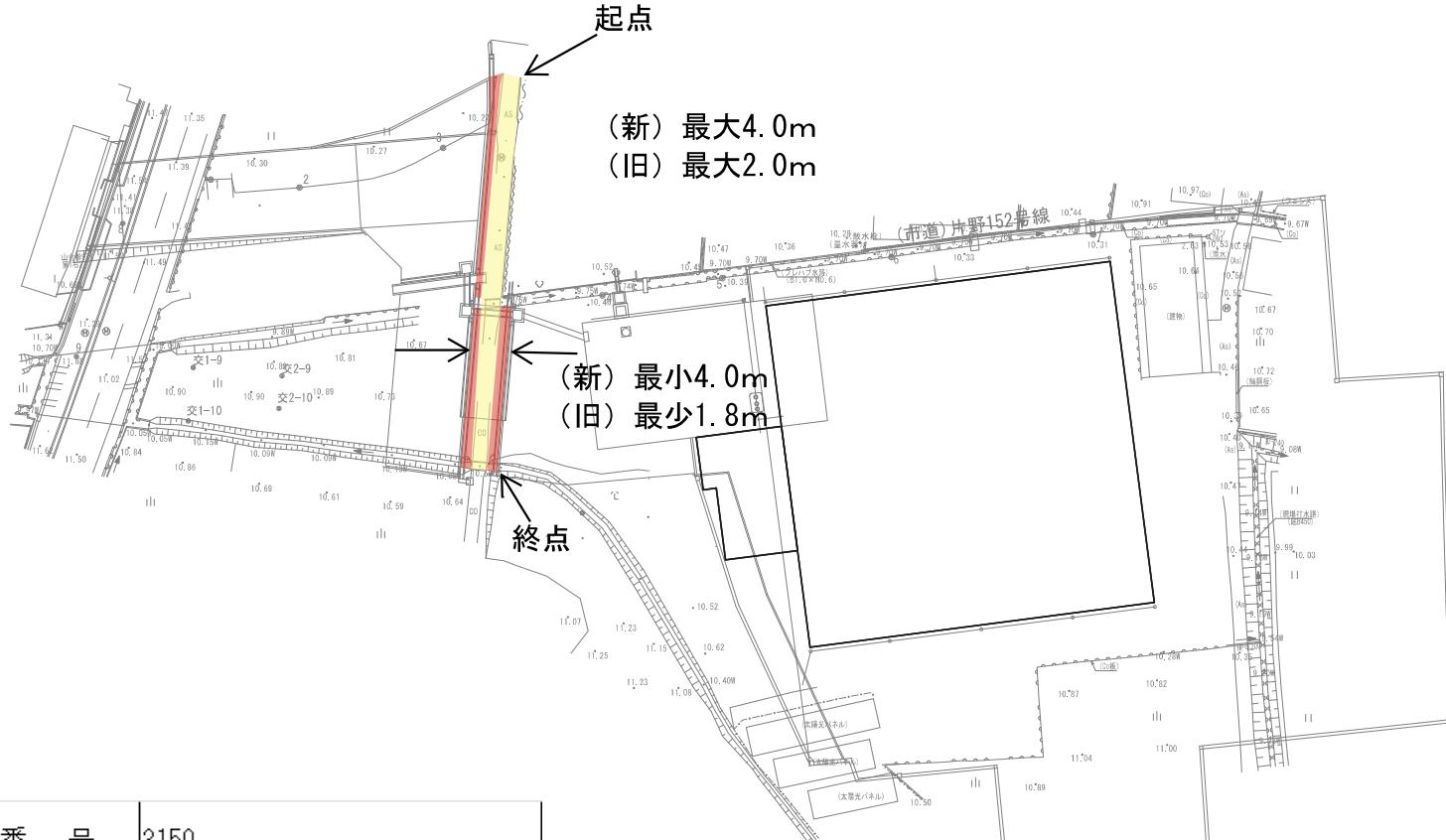
登記官

荒木恵子

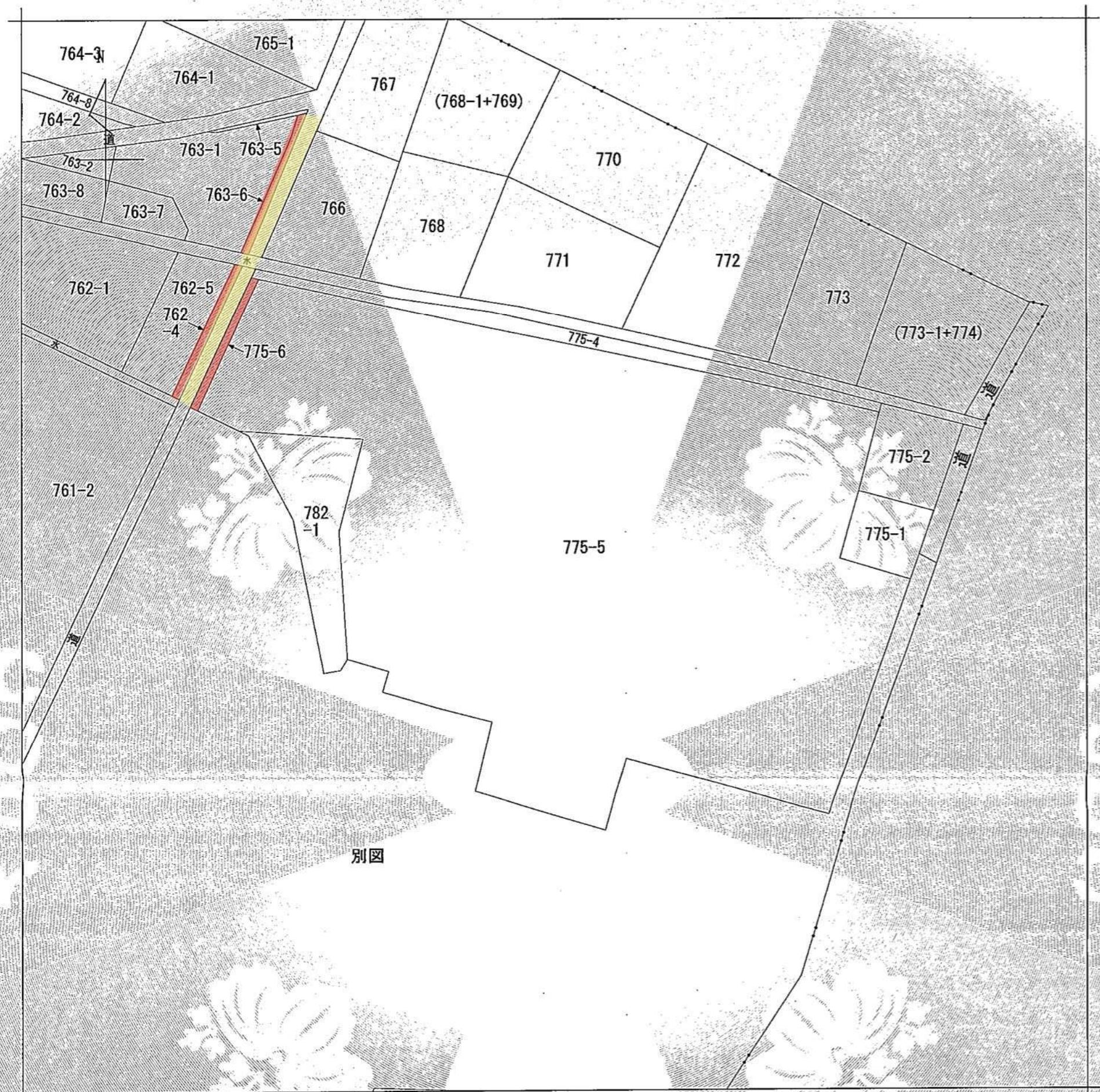


(1/1)





整 理 番 号	3150
路 線 名	片野 150号線
(延 長)	41.9m
(幅 員)	4.0 (1.8) ~ 4.0 (2.0) m



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	津市一志町片野字中野				地番	775番5
出力尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面
作成年月日	備付年月日 (原図)				補記項		種類 旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和7年10月2日

津地方法務局松阪支局

地図整理番号 : M13055

登記官

溝口和孝

(1/1)



津市告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定による指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

令和8年1月7日

津市長 前葉泰幸

1 事業者の名称

特定非営利活動法人なかよし

2 事業所の名称

相談支援事業所なかよし

3 事業所の所在地

津市中河原613-1

4 指定年月日

令和8年1月1日

5 指定事業の種類

(1) 特定相談支援

(2) 障害児相談支援

6 事業所番号

(1) 特定相談支援事業所 2430502977

(2) 障害児相談支援事業所 2470500915

津市告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和8年1月8日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
合同会社家暖
- 2 事業所の名称
ケアプラン結び
- 3 事業所の所在地
津市庄田町1368番地
- 4 指定年月日
令和8年2月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第8号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅東口自転車等放置禁止区域	2	令和7年12月1日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和7年12月1日
津駅東口自転車等放置禁止区域	4	令和7年12月8日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	8	令和7年12月8日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和7年12月17日
津駅西第一公共自転車等駐車場	25	令和7年12月19日
津駅西第二公共自転車等駐車場	16	令和7年12月19日
津駅西第三公共自転車等駐車場	2	令和7年12月19日
高茶屋駅南公共自転車等駐車場	4	令和7年12月19日
南が丘駅東公共自転車等駐車場	2	令和7年12月19日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定による指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

令和8年1月14日

津市長 前葉泰幸

1 事業者の名称

一般社団法人響の森

2 事業所の名称

相談支援センター 奏の杜

3 事業所の所在地

津市美里町家所2574番地

4 指定年月日

令和8年1月1日

5 指定事業の種類

(1) 特定相談支援

(2) 障害児相談支援

6 事業所番号

(1) 特定相談支援事業所 2430502969

(2) 障害児相談支援事業所 2470500907

津市告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定による指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

令和8年1月15日

津市長 前葉泰幸

1 事業者の名称

有限会社ファミリー

2 事業所の名称

相談支援事業所 ふあみりあ

3 事業所の所在地

津市久居中町134番地46

4 指定年月日

令和8年1月1日

5 指定事業の種類

(1) 特定相談支援

(2) 障害児相談支援

6 事業所番号

(1) 特定相談支援事業所 2430502985

(2) 障害児相談支援事業所 2470500923

津市公告第1号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第4条第1項の規定により次のとおり公募します。

令和8年1月5日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

令和7年度第4回市営住宅補充入居者募集

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者
 - ア A区分住宅 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）
 - イ B区分住宅 114,000円以下（裁量階層世帯158,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
 - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
- (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
- (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯
- (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者があ

る世帯

(オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

ウ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円

(イ) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者1人につき10万円（合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）

(ウ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族1人につき10万円

(エ) 特定扶養親族1人につき25万円

(オ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）

(カ) 申込者又は同居親族に寡婦がある場合には、寡婦1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

(キ) 申込者又は同居親族にひとり親がある場合には、ひとり親1人につき35万円（所得金額が35万円未満である場合には、当該所得金額）

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(6) 市町村税等を滞納していない者

(7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和8年1月15日（木）から1月23日（金）までの午前8時30分

から午後 5 時 15 分までとします。ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎 6 階）又は市営住宅課分室（ポルタひさい南館 1 階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年津市条例第 40 号）第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 市外在住者の場合は申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、ひとり親世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

3 優先入居住宅への申込み

次の各号に掲げる者は、条例第 10 条第 3 項に定める優先入居住宅の募集がある場合、申込みを行うことができます。

(1) 条例第 5 条各号に該当する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で 20 歳に満たない児童と同居し、扶養している者

(3) 申込者又は同居予定者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者

(4) 永住帰国を希望する中国残留邦人等

(5) 申込者が 60 歳以上の者であり、同居予定者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者

- (6) 18歳未満の子が3人以上いる者
- (7) 申込者又は同居予定者が心身障害者（身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1（最重度）～B1（中度）の交付を受けた者）
- (8) 申込者又は同居予定者が戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者
- (9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者

4 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和8年1月5日（月）から1月23日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

5 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱（平成18年訓第182号）に基づき、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択します。

公開抽選会は、令和8年2月20日（金）の予定です。

(1) A区分住宅

ア 白塚団地	1戸		
津市白塚町58番地3		鉄筋コンクリート5階建	3DK
家賃 17,800円	～ 40,900円		
イ 高洲町アパート	1戸	单身世帯可	
津市高洲町19番32号		鉄筋コンクリート4階建	3DK
家賃 10,800円	～ 24,900円		
ウ 千鳥アパート	1戸		
津市三重町津興433番地6		鉄筋コンクリート3階建	3DK

	家賃	17,700円	～	40,700円	
エ	南阿漕2号館	1戸			
	津市阿漕町津興222番地8	鉄筋コンクリート4階建		3DK	
	家賃	15,200円	～	34,500円	
オ	藤方団地	2戸			
	津市藤方297番地	鉄筋コンクリート5階建		3DK	
	家賃	13,300円	～	30,700円	
カ	城山アパート	1戸	单身世帯可		
	津市城山二丁目19番11号	鉄筋コンクリート4階建		2DK	
	家賃	6,900円	～	12,000円	
キ	相川団地	1戸	单身世帯可		
	津市久居相川町1957番地1	簡易耐火平屋建		2K	
	家賃	3,600円	～	8,400円	
ク	中町団地	1戸			
	津市久居中町366番地	鉄筋コンクリート3階建		3K	
	家賃	10,700円	～	24,700円	
ケ	相川西団地	1戸			
	津市久居野村町2007番地1	鉄筋コンクリート3階建		3DK	
	家賃	13,500円	～	31,100円	
コ	桃里団地B棟	1戸			
	津市戸木町2191番地	鉄筋コンクリート4階建		3DK	
	家賃	20,100円	～	46,200円	

(2) B区分住宅

ア	南阿漕1号館	1戸		
	津市阿漕町津興222番地9	鉄筋コンクリート5階建		3DK
	家賃	13,100円	～	19,500円
イ	朝汐アパート	1戸	单身世帯可	
	津市下弁財町津興802番地	鉄筋コンクリート4階建		2DK
	家賃	7,100円	～	10,600円
ウ	西城山アパート	1戸	单身世帯可	
	津市城山三丁目10番1-309号	鉄筋コンクリート4階建		2DK
	家賃	8,700円	～	12,900円

家賃は、令和7年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、令和8年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

6 入居の時期

令和8年3月下旬の予定です。

津市公告第2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を別紙のとおり変更しましたので、同条第8項の規定により公告します。

なお、別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和8年1月5日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第3号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和8年1月7日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和7年 12月 26日	津市 栗真 中山町	犬（雑種）	白	オス	中	成犬	

2 収容期間 令和8年1月9日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第4号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和8年1月7日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
津市 安濃町野口	雑種	茶	オス	大	成犬	
津市 雲津長常町	シーズー	茶白	メス	小	成犬	

2 抑留日 令和8年1月6日

3 抑留期間 令和8年1月13日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年1月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和7年12月18日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市芸濃町椋本字大 笹5215番の一部ほか10筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

四日市市曙町7番7号

三糧輸送株式会社

代表取締役 川北 正

津市公告第6号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和8年1月9日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 令和7年度第6回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

物件番号	概要					特記事項
	区分	所在	地番	登記地目	登記地積	
1	土地	津市安濃町清水字筑原	336 番 1	宅地	320.28 m ²	別紙① 物件調書のとおり古家あり
2	土地	津市白山町二本木字横町	289 番 6	宅地	266.07 m ²	別紙② 物件調書のとおり
3	土地	津市雲出伊倉津町字二十二割	1473 番 3	宅地	1435.12 m ²	別紙③ 物件調書のとおり
4	土地	津市豊が丘五丁目	2386 番 334	雑種地	500 m ²	別紙④ 物件調書のとおり

(3) 各物件に関する特記事項

ア 別紙各「物件調書」（公有財産売買契約書の物件調書を含みます。）の内容と各物件の引渡し時の現地の状況に相違がある場合は、これらの物件調書の内容にかかわらず、現状有姿により引き渡します。

イ 本市は、別紙各「物件調書」に特別の記載がある場合を除いて、各物件における地中埋設物、土壤汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。物件の引渡し後に、地中埋設物、土壤汚染等が判明又は不具合等が発生した場合でも、本市は契約不適合責任を負わず、落札者は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求及び契約の解除権行使することはできません。

ウ 各物件の土地の地積は、不動産登記の表示によるものとし、本市は、各物件に係る境界の明示責任を負いません。また、各物件の土地の不動産登記の表示による面積と実測による面積に相違がある場合であっても、本市及び落札者は、売買代金の増減請求その他の請求を行わないことと

します。

エ 別紙各「物件調書」に記載の事項のほか、売買物件に品質又は数量等に関してこの契約の内容に適合しないものが発見された場合であっても、本市は売買物件の契約不適合責任を負いません。また、落札者は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、売買契約の解除及び損害賠償請求をすることができません。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (5) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者、反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうち第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）

に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）

- (10) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止等を受けている者
- (11) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者
- (12) 日本語が理解できない者
- (13) 日本国内に住所及び連絡先がない者
- (14) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込手続

ア 申込方法 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 申込期間 令和8年1月14日（水）午後1時から同年2月3日（火）午後2時まで

(2) 入札参加申込手続（本申込）

ア 申込方法 仮申込みを行った後、下記(3)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出するほか(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手續が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和8年2月10日（火）午後2時まで

(3) 必要書類

ア 津市公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金の取り扱いに係る意思表示及び返還請求書（以下「入札参加申込書」といいます。）

イ 履歴事項全部証明書（個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し）

ウ 印鑑証明書（個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書に該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(4) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書
才 誓約書

- ※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。
- ※ ア、オの書類は、津市ホームページからダウンロードし、又は入札参加申込期限まで下記の窓口にて配布します。
- ※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当とします。
- ※ イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後3箇月以内の原本に限ります。
- ※ 一つの物件を複数の者で共有する目的で入札に参加を希望する場合や、行為能力制限者の入札参加を希望する場合は別途必要書類について協議してください。

(4) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札しようとする物件ごとに、下記4において示す「入札保証金」を本市が指定する金融機関の口座に令和8年2月10日（火）午後2時までに納付してください。

- ※ 口座番号については、入札参加仮申込手続の後、登録アドレス宛てに電子メールでお知らせします。
- ※ 入札参加申込者が入札保証金を金融機関に納付してから、本市が納付完了を確認するまで数開庁日を要します。原則として、上記期限までに本市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。ただし、入札保証金を銀行振り込み等により納付したことを書面で証明できる場合において、上記期限までに、当該書面の写しをメール又はファクス等で本市に送付し、確認を受けた時は、この限りではありません。
- ※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、入札参加申込書に指定した口座に振込して返還します。なお、落札者においては、契約保証金に充当します。
- ※ 入札保証金には、利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号	所 在	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	津市安濃町清水字筑原 336 番 1	1, 190, 000 円	130, 900 円
2	津市白山町二本木字横町 289 番 6	693, 000 円	76, 300 円
3	津市雲出伊倉津町字二十二割 1473 番 3	12, 479, 280 円	1, 372, 800 円
4	津市豊が丘五丁目 2386 番 334	4, 741, 680 円	521, 600 円

5 入札について

(1) 入札期間

令和8年2月17日（火）午後1時から同月24日（火）午後1時まで

(2) 開札

令和8年2月24日（火）午後1時以降に行います

(3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

2の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止

不正な行為等により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断できる場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを

送信します。

- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違
いなどの場合により、落札の決定が取り消された場合は、7の契約を締結
することができません。

7 契約について

- (1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、契約を締結することになります。契約
は、本市が落札者から提出された契約書に記名・押印したときに成立しま
す。

- (2) 提出書類

次に掲げる書類等を令和8年3月16日（月）午後4時00分までに本
市に提出してください。

ア 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行った上で、
1部のみに収入印紙を貼付して、2部とも提出してください。本市によ
る記名・押印後、1部を落札者へ返送します。

イ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分
の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書。なお、登
録免許税額は下記のとおり

物件番号1	30,000円
物件番号2	16,200円
物件番号3	190,300円
物件番号4	127,800円

8 契約保証金

- (1) 落札者から提出された入札参加申込書に基づき、入札保証金の全額を本
市が算定した契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）に充当す
るものとし、充当後、なお不足する契約保証金がある場合は、本市が別途
指定する方法により令和8年3月10日（火）午後4時00分までに当該
不足分の契約保証金を納付してください。
- (2) 納付された契約保証金は、その全額を売買代金に充当します。
- (3) 落札者が、正当な理由なく契約書提出期日（令和8年3月16日（月））
までに契約書を提出せず、本市が催告をしたにもかかわらず、契約書を提
出しなかった場合は、本市は落札決定を取り消し、契約保証金は本市に帰

属します。

9 契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。詳細は、物件ごとの契約書案（別紙⑤、⑥、⑦及び⑧）で確認してください。

- (1) 本市は、各物件の引渡しまでの危険負担を負いません。
- (2) 本市は、契約不適合責任（知りていらない事項を含みます。）を負いません。
- (3) 各物件において、工作物、構築物、残置物、立木その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに造成及び整地を必要とする場合であっても、本市は当該行為に係る費用の一切を負担しません。
- (4) 各物件の所有権移転後、本物件について、関係法令の規制上、建物の建築、建替え、用途変更、土地の形質変更等が可能か否か、本市は承知していませんので、これらの行為の可否に関し、本市はその一切の責任を負いません。

10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和8年3月26日（木）午後4時00分までに、本市の発行する納付書により納付しなければなりません。

11 所有権の移転及び引渡し

物件の所有権の移転及び引渡しは、売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、同時に引き渡すものとします。

なお、所有権移転登記は本市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、入札しようとする物件について、本入札公告及び物件調書並びに契約書案、売却システム、津市ホームページ記載の全ての内容について

て十分に理解し、了承している場合に限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札に参加することができません。このほか、入札参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

- (1) 物件に係る現地説明会等は開催しないため、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認をすること。なお、物件の敷地等を隨時見ていただくことは可能である。

また、入札公告及び物件調書等の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとする。

- (2) 物件の所有権移転後、物件敷地内への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、落札者が関係機関と協議の上、関係法令に従い、落札者の負担により行うこと。
- (3) 落札後の契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行うこと。
- (4) 入札参加申込みに係る物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができる。
- (5) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はファクス等による申込みはできないこと。
- (6) 入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、入札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課

財産活用・建築修繕支援担当

電話番号 059-229-3126

F A X 059-229-3444

津市公告第7号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を別紙のとおり変更しましたので、同条第8項の規定により公告します。

なお、別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和8年1月9日

津市長 前葉泰幸

津市上下水道事業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、使用料等の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条2項の規定により告示する。

令和8年1月13日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1-11-2 大崎ゲートシティイーストタワー
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号

2 委託した収納事務に係る歳入等

水道料金等

再開栓手数料

公共下水道使用料

市営浄化槽使用料

共同汚水処理施設使用料

農業集落排水処理施設使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和7年12月26日

4 委託した日

令和7年12月26日

津市選挙管理委員会告示第1号

令和8年1月25日執行予定の津市議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に關し、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和8年1月6日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

1 被登録資格の決定の基準となる日

令和8年1月17日

（年齢については、令和8年1月25日とする。）

2 登録を行う日

令和8年1月17日

津市選挙管理委員会告示第2号

令和8年1月25日執行予定の津市議会議員選挙における候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので津市公職選挙事務取扱規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第1号）第69条の規定により告示する。

令和8年1月6日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

提出すべき場所 津市本庁舎8階大会議室A

津市選挙管理委員会告示第3号

令和8年1月25日執行予定の津市議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

令和8年1月6日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部憲夫

1 選挙長

住 所 津市戸木町5515番地1
氏 名 磯部 憲夫

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 津市久居小野辺町1454番地40
氏 所 永戸 吉朋

津市選挙管理委員会告示第4号

令和8年1月25日執行予定の津市議会議員選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定める。

令和8年1月6日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

交付場所	交付を行う期間	交付できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎8階大会議室C	令和8年1月19日から 同月23日まで	第1～第120投票区
津市河芸庁舎1階防災研修室	令和8年1月19日から 同月24日まで	第1～第120投票区
津市芸濃庁舎2階中会議室3・4	令和8年1月19日から 同月24日まで	第1～第120投票区
津市美里庁舎1階会議室	令和8年1月19日から 同月24日まで	第1～第120投票区
津市安濃庁舎2階会議室2・3	令和8年1月19日から 同月24日まで	第1～第120投票区
津市久居庁舎1階1A会議室	令和8年1月19日から 同月24日まで	第1～第120投票区
津市香良洲公民館1階住民活動室	令和8年1月19日から 同月24日まで	第1～第120投票区
津市一志庁舎1階住民活動室	令和8年1月19日から 同月24日まで	第1～第120投票区
津市白山庁舎2階203会議室	令和8年1月19日から 同月24日まで	第1～第120投票区
津市美杉総合文化センター1階会議室1・2	令和8年1月19日から 同月24日まで	第1～第120投票区

イオンモール津南 3 階イオンホール	令和 8 年 1 月 2 1 日から 同月 2 4 日まで	第 1 ~ 第 1 2 0 投票区
津市本庁舎 1 階ロビ ー	令和 8 年 1 月 2 4 日	第 1 ~ 第 1 2 0 投票区

津市選挙管理委員会告示第5号

令和8年1月25日執行予定の津市議会議員選挙における不在者投票の時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第270条の2の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第142条の3の規定により告示する。

令和8年1月6日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

- 1 時間 午前10時から午後8時まで
- 2 場所 イオンモール津南3階イオンホール

津市選挙管理委員会告示第6号

令和8年1月25日執行予定の津市議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和8年1月6日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 くじを行う場所 | 津市本庁舎8階大会議室A |
| 2 くじを行う日時 | 令和8年1月18日 午後5時30分 |

津市選挙管理委員会告示第7号

令和8年1月25日執行予定の津市議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報発行に関する規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第7号）第6条第2項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和8年1月6日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 くじを行う場所 | 津市本庁舎8階大会議室A |
| 2 くじを行う日時 | 令和8年1月18日 午後5時30分 |

津市選挙管理委員会告示第8号

令和8年1月25日執行予定の津市議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

令和8年1月6日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部憲夫

別紙のとおり

第1期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住 所	氏 名
1月19日	津市	森田 泰紹	津市	清水 政宏
1月20日	津市	山本 美千代	津市	峯林 仁志
1月21日	津市	岡 静美	津市	大西 望恵
1月22日	津市	前川 由美子	津市	萩原 聖也
1月23日	津市	東福寺 一郎	津市	清水 政宏

第2期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住 所	氏 名
1月19日	津市	河戸 一	津市	中原 賢二
1月20日	津市	長井 三喜夫	津市	伊藤 麻巳子
1月21日	津市	河戸 一	四日市市	樽井 裕信
1月22日	津市	倉田 和実	津市	松下 貴史
1月23日	津市	鈴木 捷功	津市	土井 たまき
1月24日	津市	岡 正久	鈴鹿市	高木 伸幸

第3期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住 所	氏 名
1月19日	津市	佐藤 恵子	津市	吉川 雅徳
1月20日	津市	藤谷 弘一	津市	柴田 智彦
1月21日	津市	駒田 勝巳	津市	駒田 祐樹
1月22日	津市	佐藤 恵子	津市	伊藤 美帆
1月23日	津市	藤谷 弘一	津市	小黒 誠仁
1月24日	津市	駒田 勝巳	津市	今井 道子

第4期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住 所	氏 名
1月19日	津市	高本 成樹	津市	不破 孝幸
1月20日	津市	伊藤 順通	津市	服部 頤
1月21日	津市	鈴木 弘美	津市	中瀬 智広
1月22日	津市	鈴木 満	津市	澤岸 慎也
1月23日	津市	川合 貞則	津市	谷川 潤
1月24日	津市	清水 裕順	津市	別所 英幸

第5期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住 所	氏 名
1月19日	津市	丸山 耕一	津市	紀平 浩司
1月20日	津市	平松 崇己	津市	山本 涼介
1月21日	津市	吉川 和善	津市	織田 勝弘
1月22日	津市	田野田 彰	津市	竹島 知耶
1月23日	津市	川本 吉幸	津市	山岡 亜由美
1月24日	津市	丸山 耕一	津市	紀平 浩司

第6期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住 所	氏 名
1月19日	津市	青木 好巳	津市	多羅尾 友美
1月20日	津市	辻 富美雄	津市	藤巻 剛
1月21日	津市	藤田 順子	津市	淡島 智紀
1月22日	津市	臼井 正昭	鈴鹿市	駒田 元彥
1月23日	津市	鈴木 巧	津市	中原 正昭
1月24日	津市	高田 明裕	津市	岸江 一浩

第7期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月19日	津市	太田 正之	津市	森 康浩
1月20日	津市	後藤 千春	津市	葛井 ひとみ
1月21日	津市	奥田 満	津市	中山 隆司
1月22日	津市	太田 正之	津市	柴山 勝彦
1月23日	津市	奥田 満	津市	葛井 ひとみ
1月24日	津市	前田 恵津子	津市	後藤 啓太

第8期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月19日	津市	田中 久志	津市	秋山 晴美
1月20日	津市	松井 博保	津市	澤田 和也
1月21日	津市	田端 稔	津市	豊田 法生
1月22日	津市	後藤 佳基	津市	西 浩子
1月23日	津市	田中 宏	津市	竹西 昭人
1月24日	津市	田中 久志	津市	佐野 隆之

第9期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月19日	津市	中西 育	津市	植松 久美子
1月20日	津市	中山 大藏	津市	山川 隆宏
1月21日	津市	小林 洋之	津市	大橋 律子
1月22日	津市	小林 哉也	津市	松永 邦彦
1月23日	津市	橋本 忍	亀山市	戸田 瞳
1月24日	津市	吉川 寛司	津市	瀬田 義久

第10期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月19日	津市	岸野 隆夫	津市	岡野 百恵
1月20日	津市	前川 広幸	津市	廣瀬 智也
1月21日	津市	大西 順子	津市	谷 泰徳
1月22日	津市	渡邊 宏一	松阪市	向田 早永
1月23日	津市	澤 栄理子	津市	田中 賢秀
1月24日	津市	西山 政志	津市	鯖戸 嘉典

第11期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月21日	津市	渡邊 昇	津市	小林 泰之
1月22日	津市	渡邊 昇	津市	小谷 章剛
1月23日	津市	渡邊 昇	津市	福山 智収
1月24日	津市	渡邊 昇	松阪市	本多 裕樹

第12期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月24日	津市	山本 美千代	津市	三島 零士

津市選挙管理委員会告示第9号

令和8年1月25日執行予定の津市議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

令和8年1月6日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

別紙のとおり

投票所施設一覧

地域	投票区	投票所名称・施設	所在地
津	1	津市役所	津市西丸之内23番1号
	2	津市立養正小学校	津市丸之内養正町14番1号
	3	津市相愛保育園	津市相生町77番地
	4	津市立敬和小学校	津市中河原445番地
	5	津市敬和公民館	津市寿町21番22号
	6	津市橋南会館	津市柳山津興1535番地27
	7	津市阿漕塚記念館	津市柳山津興622番地
	8	津市立育生小学校	津市下弁財町津興1350番地
	9	津市立橋南中学校	津市上弁財町津興2537番地4
	10	セントヨゼフ女子学園	津市半田1330番地
	11	津市橋南公民館	津市修成町12番1号
	12	津工会館	津市半田142番地
	13	津市立新町小学校	津市八町三丁目3番1号
	14	津市立西橋内中学校	津市東古河町7番1号
	15	三重大学附属幼稚園	津市観音寺町523番地
	16	三重県栄町庁舎（旧三重県民サービスセンター）	津市栄町一丁目954番地
	17	津市立南立誠小学校	津市桜橋二丁目39番地
	18	津市アストプラザ	津市羽所町700番地
	19	津市津西会館	津市一身田上津部田1355番地5
	20	津市立西が丘小学校	津市長岡町800番地437
	21	上浜団地集会所	津市上浜町四丁目49番地
	22	旧北立誠幼稚園	津市江戸橋一丁目76番地2
	23	雲出保育園	津市雲出本郷町1165番地
	24	津市城山会館	津市城山二丁目20番3号
	25	津市南郊公民館	津市高茶屋三丁目25番6号
	26	三重県工業研究所	津市高茶屋五丁目5番45号
	27	三重県立津高等技術学校	津市高茶屋小森町1176番地2
	28	津市立藤水幼稚園	津市藤方1627番地
	29	津市南が丘会館	津市垂水2882番地1
	30	津市立南が丘小学校	津市垂水2538番地1
	31	津市立神戸小学校	津市神戸332番地1
	32	泉ヶ丘集会所	津市野田21番地863
	33	旧片田幼稚園	津市片田井戸町43番地8
	34	津市立櫛形小学校	津市分部1211番地1
	35	津市立安東小学校	津市納所町245番地
	36	緑の街集会所	津市河辺町3511番地7
	37	津市立一身田小学校	津市一身田大古曾355
	38	津市一身田公民館	津市一身田町293番地3
	39	豊野会館	津市一身田豊野1406番地479
	40	町屋会館	津市栗真町屋町935番地2
	41	津市栗真保育園	津市栗真小川町274番地
	42	白塚公民館	津市白塚町5205番地
	43	津市白塚市民センター	津市白塚町2111番地
	44	白塚団地第2自治会集会所	津市白塚町58番地15
	45	津市立大里小学校	津市大里窪田町1821番地
	46	津市高野尾転作促進技術研修所	津市高野尾町5417番地
	47	津市豊が丘おおぞら会館	津市豊が丘二丁目47番11号
河芸	48	中別保公民館	津市河芸町中別保2034番地3
	49	津市立豊津小学校	津市河芸町一色1680番地
	50	津市立上野小学校	津市河芸町上野2963番地
	51	東千里公民館	津市河芸町東千里759番地
	52	津市立千里ヶ丘幼稚園	津市河芸町千里ヶ丘13番地
	53	津市立黒田小学校	津市河芸町北黒田109番地1
	54	南黒田公民館	津市河芸町南黒田442番地1
	55	三行地区農業構造改善センター	津市河芸町三行1228番地1
芸濃	56	津市芸濃総合支所	津市芸濃町椋本6141番地1
	57	津市立明小学校	津市芸濃町林325番地
	58	旧安西小学校	津市芸濃町北神山310番地
	59	津市雲林院福祉会館	津市芸濃町雲林院1019番地
	60	津市落合の郷	津市芸濃町河内900番地

美里	61	津市美里ふるさと資料館	津市美里町北長野1445番地
	62	津市美里公民館	津市美里町足坂560番地2
	63	旧辰水小学校	津市美里町家所2045番地
安濃	64	津市草生公民館	津市安濃町草生4249番地1
	65	津市村主公民館	津市安濃町連部69番地1
	66	津市安濃公民館	津市安濃町内多3653番地
	67	津市明合幼稚園	津市安濃町大塚253番地2
久居	68	久居総合福祉会館	津市久居東鷹跡町20番地2
	69	津市立誠之小学校	津市久居西鷹跡町424番地
	70	津市立成美小学校	津市久居新町737番地
	71	津市立立成小学校	津市久居野村町560番地
	72	久居さくらが丘集会所	津市久居桜が丘町1813番地5
	73	密柑山幼稚園	津市久居北口町554番地2
	74	津市北部保育園	津市久居北口町859番地3
	75	津市元町地区集会所	津市久居元町2099番地2
	76	津市須ヶ瀬構造改善センター	津市須ヶ瀬町1610番地7
	77	木造区集会所	津市木造町1581番地
	78	津市桃園情報センター	津市新家町1365番地5
	79	津市こべき保育園	津市久居元町2314番地17
	80	津市立戸木小学校	津市戸木町880番地
	81	津市七栗産業会館	津市庄田町517番地1
	82	津市立栗葉小学校	津市森町270番地
	83	一色公会所	津市久居一色町766番地2
	84	下稻葉公会所	津市稻葉町200番地
	85	上稻葉ふれあい会館	津市稻葉町2764番地1
	86	津市榎原農民研修所	津市榎原町5104番地
	87	津市下村教育集会所	津市榎原町8161番地2
	88	寺野垣内集会所	津市榎原町4696番地1
	89	津市榎原上教育集会所	津市榎原町10295番地1
香良洲	90	津市香良洲公民館	津市香良洲町1876番地1
	91	津市立香海中学校	津市香良洲町128番地
一志	92	井生公会所	津市一志町井生2691番地
	93	津市大井公民館	津市一志町大仰217番地1
	94	津市とことめの里一志	津市一志町井関1792番地
	95	津市波瀬ふれあい会館	津市一志町波瀬2232番地2
	96	みえなか農業協同組合旧室の口店	津市一志町波瀬7068番地
	97	津市川合文化会館	津市一志町八太420番地4
	98	津市庄村集会所	津市一志町庄村244番地1
	99	津市高岡老人憩いの家	津市一志町高野1321番地1
	100	津市一志高岡公民館	津市一志町田尻605番地2
	101	高野団地集会所	津市一志町高野160番地199
	102	津市小山集会所	津市一志町小山401番地1
	103	虹が丘集会所	津市一志町虹が丘5番地7
白山	104	津市元取公民館	津市白山町城立305番地
	105	津市立家城小学校	津市白山町南家城647番地
	106	津市川口公民館	津市白山町川口1968番地
	107	津市大三農村集落多目的共同利用施設	津市白山町二本木1001番地253
	108	津市三ヶ野集会所	津市白山町三ヶ野2773番地1
	109	津市倭公民館	津市白山町中ノ村581番地
	110	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設	津市白山町八対野994番地1
美杉	111	津市竹原地域住民センター	津市美杉町竹原2777番地
	112	津市美杉総合文化センター	津市美杉町八知5580番地2
	113	津市太郎生多目的集会所	津市美杉町太郎生2120番地
	114	下太郎生中農業集落多目的集会所	津市美杉町太郎生4473番地3
	115	津市伊勢地地域住民センター	津市美杉町石名原1681番地
	116	津市八幡地域住民センター	津市美杉町奥津1288番地8
	117	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	津市美杉町川上3372番地
	118	津市丹生俣多目的集会所	津市美杉町丹生俣1360番地2
	119	津市多気地域住民センター	津市美杉町上多気1031番地
	120	津市下之川地域住民センター	津市美杉町下之川6115番地

津市選挙管理委員会告示第10号

令和8年1月25日執行予定の津市議会議員選挙における投票所の開閉時間
を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に
より次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月6日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

投票所を開く時間 午前7時

投票所を閉じる時間 午後7時

津市選挙管理委員会告示第11号

令和8年1月25日執行予定の津市議会議員選挙について、津市議会の議員及び津市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成18年津市条例第4号）第2条第1項に規定するポスター掲示場に、ポスターを掲示することができる日を次のとおり告示する。

令和8年1月6日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

掲示することができる日 令和8年1月18日